

(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

平成 3 1 年 4 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧の場所	1
(4) 縦覧期間	2
2. 方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
4. 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	4

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、方法書についての環境の保全の見地からの意見を求めるため環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成31年1月29日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成31年1月29日（火）付けの日刊新聞紙5紙に公告を行った。

- ・朝日新聞（三重県版 ※伊賀含む）
- ・毎日新聞（三重県版 ※伊賀含む）
- ・読売新聞（三重県版 ※伊賀含む）
- ・中日新聞（中勢・伊賀含む／東紀州除く）
- ・伊勢新聞

② インターネットによるお知らせ

平成31年1月29日（火）から、事業者のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ホームページ

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/news/>

(3) 縦覧の場所

① 関係自治体庁舎

関係自治体庁舎6箇所で縦覧を行った。

- ・津市役所 環境部環境保全課
- ・津市役所 美里総合支所
- ・津市役所 芸濃総合支所
- ・津市役所 安濃総合支所
- ・伊賀市役所 本庁舎
- ・伊賀市役所 大山田支所

② インターネットの利用による公表

株式会社グリーンパワーインベストメント ホームページ

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/news/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 31 年 1 月 29 日（火）から平成 31 年 3 月 14 日（木）

午前 9 時から午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※法律に基づく縦覧期間は平成 31 年 1 月 29 日（火）から平成 31 年 2 月 28 日（木）の 1 ヶ月間に、自主的に 2 週間の縦覧期間を追加しました。

- ・電子縦覧：平成 31 年 1 月 29 日（火）午前 9 時から平成 31 年 3 月 14 日（木）午後 5 時まで

※法律に基づく縦覧期間は平成 31 年 1 月 29 日（火）から平成 31 年 2 月 28 日（木）の 1 ヶ月間に、自主的に 2 週間の縦覧期間を追加しました。

2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数を以下に示す。

- ① 津市美里社会福祉センター（三重県津市美里町三郷 46-3）

日時：平成 31 年 2 月 6 日（水） 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分

来場者数：50 人

- ② 津市錫杖湖水荘（三重県津市芸濃町河内 679 番地）

日時：平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 1 時から午後 3 時

来場者数：35 人

- ③ 伊賀市大山田東体育館（三重県伊賀市猿野 1316）

日時：平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 7 時から午後 9 時

来場者数：14 人

- ④ 津市安濃中公民館（三重県津市安濃町東観音寺 483 番地）

日時：平成 31 年 2 月 8 日（金） 午後 6 時 30 分から午後 10 時

来場者数：79 人

3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 1 月 29 日（火）から平成 31 年 3 月 14 日（木）まで

なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

意見書は、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書総数は 74 通、意見総数は 270 件であった。

4. 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (1/120)

意見番号	住民意見	事業者の見解
No. 1		
1-1	さる、いのしし、しかが来ることがあるので建設反対です。	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、各種動物の生息状況を把握する予定です。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。
No. 2		
2-1	・現在においても近隣の田、畑、居住地への獣害が発生しているが、事業実施が決定し、進めていく又は建設後その先、獣害が増加した場合、何か県や市、もしくは事業者からの補助はあるのか？（農作物被害、居住ができなくなった場合の引っ越しやその後の土地。）	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、生息状況を把握します。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。 運転開始後、害獣による農作物への被害について、本事業との因果関係が明らかとなりました場合には、個別具体的な対策を検討してまいります。
2-2	・建設後、メンテナンス部品などが供給されなくなったら、ゴミになるのではないかな？	メンテナンス部品を安定的に調達することは風車の運転維持管理上も重要であり、事前に予備品として確保しておき、風車の安定操業を行います。
2-3	・鳥がぶつかったりする(大きなブレードなどで)確率が高くないのか？	バードストライクについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年 環境省）に準拠した手法で調査、予測、評価を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。
2-4	・事業内容をもっと多くの津市民へわかりやすく説明する必要があるのではないかな？	事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (2/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 3		
3-1	1. 計画段階環境配慮書に対する知事意見を述べました(仮称)平木阿波ウインドファーム・ウインドファーム津安芸 i 事業について * 三重県知事意見書から ①平成 30 年 5 月 8 日付けで、下記のとおり計画段階環境配慮書に対して知事意見を述べました。なお、知事意見及び関係市長意見(津市、伊賀市)については、平成 30 年 5 月 14 日から平成 30 年 6 月 27 日まで、環境生活部、三重県立図書館、情報公開・個人情報保護総合窓口及び各地域防災総合事務所(津地域及び伊賀地域)において閲覧に供します。 ①について 平成 30 年度初から事業者と行政間で進めていたようだ。直接生活環境の影響を受ける地元自治会への連絡は平成 30 年 12 月 8 日、事業者説明会開催の案内書は 10 日前に回覧でした、地元の環境を無視した事業計画である。説明会には、環境の変化及び低周波音等の騒音影響の説明は無かった。	事前に行行政窓口や一部の自治会の役員の方々にはご説明させていただいておりましたが、地域住民の皆様を広く対象とした説明会は先般 2 月に初めて開催させていただきました。 引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。 また、地域住民の皆様への周知方法につきましても、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討して参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (3/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
3-2	1-1 総括的事項 ①自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、方法書に記載すること。 ＊について説明会では風の状況が良いので建設を考えているだけで、三重県知事の意見書に対する説明はなかった。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えておりますので、地域と共生できるような事業になるよう努めて参ります。
3-3	②対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取り付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させること。 ＊について、全体の説明は無く既設の林道は使うとのコメントはあったが詳細は説明会には反映されず、口ごもっていた。資料を中途半端にまとめたのか、分かっているにもかかわらず説明しないのか疑問がある。	今後、現地調査等を踏まえつつ、各事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画の検討及び具体化を行います。 なお、配慮書から方法書への一部区域の変更の経緯については、方法書の第 7 章に記載しており、風車や取付道路等は引続き事業計画検討中です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(4/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
3-4	③累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。 ＊について、環境調査は準備段階だけで行い、風車設置後の環境影響追跡調査を行っていない(河川の土砂の堆積及び魚及び動植物への影響、バードストライク、低周波音等の音波の健康への影響被害の調査等)追跡調査は必要である。	三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、適切な調査予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討いたします。また、本事業についても、予測・評価の結果を踏まえ、適切な事後調査を計画いたします。
3-5	④次の、個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び風車基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。 ＊については、三重県知事の意見書は文化財の調査が漏れている。低減できなければ中止でしょう。	対象事業区域内については、環境影響評価方法書 164～166 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。
3-6	⑤環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討する事がないようにすること。 ＊追跡調査等住民への安全、安心説明及び調査はアセスには必要である。	三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、適切な調査予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討いたします。また、本事業についても、予測・評価の結果を踏まえ、適切な事後調査を計画いたします。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (5/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
3-7	2. 個別的事項 ①事業実施想定区域の周辺の住居には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 *これは、住民への安心、安全から事業者は説明会で実績を説明すべき。騒音について説明会での説明はこの部分は無かった。風車音について、既設風車を元に現場から距離ごとの音のデータを数値で示し、身体への影響について説明、住民への配慮は必要である。	事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 286～297 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成 27 年)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)等に従い測定します。その結果を踏まえ、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。
3-8	②風車の影。 *について、風車設置場所及び隣地にも影響はある。農地法は隣地に影響が出る場合は隣地の承諾が必要である。	風車の影による環境保全対象に対する影響については、太陽高度・方位及び発電施設の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間(年間時間数、代表的な時期の等時間日影図)を定量的に予測します。その結果については「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成 25 年 6 月 環境省)に示された指針値に基づき評価を行います。その結果、影響の回避・低減ができない、あるいは効果が十分でないと考えられる場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (6/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
3-9	③水環境。事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変及び風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避又は極力低減すること。 また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。 *これは、シーテック社ウィンドファーム笠取は平成 31 年 2 月現在、施設管理道路は土砂が長野川に流入する箇所まで崩壊している。長野トンネルから経が峰、又は安濃ダムに至っての地層は脆弱である。土砂の除去は安濃ダムでは 8 年以上不要の計画であったが 3 年で許容を超えている、長野川は笠取ウィンドファームが出来てからは除去が追い付いていない状況です。川は魚の住むうろは無くなり魚は減っている。(地元関係者、三重県及び津市の環境保全への問い合わせによる。)	本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。
3-10	④鳥類調査。 *三重県布引山系には 5 つのウィンドファーム建設にあたって、環境アセスは気象協会、三重県環境事業団が行ったが、調査は当初の環境アセスだけで必要な追跡調査及び、地元への聞き取り調査は行っていないので、実際の環境への影響は把握していないようだ。(名古屋気象協会、三重県環境事業団への聞き取りによる)	三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、適切な調査予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討いたします。また、本事業についても、予測・評価の結果を踏まえ、適切な事後調査を計画いたします。
3-11	⑤植物及び生態系。 *環境アセスは気象協会、三重県環境事業団が行ったが、調査は当初だけ追跡調査及び、地元の聞き取り調査は行っていないことから、現実としての環境への影響は把握していない。(名古屋気象協会、三重県環境事業団の聞き取りによる)	三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、適切な調査予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討いたします。また、本事業についても、予測・評価の結果を踏まえ、適切な事後調査を計画いたします。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (7/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
3-12	⑥景観。 *文化財的調査は追加する必要があると思う。 又、作ろうとする事前の既設の見学会は必要と思う。	対象事業実施区域内については、環境影響評価方法書 164～166 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。
3-13	3. カナダ CBC のドキュメンタリー番組 Wind Rush から、専門家 3 人のコメント巨大風車から発生する低周波・超低周波音を明確に解説している。 ①カナダ国で 28 基の風車が出来てから生活の質が変化した、精神的な偏重と睡眠の質が悪化して日中眠気があるとの結果。 ②3km 離れても被害が発生する、安全な距離は分かっていないが、イギリスでは 5km 住居から離すと制度で決められている。三重県美里町地元運転中のシーテックの風車へは 2km と近い、今回計画の風車の大きさはシーテックの 1.5 倍、住居からの距離は 1.6km と言っている。発生する騒音は風車の大きさに比例すると言われている。 ③睡眠が重要な事は医学の基礎です。眠れなくなると体全体に影響が出ると言われている。 ④環境アセスは高速道路、空港の建設については十分な調査をするが、風車の調査はレベルが低い、許可を出す前に住民への影響やデザインを十分考えるべき。騒音は耳鳴りやめまいや平衡感覚の喪失の原因と言っている。 ⑤風車は超低周波音の発生源になると言っている、体調を著しく崩す、ワシントン大学のソルト博士は近年の風車は高さが高い、風車にあたって乱流となり、超低周波音が発生しやすい、健康に長期的な影響を与える。超低周波音の測定は困難なため、距離には安全率を加算する必要がある。 ⑥オールボー大学のモラー博士は音響と電気工学の専門家で、風車の騒音はその発電能力に比例すると言っている。低周波音は窓も屋根を通り抜けると言っている。(今回のグリーンパワーインベストメント社の計画はシーテックの笠取の風車の 1.5 倍あるが、距離は 1,600m と近い。)	低周波音の影響については、専門家の意見等の情報収集や関係行政機関とも協議を行いつつ、環境影響評価の中で検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (8/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
3-14	4. 平成 25 年 4 月ウィンドファーム笠取(シーテック社)は自宅から事故風車の距離は 2km 程です。私は家の玄関に居たところ家が吹き飛ばすほどの勢いの風が吹いた、今も事故状況が Web にある書込みでは、風速 42m/s、風車のロータの回転数は 57 回転したので風車はコントロールを失い発電機本体のナセルは落下したとある。羽の先端スピードは 900km/h を超えていたとあります。	ご指摘の事故は他事業者の風力発電所のものですが、ご指摘の事故を含め他の風力発電機の事故についても、国（経済産業省）の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。 本事業の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。 また、台風などの暴風時には、安全のために自動的に停止します。具体的には、ブレードを風に対して平行にすることで風の力を逃がし、風車に大きな負荷がかかるのを防ぎます。
3-15	5. 所見として ①上記の通り私はシーテック風車の事故にあった体験、今回の 3 ヶ所の説明会の状況（質問に対して事業者は答弁出来ていなかった）、騒音による人体への影響、計画地の地層は脆弱（現在シーテックの管理道路は現在崩落があり行政は河川の土砂撤去に浪費している）、対象の山林は文化財的及び信仰の山、地元民は心身の健康増進に日常的に使っている身近は山である。集落に近すぎる、津市の近くには計画されている様な大型風車は無く現場体験は出来無い、グリーンパワーインベストメント社は地元の会社ではないのでトラブルったときの対応能力は不安がある、そのような事で風車計画されているので不安要素が多い。	ご心配されている、騒音、地形・地質、水質、人と自然との触れ合いの活動の場などを含めた環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。 なお、稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。何かしら問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。
3-16	②平成 31 年 2 月 20 日裁判所は福島第一原発事故責任で国及び東電の責任を認めた。又 日本の山林は戦後国策で多くの人工林を作った、植林後に放置した結果花粉症、災害の発生源にもなっている、何れも人災と思われる事から、グリーンパワーインベストメント社の今回の風車建設は適切ではないと思う。	まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (9/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 4		
4-1	斜面の崩落、台風などによる豪雨時における河川部や居住地域への多量の土砂流出、流入に対する懸念 建設計画が上がっている周辺地域には多くの砂防指定地や砂防指定河川が存在しており、また近年の台風などの影響で実際に事業実施地域周辺での大規模な斜面の崩落なども発生している。 基礎工事や作業車等の往来、樹木の伐採とそれに伴う地盤の整備等で斜面の崩落や地滑り、道の陥没や破損といった問題が発生する可能性は低いと考えるが完全な対策をとれるのか。 河川などへの改変は行わないと明記されていたが実際に土砂の流入などが明らかであった場合、その地域に与えた影響を完全に補填できなければ話にならないと思うのだが、それらを確実に担保できるのか、またその際には責任の所在が明確にされていなければこれは明らかに無責任だと考えるが、その責任の所在と損害への担保を「事業主とその母体」に強く求める。以下、別添。	本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。 万が一、工事中や運転開始後に、斜面の崩落や河川への土砂の流入等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(10/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
4-2	別添 ・生息する動植物に関して 平木阿波で約 150ha、津芸能で約 300ha もの山林を伐採・開発することによる生息環境への影響は極めて大きいと思われる。 風力発電において大きく取り上げられるものに猛禽類があげられるが個人で観察しただけでもクマタカ・ノスリを始めフクロウや小型のミミズク類、ハヤブサ・チョウゲンボウといった猛禽類に加え渡りをする小型の猛禽類も数種確認されており、オオタカ生息の情報もある。 クマタカやノスリは行動範囲が 800ha とも言われているが、調査範囲が余りにも狭すぎると感じる。営巣に利用しなくとも行動範囲と事業予定地が重なっているのであればそれは確実に何らかの影響を与え、被害を与えうるものだと考える。 また、英科学誌であるネイチャー誌に発表された研究では「風力発電所は猛禽類を殺すという意味ではなく地域内に存在する猛禽類の個体数を減らすことで猛禽類にとっての捕食者となっている」というような指摘がされており強う懸念する。 他の鳥類でもカッコウやヒタキ類、キツツキ類など樹木に依存する種は非常に多く開発によって住处を失う個体が非常に多く発生することが考えられる。 またため池などが多く存在すること、比較的静かな場にそういった環境が点在していることから水鳥類への影響も非常に大きいと思われる。 事業予定地周辺は山の連なるエリアのちょうど谷部分に位置し、他地域の風車を避け渡りのルートの一つとして利用している可能性がある。	多くの鳥類の生息情報をご紹介いただき、ありがとうございます。 なお、今回の事業については、事業実施区域としては約 150ha と記載しておりますが、これはそのまま樹木を伐採し、土地を造成する改変区域ではございません。 この事業実施区域は、今後、風車を設置する場所、取り付ける道路等を検討していく範囲を示しているものであり、周囲の環境を漏れなく調査するため、広めに範囲を設定しております。 実際の改変区域や面積は、今後事業計画の熟度を高める中で詳細を検討していくこととなります。 希少猛禽類の調査範囲については、方法書 328 頁にお示ししたとおり、事業実施区域から周囲約 1.5km の範囲を計画しております。 現地調査においては、猛禽類にとどまらず、その他の鳥類の分布・生息環境の把握に努め、事業の実施による影響について予測・評価を行ってまいります。
4-3	また鳥同様に飛翔する生物としてモモンガやムササビ、そしてコウモリ類が上げられる。 彼らは非常に臆病且つ神経質であり、また音に対し非常に敏感であるため、風車が建設されることで一気に個体数を減らし、地域に根付いた個体群が離散・消滅してしまう危険性すらある。	今後の現地調査においては、ご指摘の飛翔性の哺乳類を含め当該地域に生息する哺乳類について広く把握することに努め、影響の予測にあたっては、専門家・学識経験者の助言を仰ぐとともに最新の技術・知見を収集し、適切な予測・評価を行ってまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(11/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
4-4	コウモリは事業予定地のすぐ近くに貴重且つ重要な繁殖地もあり、事業主の説明ではその地域を避けるとあったが影響は確実でありそれも多大であると予測できる。	方法書 207～209 頁にもお示ししたとおり、専門家等へのヒアリングによって、事業実施区域近傍にコウモリ類の既知の繁殖地が存在することを把握しております。引き続き専門家の指導の下、現地調査を実施するとともに、予測、評価を行い、必要に応じて適切な保全対策を検討します。
4-5	また樹上を主な生活場所とし、各地で個体数の減少が懸念されているヤマネなどの小型哺乳類、そしてそれらを捕食するイタチやテンといった小型の肉食動物にも相当の影響が懸念される。 特にヤマネやリスなどは木の洞などを主な住処や繁殖場所として利用することが多く、木々の伐採によりそういった樹木を失い個体数がさらに減少してしまうことは避けられないと考える。	今後の現地調査においては、ご指摘の小型哺乳類も含め当該地域に生息する哺乳類について広く把握することに努めてまいります。また、これらの小型哺乳類が利用する可能性のある樹林の分布についても、植生調査等により把握してまいります。これらの結果を踏まえた影響の予測にあたっては、専門家・学識経験者の助言を仰ぐとともに最新の技術・知見を収集し、適切な予測・評価を行ってまいります。
4-6	そしてそういった小動物の減少は肉食動物の飢えを招き、ただでさえ多発している家禽や愛玩動物、農作物への被害を拡大させるものである。 現に該当地域ではアライグマ・ハクビシンを始めとする肉食動物による獣害は多数報告されており、罠などによる捕獲例も数多い。 また、他地域での開発が進んだことによりカモシカ等の大型草食動物が徐々に移ってきていると言われている。 また青山高原付近において、風力発電建設とシカの増加に関連性が見られるというデータも得られた。 猪の害も非常に増えている。ありとあらゆる箇所猪が摂餌している痕跡や足跡が見られ、現状でさえ多くの被害が出ているがこれがさらに増加した際や、現状予測できない損害が発生した場合事業主側はどのような対応策を講じられるのか。明記してもらいたい。	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、生息状況を把握します。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(12/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
4-7	昆虫類では絶滅危惧種に指定されているギフチョウが伊賀・津両市の山間部に生息しており、幼虫は同地区に自生するヒメカンアオイやスズカカンアオイに依存している。 そのため、ギフチョウの個体群を保護するにはそれら食草となるカンアオイ属の保全は不可欠である。 ギフチョウの生息状況は県博物館で確認できるが、何故こういった希少種がいることを確認しながら建設計画を進めようとしているのか疑念を抱かざるをえない。	ご指摘のギフチョウについては動物を対象とした現地調査で、ヒメカンアオイやスズカカンアオイについては植物を対象とした現地調査で、それぞれの生息・生育状況の把握に努めてまいります。これらの調査結果を踏まえ、事業による影響の予測を実施した結果、重大な影響が及ぶと判断される場合には、適切な保全措置を検討いたします。
4-8	次いで水環境・そこに生息する生物に関して。新名神高速道路の建設予定ルートが今回の方法書に名前の挙がっていたホトケドジョウたった1種のために変更されたことについては周知の事実であるが、今回の方法書作成にあたり当然ながら配慮・計画検討の対象として設定されていると捉えているが具体的な保全・対応はどのようなになっているのか説明が不十分でありとても看過できるものではない。	本事業の風力発電機設置候補範囲は山の稜線や尾根上であることから、直接的に影響を受ける範囲にホトケドジョウが生息するような環境（湧水の細流）が存在する可能性は低いと考えており、計画段階配慮の対象とはしておりません。また、方法書までの段階は主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものであり、現地調査は今後実施してまいります。なお、今後の現地調査では、事業実施区域の周囲も含めて広い範囲で水生生物の調査を実施しますので、万一ご指摘の種が確認され、何らかの影響が及ぶと予測された場合には、必要な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。
4-9	またホトケドジョウ等の個体群の多様性は広く知られるものであるが、該当地区の個体群に何らかの問題が発生し、壊滅的な被害を受けた場合取り返しが付かないものとなる。 ウツセミカジカなど清流にしか棲息できない希少な魚類も多く生息し、それらは水環境に強く依存している。 その環境を乱そうとしている自覚を持っているのか全く分からない。 そこまで調べてリストアップしたのであれば当然配慮すべき事項であると提言する。	前述のとおり、本事業の風力発電機設置候補範囲は山の稜線や尾根上であることから、直接的に影響を受ける範囲に希少な魚類が生息する可能性は低いと考えており、計画段階配慮の対象とはしておりません。また、方法書までの段階は主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものであり、現地調査は今後実施してまいります。なお、今後の現地調査では、事業実施区域の周囲も含めて広い範囲で水生生物の調査を実施しますので、万一ご指摘の種が確認され、何らかの影響が及ぶと予測された場合には、必要な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(13/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
4-10	さらに付け加えると両生類では国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオを始めとしたサンショウウオ類が生息している地域であるが、それらの保全に関する情報や体制が全く提示されていないのではないかと。 本当に現地を調査し、ありとあらゆる資料・文献等を確認したのが甚だ疑問である。	前述のとおり、本事業の風力発電機設置候補範囲は山の稜線や尾根上であることから、直接的に影響を受ける範囲に希少な両生類が生息する可能性は低いと考えており、計画段階配慮の対象とはしていません。また、方法書までの段階は主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものであり、現地調査は今後実施してまいります。なお、今後の現地調査において、事業実施区域の周囲も含めて広い範囲で水生生物の調査を実施しますので、万が一指摘の種が確認され、何らかの影響が及ぶと予測された場合には、必要な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。
4-11	専門家に対するヒアリング調査を行ったとあるが、現地における調査が致命的に不足しているように思われる。また、専門家とあるが何故大学教授等の専門性の高い有識者に意見を求めなかったのか。改めてそういった有識者監督の下現地・文献等の調査・情報の収集と修正を求める。	方法書までの段階においては、既存文献等の資料調査が基本的な調査手法として位置づけられています。現地調査については、本方法書にお示しした調査方法等について、国、県の委員会で学識経験者に審議していただいた上で、その後に実施することとなります。 また、専門家へのヒアリングについては、対象とする生物群に関して、当該地域で長年の調査・研究の経験を有しており、生息・生育状況等について豊富な知見を有しておられる先生が望ましいと考え、今回の人選といたしました。
4-12	これらをこの国から奪いかねない計画を進めるからには最低限完全なる原状復帰とそれを行うための担保が必要不可欠であり、これらの問題が全て解決されない限り計画の進行を住民として、承認することは到底できるものではない。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(14/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 5		
5-1	伊勢平野から望む経ヶ峰はその南北に稜線を広げ、堂々たる山容を誇っています。登山の歴史は古く、数々の歴史の書物にもその名を残しています。津市の小中学校の多くで校歌の中に歌い込まれ、津市主催のハイキング大会にも多くの参加者を集め、周辺の小学校では毎年のように学校登山も行われるなど、津周辺の人々から親しまれ続けた山です。青山高原を中心に数多くの風力発電の風車が設置されて以来、布引山地の北端に残された経ヶ峰は動植物も豊富で、その素晴らしい景観とともに、県内はもとより県外からの登山者も年々増加の一途をたどっています。登山者にとっても津市民にとってもまさに「心のふるさと」とでも言うべき存在なのです。 10年程前？に突然始まった、必要性の感じられない林道の開削により、私達が大切に守ってきた、静かな登山道が少なくとも3カ所で分断される(既に1カ所は分断)予定となってしまいました。さらに風力発電施設の設置とそれに伴う工事により、経ヶ峰の景観がさらに改変されようとしていることについて私達は大変胸を痛めています。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。
5-2	①計画が津市民に充分周知されていないこと。 →津市内における説明会を含め、広く津市民の意見を尊重して頂きたい。	先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載や、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りました。今後は皆様から頂いたご意見を踏まえ、左記の方法以外にも、例えば広報誌への掲載のお願いや、より広い地域で回覧をお願いするといった他の周知方法も含めて検討して参ります。
5-3	②慣れ親しんだ経ヶ峰の景観を損ねること。 →景観および人と自然とのふれあいの活動の場 ●眺望点について…「経ヶ峰」「錫杖湖展望台」からの二カ所からしか考慮されていない。 →経ヶ峰周辺の標高700m超のピークだけでも9を超える。特に主峰経ヶ峰山頂の西側または北西側には風車が大きく立ちはだかり、景観を著しく損ねる。さらに鈴鹿山脈をはじめ周辺の山々からの眺望にも悪い影響を与える。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(15/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
5-4	●ハイキングルートについて…前回別紙地図で示したように、経ヶ峰を巡る登山ルートは東西南北から数多くあり、それぞれが特徴を持ったルートであるが、特に経ヶ峰登山ルート中最長の長野峠からの縦走ルート、北面から最も登山者の利用が多い笹子尾根ルート、経ヶ峰から嘉嶺の頭(かしら)、北笠岳を経由して笹子谷へ下るルート、黒曾谷を辿るルート等、主要ルートが工事によって、消失あるいは分断又は長期間通行止めとなるおそれがある。 →2/8の住民説明会では工事予定区域内の登山道は図から省略され、他の登山道にはあまり影響は無いと説明があった。 →登山の楽しみは、単純に頂上へ登り、同じ道を下るだけではない。	経ヶ峰の登山ルートへの影響については、今後の手続きにおいて、現在の登山道の利用状況等を把握するとともに、それらへの影響を予測します。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。
5-5	●経ヶ峰頂上北の休養施設(山小屋)は年間を通じ、宿泊を含む利用者が多く、風車の設置に伴う低周波の影響が心配される。	低周波については、特に生活環境への影響が懸念されるため、事業実施区域から近い集落の代表的な地点を調査・予測地点として設定しておりますが、経ヶ峰頂上北の休養施設を含む事業実施区域においても、影響の程度の把握を行います。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。
5-6	③工事用の大型車両の進入による騒音、粉塵等による、自然環境への影響は想像に難いものがあること。	工事中の工事関係車両等(重機を含む)からの騒音や粉塵等については、今後、現地調査を実施することで現況を把握し、工事中にどの程度の影響が生じるのかを予測し、国、県の委員会で学識経験者に審議していただきます。その結果、事業による重大な影響が及ぶと判断される場合には、適切な保全措置を検討いたします。
5-7	④従前の例から見ても、風力発電施設のみならず、さまざまな付帯工事により、その周辺の何倍もの自然が改変されること。	環境影響評価の予測対象範囲には、風力発電施設の設置範囲及び付随する各種工事と、その影響が及ぶ可能性のある周辺域まで含めることと定められています。したがって、ご指摘の周辺域まで含めた環境への影響の程度を予測するとともに、その結果を踏まえ、それらの影響を可能な限り回避又は低減できるよう事業計画を検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(16/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
5-8	⑤風車ブレードを運搬するための、大型トレーラーの通行に伴い、既存の林道の新たな拡張工事等の可能性が考えられる。→住民説明会では「ない」という返答であったが、具体性に欠け、既存の林道では 60mを超えるブレードを運搬するトレーラーが通行することは常識的に見て、不可能であろう(カーブが曲がれない)。→林道の拡張が必要	方法書の対象事業実施区域は風力発電機の設置候補範囲の他、アクセス道路等も含めて土地改変の可能性のある範囲を設定しております。具体的な道路の計画は今後事業計画の熟度を高めていく中で検討を進めていく進めていく予定ですが、道路を新設または拡幅する場合の環境影響についても環境影響評価手続きの中で予測・評価することになります。
5-9	⑥改変された自然は他の例を見るまでもなく、二度と元へ戻すことは不可能であること。	自然環境への影響については、今後の手続きにおいて現況を把握するとともに、事業による影響の程度を予測し、その結果を踏まえ、それらの影響を可能な限り回避又は低減できるよう事業計画を検討してまいります。
5-10	⑦斜面の開削による土砂流出の可能性があること。 →黒曾川、嘉嶺川、安濃川から安濃ダムへの土砂の流入・堆積	本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。
5-11	⑧その他 私は長年、ボランティアで経ヶ峰の登山道整備や休養施設(山小屋)の清掃、点検に携わっておりますが、登山道の整備を行う中で、普段から経ヶ峰という山の地盤の脆弱さを実感いたしております。 ●直したところがすぐに崩れる。←階段等の補修を行う際に杭が効きにくい。 ●樹木が根元から倒れる(根が浅い)←間伐等手入れが行き届いていない。という点もあるが、結構太い樹木でも強風で倒れる。等	計画地の地質に関する情報をご提供いただきありがとうございます。 地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(17/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
5-12	環境影響評価は十分になされることとは思いますが、他の地域を見ても、後に想定外のことは数多く見受けられます。 将来に向けて再生可能エネルギーの重要性と、貴社がその推進に取り組んでおられることは充分理解しておるつもりではありますが、自然に優しいエネルギー源の開発が新たな自然破壊につながってしまうことは本末転倒と言わざるを得ません。さらに利害の対立による市民の不要な分断と対立を残すことにもつながり、『負の遺産』のみを地元に残しつけることとなります。津市民の山として唯一自然の景観保ち、多くの人に愛される経ヶ峰をこれからも守り、後世に受け継いでいくことが私たちの責務であると考えます。是非とも私達の意を汲み取って頂き、計画の白紙撤回をお願いするものであります。	ご指摘の通り、風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。
No. 6		
6-1	2月6日に美里町での説明会に参加した、経ヶ峰の麓、細野地区に住むものです。 説明会中の色々な立場の方の意見や、その後個人的に知り得た情報より、平木阿南WF、WF津芸濃の計画に反対致します。 クリーンなエネルギーが必要な事は理解しています。風という自然を利用する発電は当初は素晴らしいとさえ思った事もありました。しかし、形が変わってしまった山、山肌を縦走するかなのような巨大な送電線、見るに堪えません。自然利用が 自然を壊すなんて本末転倒です。 青山高原に始まり桂畑地区まで風車が増殖してきた今、もうこれ以上 勘弁して下さい。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(18/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
6-2	2018/6/18 長周新聞にある 御社の大洞山WF による低周波音での健康被害記事についてはご存知かと思いますが、ブレードのブンブンという音は、桂畑の他社の発電機で経験済みですので余計に看過できません。 また、私事ですが、他市に居りました息子が、生まれた子供のために自然豊かな故郷に戻って来てくれました。それなのに健康被害が起こるかもしれない風力発電の建設は言語道断です。以上により断固反対を表明致します。	事業実施区域周辺への騒音については、環境影響評価方法書 286～297 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成 27 年)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)等に従い測定し、その結果を踏まえ、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、国、県の委員会で学識経験者に審議していただきます。その結果、事業による重大な影響が及ぶと判断される場合には、適切な保全措置を検討いたします。
No. 7		
7-1	津市の西方にそびえる、経ヶ峰(819m)は古くから市民に親しまれ信仰の山としても登山ハイキングする人が絶えません。私も 74 歳になりますが、経ヶ峰の麓で生まれて子供のころから慣れ親しんだ山です。 最近ではハイキングブームもあって、県内外からの多くの登山者が年間数万人あります。私が卒業した、津高等学校では昔の旧制中学時代に鍛錬のため毎年冬に雪中登山が行われていました。また市内の小中学校でも遠足で多くの子供たちが登っています。 来年には津高校創立 140 周年記念の登山も予定されています。 (前回 9 年前ですが、130 周年記念の山頂での写真を添付します) 計画されてる風車は登山道に面しているところが多くあります。 もし事故があれば問題は重大です、今後に及ぼす影響は大きいと思います。 私は、原発が停止されて再生エネルギーが必要なことは十分に分かっています。 むしろ推進されるべきと思っています。だけど、 経ヶ峰周辺に設置することはないでしょう、他に影響の少ない土地を探して下さい。 経ヶ峰周辺への設置は、絶対に反対です。以上	ご理解いただいているように、再生可能エネルギーの普及拡大が急務となっており、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 経ヶ峰が地域の眺望対象となっていること、多くの登山者に利用されていることについて、本事業による影響を「景観」「人と自然のふれあい活動の場」という項目で、今後、調査・予測・評価を実施してまいります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(19/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 8		
8-1	経ヶ峰から芸濃町側にある笹子谷林道を登山口まで観察しながら、平成 18 年に友人と歩きました。溪流沿いの笹子谷林道の野鳥・雑木・山野草の素晴らしさに感動して、この年の 1 年間は毎月観察に出かけました。 実はその時にもう林道工事が始まっていて、私達が歩く林道は工事車両が走るの、道路は傷んでしまいました。 その後台風・集中豪雨・工事の影響などで車道が通行止めも度々…やっと思えるようになったら何とあの美しい溪流は無残な姿になってしまいました。 その後山登りに誘われこの経ヶ峰のいろんな登山道を知りすっかり経ヶ峰が大好きになりました。山の西側は自然林で私達登山者にとっては素敵なのですが、昔の山主さんは陥没崩落で植林ができないのを知ってたようです。ところで今回風車の話が突然出てビックリしました。この出来るであろう林道が風車を呼び込んだのでしょうか？しかし良く調べたら 平成 6 年～20 年の予定で林道建設が始まったそうですが出来ないで 30 年に延長したとか…でも現在も全然出来ていません。笹子谷林道奥の駐車場から先の工事はこの 10 年以上放置されています。これで分かるようこの山の地盤がいかに悪いか、この現場を見て欲しいです。 せっかく出来た新しい道に穴が開いて沈没・・・経ヶ峰の麓の方でも壊れた箇所があります。20 年以上もかけても道路が出来ない程この工事は困難なのです。 こんな悪い地盤に大きな風車など立てたら大変だと思います。 もし工事が始まり途中でやはり無理だから止めようとなったら最悪です。 今後東南海地震も来るかもしれません。もっと・もっと調べて頂きたいと思います。勿論建設を止めて頂きたいです。	事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計を行い、安全面に配慮してまいります。 また、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (20/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 9		
9-1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	ご指摘のとおり、いただいた意見については、要約せず全文を掲載させていただいております。
9-2	1. 方法書においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後の手続きにおいても引き続きコウモリ類の専門家の意見を聴取しつつ、適切な調査・予測・評価の実施に努めてまいります。
9-3	2. コウモリ類の飛翔高度調査における風況観測塔への設置機数は専門家アドバイスの通り、2カ所で十分である。なぜ3カ所に設置する必要があるのか理由を説明すること。	専門家からは最低限の設置箇所数として、高さ30mと60mの2箇所への設置のアドバイスをいただきました。これに対し、風況観測塔の最上部である60m地点と、ブレード回転域内と想定される40m地点、並びにブレード回転域より低い20m地点の各所にバットディテクターを設置し、より詳細なデータを得る計画としました。 なお、これらの手法については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
9-4	3. バットディテクターで得られた音声記録の解析に用いる手法を記載すること。	フルスペクトラム方式の超音波録音機 (SONG METER SM4BAT, Wildlife acoustics) を用いてコウモリの音声を録音し、音声解析ソフトウェア (SonoBat; URL: http://www.sonobat.com/) を用いて、FFT (Fast Fourier transform) 法によりソナグラム解析を行い、属や種の判定します。
9-5	4. 今後の準備書においてもコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、特にコウモリ類の超音波音声について十分な経験と知識を持った者による、適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。	今後の手続きにおいても引き続きコウモリ類の専門家の意見を聴取するとともに、現地調査等には専門的な知識と経験を有する者が当たることとし、適切な調査・予測・評価の実施に努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(21/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 10		
10-1	私は、安濃町今徳に住んでいます。もう三度ほど、台風の水位上昇で避難指示を受け、公民館へ避難しています。床上浸水をした家も近所にあります。 もし、風力発電が二十数基立ったとしたら、山の保水能力はどうなるのでしょうか？基礎はセメントで固められ周囲の木は切られてしまいます。 安濃町側には、建てないからと言って決して大丈夫ではないはずです。 台風の時、安濃ダムの放流のサイレンがなると、穴倉川の流れは止まります。三泗の所で合流しているからです。そこに、また経ヶ峰の水が流れてきたらと思うと不安です。 今、電力が足りないと言うのであれば、いざ知らず。今は足りているというではありませんか。業者の説明会に参加したとき、業者は「今は足りているが、将来は今のが、古くなるから」と言っていました。 古くなれば、今ある青山高原の風車を捨てるのですか。現に今、古くなった風車を青山高原では直して使用するというではありませんか。 もうこれ以上自然を壊さないで下さい。産業廃棄物を増やさないで下さい。	山の地形や集水域等から山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に計画してまいります。 化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものと考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 11		
11-1	1. 環境影響評価で獣害(超音波による鹿、いのしし)があり居住地に下りてくる被害が今より多くなる事が予想され作物被害が多くなるので反対である。	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、各種動物の生息状況を把握する予定です。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。
11-2	2. 経ヶ峰は信仰の山でありこの点が調査されていない。心の山である為造成には反対する。	ご指摘の点については、「景観」「人と自然のふれあい活動の場」といった調査対象項目として現地調査を実施し、影響の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (22/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 12		
12-1	1、要約書 P115 県知事意見に「布引山地に残された豊かな自然環境である広大な山林を開発」するため「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確に」するべきだと言っている。青山高原から美里までの布引山系にすでに 92 基が稼働中。さらにウインドファーム津芸濃および平木阿波ウインドファーム 24 基と、隣接地のウインドファーム布引北 32 基を建設させようという計画がある。三重県は風車設置基数で全国 5 位(2018 年 3 月)。その数 106 基のうち 92 基がこの地域に集中している。日本の中でも有数の風車過密地帯となっている。日本の自然エネルギー政策にもう十分に貢献した。県知事はこの状況を踏まえて意見を述べたものであると考えられる。しかし、それに対する事業者の見解は単なる一般論にすぎない。また説明会で述べた「風況・道路・送電線の好条件がそろっている」という見解も一般論かつ事業者側の「都合」でしかない。これが中高生の「答案」であれば、設問の趣旨に沿っていないとして×にされる。はぐらかさず、「布引山地に残された豊かな自然環境である広大な山林を」なぜ「自然環境を犠牲にしてもなお」開発しなければならないのか。知事意見に真正面から答えるべきである。	風況マップに基づく賦存量の観点では、他にもポテンシャルのあるエリアが存在します。一方、風況及び地形等の自然条件の他、道路や送電線といった社会インフラの整備状況、関連する法規制の状況等を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られています。 自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは思っておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えており、引き続き皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(23/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-2	2、要約書 P122 津市長意見に「津市景観計画では、森林景観の保全のための景観形成方針として、『雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にしたい景観形成を図る』と定めており、また『経ヶ峰』を含む山並みは、『市民が愛着や誇りを、来訪者が安らぎや魅力を感じるような景観の形成を図る』と定めている」と書かれている。経ヶ峰は歴史や文化があり、市民は広く愛着を持っている。また市内外から多くの登山者が訪れる山である。市民の「愛着や誇り」、来訪者の「安らぎや魅力」をもつ「景観」をどのように評価するのか。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。
12-3	3、「環境影響評価配慮書」では経ヶ峰山頂からは垂直見込角 14 度で風車が見える可能性があり、「圧迫感を受けるようになる」と書かれていたが、それに対して、それはエリアのもっとも近い場所に風車を建てた場合であり、実際に風車を建てる場所からの角度は異なる旨の見解を示している。それならばきちんと風車を建てる場所を示し、どのくらい景観に影響を与えるかを示すべきだが、今回の「環境影響評価方法書」では風車の位置を示しておらず、どのくらいの角度になるかわからない。風車の位置がわからないのにどのように景観への影響を評価するのか。	方法書ではまだ風車の位置を示せるような計画熟度ではありませんが、今後、計画熟度を高める中では、風車の計画位置も示してまいります。
12-4	4、この後、風車の位置を示して「環境影響評価」を行ったとしても、それは住民には知らせていないことになる。きちんと住民に知らせて、それに対して意見を求めるべきではないのか。「設置場所については住民の意見を聞きながら今後決めていく」と言いつつ、住民の知らない所で、意見を言う期限が過ぎてから情報を提供するの、都合の悪い情報はあいまいにしている、いわば「情報隠し」と言われても仕方がないのではないか。	方法書では、まず、事業区域を示した上で、調査内容や方法についてお知らせしましたが、今後、計画熟度を高める中で、住民の方々にも風車の計画位置を示し、ご意見を賜えるよう検討致します。
12-5	5、住民説明会で三重県環境保全事業団の方が「景観への影響は数値では測れない」とはっきり答えた。では、どうやって影響を調査するのか。説明会の場では「このような場で住民の皆さんの意見を聞いて…」といった趣旨の回答をしていたが、「このような場」とはどのような場で、どういった人を対象に、いつ、何回開催するのか。その方法を示すべきである。またその「意見」をどう評価するのか。景観は心の問題を含む。心は単純に数値化できない	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(24/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-6	6、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、「もともと静穏な地域であるため比較的低い騒音レベルでも苦情等が発生してい」る。平木地区はまさにもともと静穏な地域であり、音をより敏感に感じるのではないかと。騒音の評価基準は一般の「閑静な住宅地」よりももっと厳しい基準を用いて評価すべきではないか。平木地区は風車建設エリアから約1.5kmとなっているが、近すぎるのではないかと。	騒音（低周波音も含む）については、環境影響評価方法書 290～293 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）及び「低周波音の測定方法に係るマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に基づき、調査を実施します。 予測結果の評価にあたっては、環境基準や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）も参考といたします。
12-7	7、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、音は地形や気象の影響も受けやすいとも書かれている。音の測定点は地形的な条件を踏まえて、もっとたくさん設けるべきではないか。また気象条件や風向きを考えて、計測する日数、時間を増やすべきではないか。	騒音（低周波音も含む）については、環境影響評価方法書 290～293 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）及び「低周波音の測定方法に係るマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に基づき、調査を実施します。 また、調査地点等調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
12-8	8、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、音の感じ方は風力発電に対する視覚的影響・肯定否定の態度・経済的便益の有無等の心理的な影響を受けるとも書かれている。これは今後の「課題」とであるとされている。つまり音の問題も「心の問題」を含むことが明らかにされている。これは単純に数値化できるものではない。また「騒音」と感じ、苦痛を訴えても、住民は簡単にはその場を離れることができない。この「心の問題」をどのように評価するのか。	上述のとおり科学的かつ客観的な影響の予測に務めるとともに、今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (25/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-9	9、「景観」も「騒音」も「心の問題」をとまなう。そのため環境省では「住民と十分にコミュニケーションを取ることを」薦めている。先述の「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」の中でもそれは指摘されている。しかし、この間の情報提供のし方、住民説明会の開催のし方を見ても、住民と十分にコミュニケーションを取ろうという姿勢はほとんど感じられない。先般、「経ヶ峰を愛する人の会」の出した申込書に対する回答では「環境影響評価法の趣旨から逸脱することなく開催できている」と書かれていたが、法令の趣旨から逸脱していなければそれでよいわけではない。住民と十分にコミュニケーションを取ろうとしたかが問題である。	頂いたご意見を真摯に受け止め、地域住民の皆様への周知方法等について、引き続き検討してまいります。また、今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
12-10	10、「景観」と「音」とは密接に結びついていることがわかる。したがって経ヶ峰への来訪者が安らぎや魅力を感じるような景観の形成を図るためには「音」もまた大切な要素となる。経ヶ峰山頂や休憩小屋、大洞の峰でも騒音調査を実施すべきではないか。山頂や休憩小屋では泊っていく人もいる。夜間の騒音調査が必要である。	調査地点等調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
12-11	11、要約書 P123 津市長意見に「経ヶ峰は古くから地理的にも歴史的にも津市安濃地域のシンボルとして、市内・市外を問わず、多くの登山客が日々訪れる場であり」「当該区域における大きな観光資源でもある。」と書かれています。また「経ヶ峰を訪れる愛好者の方々や関係機関等の尽力によって、景観はもとより登山道、休養施設及びトイレ等の各施設を自主的、自発的に手厚く維持管理されている場であり」「これらの人々から寄せられる意見又は要望に対して真摯に対応すること」と書かれています。「環境影響評価配慮書」に対し、登山道について、詳細な地図をつけて意見書が複数出されたにもかかわらず、まったく反映されていない。なぜ真摯に対応しないのか。担当者は「複数回」経ヶ峰に登ったと説明会の場で言った。まさか物見遊山のハイキングをしに行っただけではないはずであり、登山道の状況も見ただけである。その上で登山道を反映させないのは意図的な「情報隠し」ではないのか。	方法書段階までは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものとなっております。そのため、広く一般に公表されている「経ヶ峰ハイキング コース案内と周辺散策マップ」を参照し、同地図に掲載されている登山道を既存の情報として掲載しました。 今後は、いただいた登山道マップを参考に現地調査も実施させていただき、準備書への掲載方法を検討いたします。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (26/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-12	12、要約書 P113 の図を見ると、風車の建設エリアが登山道と重なっているところが複数ある。山頂から長野峠へ行く登山道が地図上にも点線ではっきりと示されている。そのことを隠すために登山道を反映させなかったのではないか。登山者が経ヶ峰山頂から多く足を延ばす「嘉嶺の頭」や「北笠岳」は建設エリアに含まれている。それらをはっきりと示すべきである。その上で影響を評価すべきである。	方法書段階までは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものとなっております。そのため、広く一般に公表されている「経ヶ峰ハイキング コース案内と周辺散策マップ」を参照し、同地図に掲載されている登山道を既存の情報として掲載しました。 今後は、いただいた登山道マップを参考に現地調査も実施させていただき、準備書への掲載方法を検討いたします。
12-13	13、風車建設にあたり登山道がどれほど改変されるのか、その後の登山道がどのようになるのかを示すべきである。先行事例を見ると登山道が拡張され、その後の管理が徹底されていなかったり、植樹・緑化がうまくいかないままになっていたりする事例がある。長年かけて形成された自然を簡単に人の手で復元できるわけではない。簡単に「環境の調和・共存を目指す」とか「影響を極力低減」と言えるものではない。20年～30年以上かけての事業となる。それをどのように行い、どのような責任体制で行うのかも評価すべきである。	登山道への影響については今後、環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握につとめるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。
12-14	14、このエリアには水源涵養保安林や県の特定期間指定された森林を含みます。津市の水源の森もあります。すでに稼働している風力発電による土砂の流出の報告もあります。このエリアは風力発電過密地域であり、そのいくつかが同じ河川流域に存在する。今回の2つの事業の環境影響調査を同時に行うとのことだが、同じ流域を持つところでは、環境への影響についても「合算」で評価すべき。またすでに稼働している風力発電からの影響も評価に加えるべきである。事業を小さく区切ることで、見かけ上、環境への影響評価を小さく見せるなんてことがあってはならない。	過小評価にならないよう、関係行政機関とも協議しながら環境影響評価を適切に実施してまいります。
12-15	15、開発で水源林が減少するがどのように対応するのか。水源林が減少した分、河川への流入量がどれくらい減少するのか比較するべきである。そうでなければ水源への影響が不安である。	水源林や水源への影響に対しても、有識者や関係行政機関とも協議を行ない、慎重に検討を行います。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(27/120)

意見番号	住民意見	事業者の見解
12-16	16、水質調査は4季 各季1回(平水時)、調査期間内1回(降水時)となっているが、少ないのではないか。降水時と一口に言っても、雨の降り方により流入量などが大きく変わる。1回しか調査しないのではきちんとした影響調査はできないのではないか。調査ポイントももっと上流部で行うべきではないか。	降水時の調査では、雨の降り始めから最大降水量を過ぎるまでの期間中に一定頻度で採水を行い、複数回のデータから濁りのピークの把握に努め、予測の基礎データとします。また、調査地点については、下流河川への影響等を把握するのに適切と判断した地点を選定しております。なお、これらの調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
12-17	17、要約書 P122 津市長意見に、「農業用水としての利水があり、営農への影響が懸念される。」と書いてある。安濃ダムへの土砂流入量は当初想定よりも多いと聞く。つまり現状でも土砂崩壊・流出が想定以上に多いということである。安濃ダム側には崩壊土砂流出危険地区が多く存在する。今回の開発により土砂の流出が増大することが懸念され、農業用水への影響も懸念される。安濃ダムへの影響も、当初想定値とこれまでの土砂流入量との比較で予想値を挙げて評価すべきである。	水源への影響に対しても、有識者や関係行政機関とも協議を行ない、慎重に検討を行います。
12-18	18、この地域にはマサ土が存在する。風車や林道、作業道を作って崩壊、崩落しないか。土砂が流出して治山ダムや河川などへ影響しないか。県営経ヶ峰林道を使用することを想定しているが、この風車のサイズを運び込むのに幅員や耐荷重性、カーブが曲がり切れるかなどの不安がある。場所によっては既存道では不可能なため、拡幅したり脇に新たに道をつけたりしているところもある。そうしたことは今回の開発行為の一部とみなすべきであり、その必要性があるのであれば環境影響評価の対象に加えるべきである。「配慮書」への意見書では「計画の熟度が低く」「今後現地調査や関係者との協議を行いながら検討を進めていく予定」と回答していたが、「熟度が低」いのであれば熟度が高まってから環境影響評価を受ければよい。道なくして風車は建たないのであって、道は今回示したエリアに含まれている。つまりこの開発計画の一部で不可分である。道造ることもまた環境への影響を及ぼす行為であるので、環境影響評価の対象とすべきである。「熟度が低」いからといって対象から外すのはおかしい。	ご指摘のとおり、既設道路の拡幅や改修等についても本事業に付随する工事であり、環境影響評価の対象と考えております。したがって、準備書段階では、これらの工事計画に基づき影響の予測を行う予定です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (28/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-19	19、説明会の場で「県営林道」をグリーンパワーインベストメントが県に代わって造るということはないのか、と質したところ「今のところ協議していない。」という奥歯にものが挟まったような回答であった。この回答は「協議する可能性がある」ということでもある。「配慮書」への意見書では「計画の熟度が低く」「今後現地調査や関係者との協議を行いながら検討を進めていく予定」と回答しているが、今後の検討でそれはあり得るのか。	具体的な道路の計画は今後現地調査や関係者との協議を行いながら進めていく予定ですが、道路を新設または拡幅する場合の環境影響についても環境影響評価手続きの中で予測・評価することになります。
12-20	20、この地域にはクマタカ・オオサンショウウオ・サンショウウオ類・ニホンヒキガエル・ネコギギ・ヤマネ・モリアオガエル・ホトケドジョウなどの希少な生物がいる。これらの調査は十分に行われるのか。専門家ではないからわからないが、今回の調査方法を見る限り十分だとは思えない。今回の調査で「見つからなかった」としても、「いない」ことの証明にはならない。少なくとも複数年の調査が必要ではないか。	ご指摘のような希少な生物については、取りこぼし・見逃しのないよう複数の調査地点、調査日、調査人員、調査手法等を用いて実施することとし、その手法や結果についても専門家・学識経験者に助言を仰ぐことで、客観性のある調査を担保するよう努めてまいります。
12-21	21、希少な動植物だけでなく多くの動植物によって生態系は形成されている。希少生物はもちろんだが、生態系全般への影響を評価すべきである。風車の建設エリアや道ができる部分においてはどのような生物があり、何が失われるのか詳細に明記し評価すべきである。周辺部でもどのような生物があり、どのような分布範囲にあるのか詳細に調査すべきである。開発による直接の影響だけでなく、土砂や水流の変化、日照量や風向の変化などによる周辺生物すべてへの影響を調査評価すべきである。そうでないと「環境保全」事業団ではない。	現地調査では、希少な生物だけではなく一般的な生物も含めて調査を実施し、複数の生物種の関係性について、生態系という視点から当該地域の現況と事業による影響の把握に努めてまいります。また、予測の前提となる影響要因には、直接的な土地の改変のみではなく、想定される間接的な要因も考慮し、それらの影響が及ぶ可能性のある周辺域まで含め予測を実施してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (29/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-22	22、鹿、猪などの獣害が増えないか心配である。配慮書への意見書に対して「ニホンジカ等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題として認識しておりますが、方法書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、生息状況を把握します。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。」と回答しているが、環境影響調査方法書を見る限り、どのように現地調査をし、どのように生息状況を把握するのか不明である。また生息状況を把握したとしても、それがただちに風車設置の影響を結びつくわけではない。確かに現時点でも「獣害」は深刻な問題である。「すでに獣害があるから、少しくらい増えたって影響は小さい」などという問題ではない。今いる動物と、移動が予想される動物とをどのように区別するのだろうか。その影響をどのように測るか明記すべきである。	現地調査では、ご指摘のような獣害の要因となる動物も含め、広く動植物の生息又は生育状況を調査してまいります。特に大型の哺乳類については、足跡や糞の確認、自動撮影カメラによる記録などから出現位置等を明らかにする手法が一般的であり、事業実施区域だけでなく周辺域も含めて生息状況の把握に努めてまいります。
12-23	23、獣害の影響については、風車との関連について「知見がない」などの理由で明確な回答を避けることが多い。しかし、山間地・中山間地では深刻な問題であり、農業をしている方の感覚で「風車ができてから増えた」との意見もある。それが風車によるものか鹿や猪に聞いても答えてはくれないが、だからといって見過ごすことができる問題ではない。「知見がない」とか「これからも最新の知見に基づき」などとあいまいな回答に逃げず、きちんとした知見を確立できる調査を行うべきである。場合によっては他地区の同様の風力発電計画地に赴き、設置前と設置後の鹿や猪の実態調査を行ってもよいのではないか。それをふまえて環境影響評価を行うべきである。担当者は開発を急がないと言っているの、調査には5年、10年と時間をかけても問題がないはずである。	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、生息状況を把握します。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (30/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-24	24、獣害については開発したところに後で緑化・植林した結果、それが鹿などの「えさ」となり鹿を呼んでいるとの報告もある。いわば二次獣害である。その結果、緑化・植林が進まないという結果ももたらしている。緑化・植林を行うと回答しているので、この二次獣害についても影響評価をすべきである。それをどのように回避し、緑化・植林を行うかも明記すべきである。種を蒔いた。苗を植えた。食べられた。鹿を集めただけ…では困る。事後計画まで含めての開発計画であり、そこまで含めての環境影響評価であるべきである。そこまでの計画ができていないのであれば、不十分として計画自体を却下すべきである。	緑化計画の検討にあたっては、獣害のみならず、治山・治水や地域生態系への影響も複合的に勘案して検討する必要があると考えております。したがって、関連する項目における現地調査及び予測の結果を踏まえ、学識経験者等のご意見も聞き取りながら手法を検討してまいります。
12-25	25、風車の施設利用率は何%くらいを見込んでいるのか。現状では風車や太陽光は電気需要の変動に合わせた発電が行えないため、バックアップ電源を必要とせざるを得ない。そのためバックアップ電源として火力発電所などを「待機」運転させる必要があり、その結果、二酸化炭素排出量を減らせていないという意見もある。国策としてもベース電源はあくまで火力・原子力というのが現状での国策である。風力発電が地球温暖化防止に役立っているのであれば、火力・原子力が増えていかず減っていくはずであるが、現状ではそうっていない。まず、その事実を住民にもはっきりと説明すべきである。貴社の説明では、あたかも風力発電を増やす＝二酸化炭素排出量の減少＝地球温暖化防止という安易な説明となっている。私は自然エネルギーを否定しているわけではない。しかし、現状はそんなに単純ではないとも認識している。自然エネルギーを大いに活用すべきであるが、その導入・活用のし方には考えるべきことが多くある。	ご指摘の通り、風力発電は出力が変動する電源ですので、需要と供給を一致させるためには、揚水や火力等を用いた調整等も必要になってきます。ただし、需要以上に発電され電気が余る場合には、あらかじめ決められた順に、電源を確実に制御するという「優先給電ルール」が設けられています。再生可能エネルギーが制御される順番は、火力発電の制御や他のエリアへの融通などよりも後ろに位置付けられており、優先して利用することが担保されております。送電ネットワークは多数の発電所や需要家から構成される複雑なものであり、本事業によって発電した分、どの火力発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。電力供給にも貢献でき、二酸化炭素の排出削減にも貢献できるものです。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(31/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
12-26	26、経ヶ峰は歴史があり、文化もあり、多くの登山者が訪れる山である。津市民にとって「心の風景」でもある。自然エネルギーは大切かもしれないし、事業者にとって開発しやすい条件が整っているかもしれない。経ヶ峰は百名山・二百名山・三百名山ではない。希少な生物が多く存在するわけでもない。しかし、たとえそうだとした場合、日本には守るべき「ふるさとの宝」がある。踏み込むべきではない「領域」がある。影響を小さくすればよいというものでもない。 三重県は風車設置基数で全国 5 位(2018 年 3 月)。その数 106 基である。そのうち青山高原から美里まで布引山系にすでに 92 基が設置されている。日本一の風車過密地帯と言っても過言ではない。日本の自然エネルギー政策にもう十分貢献したと胸を張れる。 今回、さらにウインドファーム津芸濃および平木阿波ウインドファーム 24 基と、隣接地のウインドファーム布引北 32 基を建設させようという計画がある。経ヶ峰を津市民の「心の風景」として残してほしいという要望は決して「わがまま」なものではない。グリーンパワーインベストメントが仮にも自然環境を謳う企業であり、「住民」という言葉を頻繁に使う企業であるならば、単に条件がいいということだけで私たちの「心の風景」に土足であがりこんで来るのはやめるべきである。企業の良心に照らして再考すべきである。貴社が日本のエネルギー事情を憂え、「自然エネルギーを少しでも普及していくことで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現に向けて」事業を展開していくことを否定しません。しかし、それは先述の通り、ここである必要はありません。「撤退」してください。 三重県環境保全事業団も、仮にも「三重県」と謳い、津市内に事務所を構える以上、三重県民としての「心」、津市民としての「心」に照らして考え直すべきである。津市民の「心の風景」を踏みにじるのが誇れる仕事ですか。金には代えられない大切なものがあるはずです。「撤退」してください。	限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えており、引き続き皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (32/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 13		
13-1	1. クマタカについて 当該風力発電はクマタカの棲息繁殖地に計画されている。 クマタカへの影響は 1)風車への直接衝突、2)風車による繁殖効率の低下 3)風車を忌避して繁殖地放棄 の3点がある。方法書では風車への衝突についてどのように解析するのか明らかでない。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省)」では網羅的にいくつかの手法、衝突モデルが述べられている。また、記載されている手法、衝突モデルについても「モデルの精度を野外で検証した例はほとんどなく、」(同書 P3-64)とされている。検証されていない手法に基づいての評価は極めて危険である。クマタカの棲息、繁殖の維持を保証するものといえない。 全国各地でクマタカの生息地に風車が立てられているが、クマタカが衝突しても、山林内では発見される確率は極めて低い。また、衝突した鳥を発見するための調査は行われておらず、風車点検時に偶然発見する程度でしかない。このような状況ではクマタカの衝突が過少に評価されている可能性は否定できない。 また、2)風車による繁殖効率の低下 3)風車を忌避して繁殖地放棄 については方法書で、全く記載されておらず、影響が無視されている。しかし、徳島県大河原風力発電では風車の設置後、数年でクマタカがいなくなっており、今回の計画でも繁殖地放棄が起きないとはかぎらない。また繁殖効率の低下については5年から10年の長期間の調査が必要であろうが、そのような記述は方法書にない。 さらに津市内で行われた説明会においても当会からの解析手法についての質問に明確な答えはなかった。 本方法書では「調査・予測及び評価の手法」として営巣環境、採餌環境、餌資源量を挙げ、評価するとしているが、手法の著述は具体性がない。とりわけ営巣環境についてはどのように評価し、風車建設による影響をどう解析するのか全く書かれていない。また採餌環境について評価と風車建設の影響をどのように算出するのか具体性が	ご指摘の種を含めた希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年環境省)、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年 財)ダム水源地環境整備センター)及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成27年 環境省)に準拠した手法で調査、予測、評価を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (33/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
13-1 続き	ない。今回の方法書は著しく不備である。当計画が実行されれば、棲息繁殖するクマタカに重大な影響を及ぼす可能性が高い。	
13-2	2. サシバなどの渡りについて サシバなど渡り鳥の岬や峠など特定場所では毎年ほぼ一定な飛行が観察されるが、それ以外の内陸のルートは不安定であり、その時にその日の風向、風速、天候により、渡る個体数が著しく変化する。1年や2年の調査で、渡りを把握できない。渡りへの影響を評価するには最低3年、すなわち3季の調査が必要である。	渡り鳥については、「風力発電のための環境影響評価マニュアル第2版」（平成18年 NEDO）及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に従い調査を実施します。 詳細については、国や県の環境影響評価の委員会に諮り、確定した調査内容に基づき実施いたします。
13-3	3. その他の鳥類 ヤマドリについては県内の個体数も多くなく、問題が大きい。計画地の棲息密度を算出し、風車建設とそれに伴う改変により、失われると想定される個体数を算出すべきである。	ヤマドリについては、主にラインセンサス調査によって生息の有無の確認及び個体数を計数し、踏査距離と観察幅に面積を乗じて生息密度を算出し、予測対象範囲の面積を乗じることで個体数を推定することとしています。
13-4	以上から、本方法書に記載された内容では鳥類に対する影響を十分に把握しえない。	環境影響評価の実施にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年 経済産業省）に準拠するとともに、鳥類については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年 環境省）や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年 環境省）、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法＜改訂版＞」（平成21年 財）ダム水源地環境整備センター）等に基づき、調査、予測、評価を実施するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。また、方法書や準備書の段階で国や県の環境影響評価の委員会に諮り、指摘事項等に適切に対応してまいります。
13-5	また、夜間飛翔するヨタカへの影響も評価すべきであるがこれについても記載がない。	ヨタカを含む夜行性動物については、夜間調査を実施することにより生息状況の把握を行い、その結果を基に予測・評価を行います。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(34/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
13-6	経ヶ峰に連なるこの山域は登山、ハイキングなどの野外レクリエーションの場として利用されている。当会会員も探鳥や登山などに利用している。この計画では登山道の一部を改変、破壊することになる。 また、このような場に巨大な風車を多数設置すれば、自然に親しむ野外レクリエーションの場としての価値を著しく下げることになる。 さらに景観の上でも経ヶ峰は津市民の山であり、多くの人々が心を寄せている。その山に風車を立てることは許されることではない。 以上の理由から日本野鳥の会三重は本計画に反対である。 方法書を出しなすか、あるいは計画を撤回すべきである。	登山への影響など、人と触れ合いの活動の場に与える影響については、今後環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握に努めるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。
No. 14		
14-1	大反対です！！ 自然環境をこわして迄この事業をしなくてはならないことを証明してからこの事業にとりかかって下さい。そしてそこにすむ人達のことを考えて下さい。きっとこの事業の為にすべてのことを失う方もいる事を…考えて下さい。身体をこわす方もいると思います。自然を失い、山登り、その他花又、空気等…その様なことを考えたことありますか？ 電力は足りてますでしょうか？何ンなんですか？お金ですか？人を苦しめて、自然をこわして迄しなければいけないのですか？ 先々のことはどうお考えですか？何十年先にこの風力が悪くなってきた時を御考えですか？解答をして下さい。	ご指摘の通り、風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (35/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 15		
15-1	環境への影響は甚大であり、その修復は困難であると云う見解よりこの事業への反対意見を申し上げます。 経ヶ峰は津市街に近く、市民に愛されている山です。 又市民のみならず県民にとって県庁所在地であり県の中核である津の静神の象徴の存在でもあります。その愛される誇りである山に夥しい類の巨大な風車が林立する様は美観を損うと共に県民の意識をも潰す行為と言えます。 山は代々の住民が守って来た財産です。生息する動植物は県民と共に生きるものたちです。私たちの大地に私たちの許可もなくその財産を利益のために使われる事に憤りを感じているのは私だけではないと存知ます。 山は、又そこに吹く風は東京の企業の風車を回転させるためにあるものではありません。山に無闇に入って生態系を壊さないで下さい 経ヶ峰に登る登山者たちに美しい景観を残して下さい 崩れ易い土壌に巨大な風車を建てるのは危険です 山は水源です 水源を汚すことは自滅行為です 風車は効率の悪い電力供給源だと知っていながら建てることを許可することは私たちには出来ません。私たちの子どもたちに誇れる仕事をするために私は私たちはこの事業に反対意見をしつづけます。	自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。 本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (36/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 16		
16-1	風力発電によって!!①化石燃料の消費量を削減できるか?②自然環境に優しいか?③人の生活に悪影響はないのか?④利益は出るのか?⑤将来性はあるのか?⑥成功した実例はあるのか? 御社の回答はいずれも“イエス、”とすることでしょう?現在日本では電力系統の誤差の範囲での発電量でそれほど役に立たないのでしょうか。尚その誤差を越えれば解列する契約なんでしょう?法律でも決めてるそうですね。なぜそれほど役に立たないのになぜ!!それは政府の優遇政策があるので、御社もこの事業を進めるのでしょうか!!環境破壊と、人の生活に悪影響をあたえる事業を一般家庭と、市民の支払う、電気料と、税金を使って進めることに反対します。 『再エネ持措法』『再生可能エネルギー試課金』 ※ある事業所の所長は『発電しなくても建設すれば採算が合う』と何度も県職員に言ったそうです。	固定価格買取制度に基づいた再生可能エネルギー発電事業では、発電した電気は電力会社が買い取ることが約束されます。本事業によってつくられた電気については、中部電力(株)の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられます。 電気は基本的に貯めることができないので、需要と供給のバランスを保つ必要があります。もし需要以上に発電され電気が余る場合には、あらかじめ決められた順に、電源を確実に制御するという「優先給電ルール」が設けられています。再生可能エネルギーが制御される順番は、火力発電の制御や他のエリアへの融通などよりも後ろに位置付けられており、優先して利用することが担保されています。送電ネットワークは多数の発電所や需要家から構成される複雑なものであり、本事業によって発電した分、どの火力発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。 なお、固定価格買取制度に基づいた再生可能エネルギー発電事業では、発電しなくても建設すれば採算が合うということはありません。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (37/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 17		
17-1	私は、現在年々顕著になっている「地球温暖化」はとても大きな問題で、その防止のためには、自然再生エネルギーへの転換、拡充は必須だと考えています。従って、青山高原一帯で開発されているような風力発電所も必要であるとは思いますが しかし、その開発で重要なことは、風力発電所などの自然再生エネルギー発電も、本来、人間の暮らしのために作られるものである以上、人間の暮らし、および周辺環境への影響が最小限となるような、バランスの取れた調整がとても重要、必要不可欠であるということです。自然再生エネルギーであれば、どこでも作って良い訳ではありません。周辺地域の暮らし、歴史、自然環境への十分な配慮をして、計画されるべきだと考えます。 そういう意味において、今回の「ウィンドファーム津芸濃」は、周辺への影響が大き過ぎると感じました。 そこで「ウィンドファーム津芸濃」計画は撤回、事業は中止すべきであると考えます。その理由は、次の通りです。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
17-2	・『景観』について 「経ヶ峰」は津市の名峰で、市街地からの眺め、あるいは山頂からの眺めが素晴らしく、古くから津市民を始め多くの方から愛されている山です。その周辺での直径 100m の大規模風力発電所は、山頂からの 360 度パノラマの素晴らしい景観が台無しになってしまいます。また、市街地から経ヶ峰を仰ぎ見たときに山裾に巨大な風車があるのはなんと興ざめな気持ちを抱くことでしょう。	経ヶ峰の眺めへの影響については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。
17-3	・『低周波被害』について 巨大風車から発生する低周波被害については、最近の調査でかなりの広範囲に渡ることが判明してきています。「フィンランドの環境医学協会による研究報告書」によれば、風車から 15km 以内で健康被害が発生しているとされています。そして 10km 圏内ではほとんど被害の低減は見られないとのこと。経ヶ峰から 10km 圏内は、津市街地までスッポリと入ってしまうことになります。その範囲には少なくとも 20 万人以上の住民が居住しています。そんな甚大な被害を発生させる風車は作るべきではないでしょう。	低周波音の影響については、専門家の意見等の情報収集や関係行政機関とも協議を行いつつ、環境影響評価の中で検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(38/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
17-4	・『リクレーション』について 「経ヶ峰」はハイキングコースとして親しまれており、登山ルートも様々な方向から登れるよう整備されています。「平木阿波ウィンドファーム」周辺にも登山ルートがあり、本来、野鳥のさえずり、溪流のせせらぎを楽しめる所に、風切り音が不気味に響き渡り、近くを散策するハイカーには恐怖感すら感じてしまいます。	経ヶ峰の登山ルートへの影響については、今後の手続きにおいて、現在の登山道の利用状況等を把握するとともに、それらへの影響を予測します。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。
17-5	・『自然生物環境』について 「経ヶ峰」周辺には、まだ多くの豊かな自然環境が残されており、現時点では生物多様性が維持されています。当地域は、クマタカの生息地、および渡り鳥ルートであると聞いています。すでに青山高原には90基程度の巨大風車があり、そこでのバードストライクなどの被害があるとのこと。その青山高原に隣接する「経ヶ峰」エリアに、大規模な風車を作ってさらに被害を大きくする意義は無いと思います。	ご指摘の種を含めた希少猛禽類や渡り鳥への影響については、近隣多事業の環境影響評価図書・事後調査報告書等の情報を収集するとともに、「猛禽類保護の進め方」（平成24年 環境省）や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法＜改訂版＞」（平成21年 財）ダム水源地環境整備センター）等に準拠した手法で調査・予測を行い、事業による影響を適切に把握し、必要な保全措置を検討してまいります。
17-6	・『経ヶ峰の歴史』について 「経ヶ峰」は、古くから聖地として大事にされ、信心深い武士が山裾に「お経」を埋めたことがその名前の由来であるとされています。このように地域に大事にされ愛され続けている山なのです。その山に「巨大風車」はどう考えても似合いません。 以上です。 どんな事業であっても、「社会への貢献」が本質であると思いますし、だからこそ、事業者側の方にとっても、地域に喜ばれる事業になるかどうかは、とても重要なことであろうと思います。 中止のご決断、よろしくお願いいたします。	今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努め、地域の皆様と共生できるような事業になるよう検討を進めてまいります。
No. 18		
18-1	ウインドファーム津芸濃事業に於いて計画している風力発電機施設の設置、存在は、経ヶ峰山頂及び山頂から派生している稜線上など経ヶ峰山域にある登山道から眺める景観を著しく改変するものである。登山者は旧くから自然を求めて経ヶ峰登山を楽しんでいるが、巨大な発電機施設の設置は登山する者がこれまで得ていた景観に接する権利を侵害するものである。	経ヶ峰の眺めへの影響については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (39/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 19		
19-1	1. 観光への影響 建設地である経ヶ峰は大切な津市の観光資源です。登山ルートはなだらかなものから急なものまでいくつもあり、私の2才の娘も一緒に登ったルートもあります。 津市にはこのような老若男女で楽しめる観光地は数少ないので貴重です。頂丁は景観も良く、静かで気持ちがよいので、登山者も絶えないのだと思います。 このような経ヶ峰に風力発電の低周波音が出てしまうのは考えられません。登山者も減少すると思います。経ヶ峰への風力発電の開発は行うべきではありません。	登山への影響等の経ヶ峰に対する影響についても環境影響評価の中で予測・評価し、それを踏まえて環境に配慮した事業になるよう努めてまいります。
19-2	2. 信仰地への影響 経ヶ峰のふもと津市美里町長野の細野地区には、昔から大切にされてきた、「無目地ぞう」という信仰の場所があります。毎月24日には津市内からも多くの参拝があり、お経をとねる人が多くあります。このような信仰の地でもある経ヶ峰の森林開発行為は行うべきではないと考えます。	今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努め、地域の皆様と共生できるような事業になるよう検討を進めてまいります。
No. 20		
20-1	・経ヶ峰の周囲にはすでに92基も風力発電が稼働している中、さらに24基+αの風力発電の必要はあるのでしょうか？又、この事業への住民説明会は直前の告知すぎて住民に対する誠意が感じられないと言わざるをえません。意見書の締め切りについても期間が短すぎませんか？これではグリーンパワーインベストメントと行政が共に住民に十分な周知をさせないままに計画を押し進めようとし、住民や環境への配慮が軽視された事業であると言われても仕方のないことです。	今後、計画熟度を高めていく中で、風力発電の必要性をご理解いただけるように努めます。また、住民説明会の開催の周知方法などにつきましても、地域の方々とのコミュニケーションを丁寧に行えるよう検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(40/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
20-2	・県知事は“残された豊かな自然環境である広大な山林を開発”するために“自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にすべきだ”と意見されていますが、この地域に生棲するオオサンショウウオ ニホンヒキガエル ヤマネなどの希少な生物を犠牲にしてまで事業を実施する必要性についてのお答えをいただきたいですし、その説明なしに計画に着手するのであれば鈴木県知事も企業と同じく利益追求のため住民の意見にも耳をかさないと判断せざるをえません。どうか一人一人の市民の声も大切にしてください。よろしくお願い致します。	ご指摘の希少な生物も含め、現地調査結果を踏まえた影響の予測を実施することで、自然環境に重大な影響が生じることを回避又は低減できるよう事業計画の検討を進め、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 21		
21-1	1. 前例の少ない大きさの風力発電機の計画であるのに、環境影響評価の根拠に乏しい ・日本でも世界でも例の少ない巨大な風力発電機 3,000kw 以上を多数建設する計画である。750～1,800kw 機でも 1～3km の範囲で被害や苦情が多いのに、被害が出ないとする根拠が十分ではないので示すべきである。	方法書段階までの手続きは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめた結果に基づくものとなっております。そのため、189 頁に記載したとおり、今後の手続きにおいては「設置予定の風車の諸元に基づく予測を行うことで、影響の程度を把握する」とともに、「予測結果を踏まえ、周辺住居への影響を極力低減できるよう風力発電機の設置場所や基数及び機種を検討する」ことで、事業による重大な環境影響を回避又は低減できるよう努めてまいります。
21-2	・グリーンパワーインベストメント現有の高知県大洞山ウインドファームなどでの被害の実態を詳しく分析し、対策を示すべきである。また、説明会で「当社の高知県の施設では全く被害などは出ていません。地元の皆さんも「意外に静かな」と言っていました。私が住んでいたデンマークとドイツでもそこらじゅうに風車がありましたが被害の話は聞きませんでした」と説明しているが、新聞報道、現地調査等から考えて、間違いであるので、率直に訂正し、分析し、防止対策を示すべきである(添付資料)。	弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け 2018 年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(41/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
21-3	・騒音や低周波音、超低周波音は風向、風速、地形を考慮した予測を、自社現有の高知県大洞山ウインドファームなどでの実測に基づいて示すべきである。	事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 286～297 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）等に従い測定します。その結果を踏まえ、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。
21-4	・予測はシミュレーションだけではなく、自社現有の巨大風力発電機の実測データを使用して行うべきである。	既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。
21-5	・風力発電機間の騒音、低周波音の相互作用、干渉、増幅を実測値に基づいて予測を示すべきである。	事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 286～297 頁に示したとおり、調査、予測・評価を行い、影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。予測にあたっては、今回の対象事業実施区域の地形等を考慮するとともに、全ての風車について計算し、それらを合成した予測値を算出します。
21-6	・風力発電機による騒音、低周波音の発生周期が特に人間に不快感や被害を起こしやすいとする研究(カナダなど)があるが、それについて分析し、予測を行うべきである。	騒音（低周波音を含む）については、現地測定を実施し、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）も参考といたします。なお、引き続き最新の知見の収集に努め、適切な調査・予測・評価を実施してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(42/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
21-7	3. シャドーフリッカーについて ・風車に夕日が沈む、あるいは朝日が昇るのが見える周辺の非常に広範な地域でシャドーフリッカーが出る可能性がある。防止対策は「適切に対処する」というあいまいなものではなく、建設場所の変更などの具体的防止対策を示すべきである。	一般的にシャドーフリッカーは早朝及び夕方 の太陽高度の低い時間帯に大きく影響します。予 測は、夏至、秋分、冬至、春分及び年間を対象に 影響時間を算定します。その結果については「風 力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」 (平成 25 年 6 月 環境省) に示された指針値に 基づき評価を行います。評価の結果、影響が回避、 低減できていない場合は、風力発電機の配置の見 直し等による影響の軽減に努めます。
21-8	4. 環境影響調査の基礎データについて ・基本的に自前の風況ポールによる風向、風速デ ータをまずは示すべきである。	現在、風況調査を実施しておりますが、風況は 季節を通して変化しますので、一定期間継続して 観測し、その結果を手続きで活用することを検討 致します。
21-9	5. 残土処理場について ・残土処理場が示されていないので、その場所と 規模を示し、環境影響評価を示すべきである。	今後、事業計画の熟度を高める中で、残土処理 場についても検討してまいります。準備書段階で は、調査結果とともにより具体的な工事内容をお 示しする予定です。
21-10	6. 広大な資材置き場などについて ・広大な資材置き場が必要になると考えられる が、その場所と規模を示し、環境影響評価を示す べきである。	今後、事業計画の熟度を高める中で、資材置き 場についても検討してまいります。準備書段階で は、調査結果とともにより具体的な工事内容をお 示しする予定です。
21-11	7. 土砂崩れ防止対策について ・風車サイトの排水は、青山高原などで使われて いるポリエチレンパイプ(蛇腹パイプ)で中腹ま で引いて放流する計画が多いが、これではパイプ への落ち葉、小枝、土砂の流入防止対策が不十分 で、パイプに異物が詰まった場合の管理対策も不 十分である。青山高原では同様の施設で、パイプ が破れてあるいはパイプを伝って来た水流の影 響で周辺の沢がえぐれて崩壊している事例が見 られるので、違う対策を検討するべきである。	排水対策について、他事例のご紹介ありがとう ございます。頂いたご意見を踏まえ、対策を検討 してまいります。
21-12	・取り付け道の排水対策、道路側溝、十分な面積 の沈殿池の設置をするべきである。	排水については、分散排水を基本とし、取付道 の排水対策、道路側溝、沈砂池の設置などを検討 してまいります。
21-13	・この山の土質(岩砕が約 30m 積み重なっている) から考えて、法面の勾配が急すぎ、土砂崩れ対策 が不十分である。土砂崩れを起こさない勾配に変 更するか、工法を再検討するべきである。	今後、地形・地質、地盤調査を踏まえ、関係機 関とも協議し、工法等の工事計画を検討してまい ります。
21-14	・青山高原では、のり面緑化に成功している場所 は稀で、土砂崩壊が起こっていない場所も稀で、 9 年立っても復旧工事が終わらない場所が多数見 受けられる。その原因を詳しく分析した上で、そ れに基づく防止対策を示すべきである。	近隣の既設の風力発電所は他事業者によるも のですが、公開情報の収集に努めるなどして、教 訓を活かしながら、本事業の事業計画の熟度を高 めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(43/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
21-15	8. 送電線関連について ・変電所、開閉所、送電線の環境影響評価が必要である。	送電設備については、電気事業法において「送電用のもの」に該当します。環境影響評価法においては、「発電用のもの」を環境影響評価の対象とすることとなっておりますので、送電設備については環境影響評価では取り扱いませんが、送電線は極力既設道路に地下埋設する等、配慮してまいります。
21-16	9. 鳥類、特に猛禽類、渡り鳥の調査について ・シーテックでは、大雨であろうと、濃霧であろうと、黄砂であろうと、月のはじめの3日間を調査日としており、渡り鳥調査は12月に目視で風車直下で行っていたが、 ・調査は、見通しの良い快晴の日に限り最低でも毎月1週間は実施するべきである。	猛禽類調査は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年 (財)ダム水源地環境整備センター)に基づき、毎月3日間連続の調査を計画しております。
21-17	・渡り鳥調査は3~6月、9~11月に、レーダーも用いて夜間も実施するべきである。	本環境影響評価方法書にも記載しておりますとおり、現時点で春季及び秋季にレーダーを用いた調査(夜間も含め)を実施する計画としております。
21-18	10. 特にクマタカについて ・青山高原の自然を守る会では、青山高原で風力発電所建設によりクマタカやノスリ、ハチクマ、オオタカが激減したのに、事業者は影響はないとしている。この教訓を踏まえ、今回は当会を挙げて、諸団体と協力して阻止する覚悟である。	ご指摘の種を含めた希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法<改訂版>」(平成21年 (財)ダム水源地環境整備センター)に基づいた手法で調査・予測を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、必要な保全措置を検討してまいります。
No. 22		
22-1	地盤は大丈夫なのでしょうか。	地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。
22-2	風車を作る場所は強固にされるのでしょうか、林道は崩落の恐れはないのでしょうか。もちろん当初は良いのですが。 (青山高原ではずさんな補修をしてある箇所もあるようですが)土砂が流出して生活や自然形態に悪影響を及ぼすことはないのでしょうか。	地質や地形の状態を確認し、関係法令上の基準や関係行政機関とも協議を行い、安全面を十分考慮した林道の設計や施工を行います。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(44/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
22-3	環境を犠牲にして、風車を作る必要があるのでしょうか。一度壊された自然は人間の力では元には戻せません。 反対です。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 23		
23-1	①法的にOKなのかと思いますが、これだけの開発をするのに対して、調査が短期間すぎると考えます。地域の住民に理解をしてもらうためには、最短でも6～7年は、調査を続け、各方面の識者に意見をきき、もっと計画を広く認知させ、慎重にすすめるべきだと思います。＜理由：急ぐことで、近々実施される「発・送電分離」などきびしくなる電力市場への、参入の駆けこみのように、理解されかねません。＞	まだ計画の段階であり、今後、環境面に関する調査や検討を進めながら、計画の熟度を高めていく中で、有識者の意見を聞いたり、計画状況などについて地域住民の方々に説明したりし、ご理解を得られるよう努めてまいります。
23-2	②事業者様としては想定されていると思いますが、建設時だけでなく運用中、ずっと「がけくずれ」等の修繕工事を行いつづけることになるのではないかと考えますが、その場合をも反映させた環境影響評価としては、不安を感じます。又、(撤去時に、)地面に埋めたコンクリート等の搬出など、とんでもなく大ごとにも思えます。むしろ撤去時に大変な「開発」となってしまうのではないのか？(道路の再整備を含め)そのへんすべてを含んで「計画」であるべきと考えます。＜理由：すぐ南の青山高原で、ひんぱんにがけくずれ等がおきている。経ヶ峰は大変くずれやすいときくので、心配である＞	事業の実施にあたっては、運転保守の対応の一つとして構内道路の維持管理を行います。なるべくがけ崩れ等が発生しないよう慎重に設計・施工を行います。また、修繕対応についても計画してまいります。また、撤去というよりは、発電設備を更新することで、事業を継続することを考えております。もちろん、万一、撤去する場合にも備え、撤去費用を積み立てる計画も行います。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(45/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
23-3	③開発前において確認されなかった希少生物がもし工事中に見つかった場合に工事を中断するのかしないのか、明確に示すべきと思います。又、死体が発見される場合もあると思います。工事中、運用中などにおいて、「この場合はどうするか」を示すと良いと考えます。 ＜理由：多くの団体、個人が、自主調査を始めていますのでそのことを説明しないと理解がえられにくいと思うから＞	工事中や運用開始後に想定外の事象が生じた場合には、適宜関係機関と協議の上、個別具体の対応を検討してまいります。
23-4	④青山高原での事例があるので、実際建設当時の「評価」と、実態とのくいちがいがあるのか？など「評価方法書」が持つ意味をきちんと説明すべきと考えます。 ＜理由：多くの団体・個人が、法的にクリアするための儀式的なものではないのかと考えはじめています。このままでは「評価(方法書)」そのものの意義がなくなってしまう。＞	本方法書は、配慮書段階で取りまとめた地域の概況等をふまえ、「対象事業に係る環境影響評価を行う方法」について取りまとめ、公表したものとなっております。今後の手続きでは、既存事例とその事後調査報告書等も参考にし、準備書における予測や保全措置の検討に活用してまいります。
23-5	⑤環境影響評価を行う「三重県環境保全事業団」さんが「民間の事業所」であることをはっきり説明すべきと考えます。 ＜理由：「公」の機関と誤解して、あとでおどろく住民が多く、事業者様への不審をあおりかねないから＞	三重県環境保全事業団は一般財団法人であり、一般財団法人と株式会社等の決定的な違いは、「利益の分配」です。 株式会社の場合は、得た利益を株主に配当して配当金という形で分配しますが、一般財団法人は、得た利益を公益(公益事業の実施等)に分配します。 それ以外の面では両者に大きな違いはなく、一般財団法人も利益を追求する活動をして問題にあたりません。 なお、現在実施中の手続きは、日本の環境影響評価法に基づくものであり、その法律の建付け上、環境アセスメントは環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討するもので、ご指摘の中立性・公平性については、事業を実施する当事者以外の第三者機関として国や県等の行政機関の環境影響評価の委員会に諮り、調査方法や調査結果が妥当なものか審査されることで担保されることとなっております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(46/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
23-6	⑥2月に行われた住民説明会を、再度やりなおしたほうが良いと考えます。 ＜理由：・知らない住民が多くいた。 →事業者様からの告知が少なすぎたと多くの声をききます。 ・「説明会」当日の資料に、会社の詳細があまりに少なすぎる。 →資本金、従業員数、経歴など情報が欠けすぎだった ・当日の質問に答えきれないことが多かったという話が多いです。 他にもありますが、事業者様の不審感を一掃するためにも、もう一度話し合いをしたいと考えます＞	引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。 また、地域住民の皆様への周知方法につきましても、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討して参ります。
No. 24		
24-1	一般の人や動物も被害を及ぼす事も考えられるが貴社はその保証をどうされますか？ 建設後も大きな問題がふりかかるのではないかな？ 建っている物は倒れる可能性がある、どの位になるか判らない程大きい、又一部分が吹きとぶ事も考えられそれに対する保証は？	まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。万が一事故等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。
No. 25		
25-1	経ヶ峰周辺の自然環境保全について、詳しく説明していただきたい。一度破壊されたものについては、再生がなかなか困難なものが多いので。 調査の方法は説明会で説明があったか、保全については方法も含めて、説明がなかったの。	本方法書は、配慮書段階で取りまとめた地域の概況等をふまえ、「対象事業に係る環境影響評価を行う方法」について取りまとめ、公表したものとなっております。今後の手続きにおいては、現地調査によって事業実施区域及びその周辺に生息又は生育する動植物や生態系の現況を把握し、事業による影響の程度を予測します。また、その結果を踏まえ、自然環境に重大な影響が生じることを回避又は低減できるよう事業計画を検討し、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(47/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 26		
26-1	豊かな自然に恵まれた山にどうして風車が立つのでしょうか。経ヶ峯は、「経」が埋まっているといわれている山です。そんな霊験あらたな山に必要なではないです。 現在電力は足りています。そんな時にどうしてですか 山の木を切ってしまったら、災害がおこることが考えられます。私は下(しも)の方に住んでいますのでそれが心配です。 昔からの大切な山です。山をこわさないで下さい。 お願いします。 絶対反対です 中止にして下さい	現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 27		
27-1	経ヶ峰の風力発電計画に反対します。 風力発電はCO₂の削減の成果もなく、原発をなくすことにもつながりません。 また高知の風力発電所では周辺住民の方に低周波の被害が起り、亡くなった方もいらっしゃるそうです。また建設に伴って土砂崩れも心配です。経ヶ峰は他県からの登山客もいらっしや自分にとってもなれ親しんだ風景であり、この地域に住む人間の心を支えるシンボルになっています。景観の点でも経ヶ峰に風力発電建設に反対します。また風力発電には常に火力発電のバックアップが必要であり、CO₂の排出量は風力発電が止まっている方が格段に少ないという [REDACTED] 氏のお話により反対します。風力発電は地球温暖化対策になりません。	現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

※個人情報等に係る事項については、情報保護の観点から黒塗りとした。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(48/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 28		
28-1	そもそも、経ヶ峰に風力発電は必要なのですか？ なぜ必要なのですか？	風況マップに基づく賦存量の観点では、他にもポテンシャルのあるエリアが存在します。一方、風況及び地形等の自然条件の他、道路や送電線といった社会インフラの整備状況、関連する法規制の状況等を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られています。 現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(49/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 29		
29-1	林道は林業関係に使用するもので、風力発電設備を造るためのものではありません。使用しないで下さい。 登山道は変更しないで下さい。笹子ルートは、途中植林され柵もされ保護されています。登山者はマナーを守り登っています。保守して下さい。笹子山頂をなくすようなことは絶対やめて下さい。 経ヶ峰から、嘉嶺の頭、北笠岳へのルートはとても観光にいい所です。残して下さい。 津市中心部、安濃町東方から見える経ヶ峰は独立峰で非常に美しい山姿です。そこに風力発電施設が建つと今の景観が壊されるので風力発電施設の建設には反対です。 自宅は、5、6km 建設予定地から離れているだけです。日本最大級の風力発電施設計画であるならば、10km でも健康被害があると言われていますが、今まで以上に距離を何十 km でも離して下さい。津市全体が低周波に悩まされるかもしれないのです。	林道については、その目的を損なわないよう、道路管理者と協議する予定です。また、登山ルートへの影響については今後、環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握につとめるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。 低周波音の影響については、専門家の意見等の情報収集や関係行政機関とも協議を行いつつ、環境影響評価の中で検討してまいります。
No. 30		
30-1	自然破壊をしないで下さい 節電をして、産業廃棄物を増さない！！	現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは思っておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (50/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 31		
31-1	経ヶ峯は町民「信仰の山」であり 市民の精神的なショックと共に未来の津市の発展や津市のイメージダウンになるので反対します	現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 32		
32-1	経ヶ峰の風車建設に反対したい気持ちが大きいです。その理由は貴重な森林環境を破壊してまで風力発電施設を作らなければならない理由に対して大きな疑問があるからです。電力は社会にとって必要不可欠なもので、地球温暖化防止のためにも自然エネルギーへのシフトは大きな方向として異論はありません。しかし大規模な風力発電は風量に左右される発電量も大きく不安定となり、供給を調節する火力発電の運転燃費を下げる要因となり、そのためCO2削減に現在のところかえってマイナスになっています。原発廃止に対しても効力がないと考えます。この認識は津市民にも広まっていますので、知事意見書にもあったように、先ず事業者は本事業計画の周知をさらに徹底するようもっと時間をかける必要はありませんか？その上で納得のいく説明を広く市民に対して行う義務があるのではないのでしょうか。	現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、地域住民の皆様への周知方法につきましても、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討して参ります。
32-2	環境影響評価調査においては、とくに地盤調査と景観破壊についての調査を徹底していただきたいと考えます。経ヶ峰の地盤は砂地の層が厚く覆っている西側において、特に脆弱さが危惧されます。現在建設中の林道での状況などを十分に調査するなどして、さらに規模の大きな土木工事となる風車及び道路建設による土砂流出、それによる斜面崩壊の可能性に対して念入りにご検討いただきたいと思います。	地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(51/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
32-3	景観については、既にご理解を深めていただいていると思いますが、この経ヶ峰という山は登山愛好者はもちろん津市民にとって、長年その優美な姿を愛されている存在です。景観とはそれぞれの心で感じるものですから、市内各所から見えるであろう風車が立っている姿を地域ごとに予想図などで具体的に示しながら聞き取り調査を実施するなど、一人ひとりの主観に照らして景観破壊として許容出来るかどうかを念入りに調査する必要がありますと考えますが、いかがでしょうか。やっていただけますか？ 以上をもって、環境影響評価方法書に対する意見書とさせていただきます。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。
No. 33		
33-1	林道は林業関係に使用するものなので、風力発電を造るために使わないで下さい。 県知事意見に「環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確に」とあります。この事業の必要性とは何ですか。	林道については、その目的を損なわないよう、道路管理者と協議する予定です。知事意見については、弊社もむやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。その上で、現在の化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。
33-2	津市に集中して風力発電を造ることは経済産業省の通達(20180906 保第2号)1. 総論(2)累積的な影響に記載の事などデメリットが多いです。自然破壊の連鎖が強まると心配です。人家に遠い山奥はまだあるはず。ゾーンを考えて下さい。近県でも風は変わりませんから経ヶ峰に造る必要性はありません。この峰の近くに「伊勢津彦」にちなむ所もあります。歴史は景観とセットです。	風況マップに基づく賦存量の観点では、他にもポテンシャルのあるエリアが存在します。一方、風況及び地形等の自然条件の他、道路や送電線といった社会インフラの整備状況、関連する法規制の状況等を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られています。 引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(52/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
33-3	津市は県庁所在地ですがこの事業で地価が下がり過疎化するのではないのでしょうか。地域への貢献は何ですか。give and take の give に当てはまる物はなんですか。	津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えております。 具体的にどのように地域振興につなげられるかについては、今後地域の皆様とのコミュニケーションを通じて検討していきたいと考えております。
33-4	風車の配置が分かりません。経済産業省通達(20180906 保第2号)2.各論(1)騒音に係る環境影響で、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(H29年5月環境省)及び最新の知見等に基づき、調査を行い風力発電設備等を住居から離すこと等、基数を減らすなどして、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減するようにして下さい。WHO 値最低 45db を守り、夜はもっと静かになる様に住居から離して下さい。	本事業における風力発電機の基数及び配置は現在検討中であり、詳細は風況・地形等の条件や、土地の所有者様、風車メーカーとの協議等を踏まえて決定してまいります。準備書段階では、風力発電機の設置位置や諸元に基づき、騒音等の影響の予測を実施します。 騒音(低周波音も含む)については、環境影響評価方法書 290～293 頁に示したとおり、ご指摘の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「低周波音の測定方法に係るマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づき、調査を実施します。 予測結果の評価にあたっては、日本の環境基準や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日 環境省)も参考といたします。なお、ご指摘の WHO のガイドラインについては、今後詳細な内容の把握に努め、その取扱いについて検討してまいります。
33-5	低周波に関しては底知れぬ不安があります。実験等してデータを示して下さい。	騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、今後も低周波音に関する最新の知見の把握に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(53/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
33-6	県のデータでは騒音の苦情なしとなっているというのは本当ですか。苦情で基数を減らしたり、ウインドパーク笠取では別荘を引きはらった方もいますのでよく調べてから、断言するようにして下さい。騒音調査は経ヶ峰山頂、休憩小屋、大洞の峰でもして下さい。ウインドパーク笠取の騒音は細野ルート中腹でも山頂でも聞こえます。日数も増やして測定して下さい。	方法書にお示ししたデータは、「平成 30 年刊三重県統計書」に示されている平成 28 年度における騒音苦情に関するデータであり、津市では 28 件、伊賀市では 3 件の苦情件数を確認しています。なお、各市にヒアリングを実施した結果、いずれも既設の風力発電所に関する苦情は発生していないと確認しています。 ただし、今後も、近傍風車に関する情報については、行政機関に聞き取りを行う等、情報の収集に努めます。 また、騒音の調査地点等調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
33-7	歴史的遺跡はまだまだ発見が続いています。専門家と調査を進めて下さい。	対象事業区域内については、環境影響評価方法書 164～166 頁に示したとおり、既知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。
33-8	経済産業省の通達(20180906 保第 2 号)1. 総論(1)において、森林法に基づき指定された保安林、砂防法に基づき指定された砂防指定地が有り、改変を想定しない範囲を除外し、実現可能な事業計画を検討することと述べている。このように検討を進めて下さい。 同通達の各論(3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響について、では土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること、となっているので、このように努力して下さい。高い所への設置はリスクが高くなります。	経済産業省の通達を遵守し、本事業を進めてまいります。 また、ご指摘のとおり、対象事業実施区域及びその周囲には土石流危険渓流や保安林が存在しておりますので、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を極力回避するとともに、土地の改変量が極力小さくなるように計画し、関係機関と協議してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(54/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
33-9	地盤は「まさ土」です。書物に古代「まさ土」には役行者も苦労した話がありますが、経ヶ峯はとて崩れよいので対応はどのようにしますか。土砂の流出により、ダムや農業用水に影響するかもしれません。流出の場合、土砂を採って下さい。	本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。 万が一、工事中や運転開始後に、斜面の崩落や河川への土砂の流入等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。
33-10	要約書 P115 津市長意見に「津市景観計画では森林の景観の保全のための景観形成方針として『雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る』と定めており、また『経ヶ峰』を含む山並は『市民が愛着や誇りを、来訪者が安らぎや魅力を感じるような景観の形成を図る』と定めている」と書かれています。定められているのに、それに反するような建設をするのですから、多くの人に不快感を与えます。毎日経ヶ峯を拝んでいます。建設されたら、毎日、臥薪嘗胆です。私は後生経ヶ峰を描いて作品をたくさん残す計画を立てていました。もう楽しみもなくなります。人工物は描きたくありません。 風力発電は停電時に役に立ちませんから、防災には向きません。昨年の北海道の停電が長かったのは、これを物語っています。風力発電計画は森林保全にはなりませんので、建設には反対です。現状を変えないでください。	経ヶ峰の眺めへの影響については、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。
33-11	騒音計測は、近隣地区草生、高座原、船山、戸島、野口、北神山、小野平、覚ヶ野で何日も何回も計って下さい。	騒音調査を含む各種調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
33-12	平成 30 年度(平成 14 年度から)まで県営林道経ヶ峰線が造られて来ましたが、現状では、何ヶ所か崩れています。風力発電施設の建設でも想定外の事態が発生し、事故が起こることが十分考えられるのでこの工事には、反対です。	本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (55/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 34		
34-1	地質・水系・生態系とかいろいろ環境への影響を調査され津市長、県知事の意見も聞かれ充分配慮して建設されるのでしょうか、配慮して環境に悪影響を及ぼさないとしても陸地、地上、山の上に作る風力発電施設はすべて反対です。青山高原に3期ほど作られた当時、現地へ見に行きました。巨大な姿と音に恐怖を感じこんなものを作って将来に次の子ども・孫の世代に大きな負の遺産になるなあと思いました。原子力発電ももっと大変で風力発電は自然エネルギーで安心という比較の問題ではありません。 私たちはこの大地また津市安濃町に住まわせてもらっているのもあって未来にきれいな状態でつなげていく義務があると思います。 私は61歳の安濃町住民です。親から、私の通う小学校の木造校舎は村民のお金と出会い仕事で建てたと誇りをもって話すのを聞きました。国や市に建ててもらったのではなかったのです。 そのころの水田は耕地整理する前で、いろんな形の田と曲がりくねった畔道と水路が長い歴史を伝え、感じさせてくれました。ひと月くらいかかった田植えの終わった世界は、地区農家の家族総出で造りあげた人工的な自然芸術の最たるものでした。 当時は草取り、畔草刈の日々に続いていく生活の通過点であり、誰も深く考えなかったと思います。植林した山の下草刈りもその時期です。植林して手をかけるので山の風景、山道もきれいでした。そんな長谷山にも三重テレビ放送のアンテナが立ちました。当時は何も感じず、その後も、影響を考えたことはありません。今、ほかにも3本立っています。 経ヶ峰にもいつの頃からか高圧線の鉄塔が並んでみえます。その頂上付近に風力発電機の羽根が見えるようになるのかなあと想像しています。風力発電機の建設にともなう影響を調査した書類は、起こり得る被害に対処して建てなさいということだと感じました。自然を利用した自然に優しい電力というのは、罪悪感の少ない感じがしますが、長谷山のアンテナ施設と同じで子々孫々に負の遺産を残すことになります。自分で作った負の遺産は誰でも責任を感じるでしょう。他の人、	子供たちやその先の世代にどのような環境を引き継いでいきたいかということを考えると、化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に今以上に向き合う必要があります。再生可能エネルギーを少しでも普及拡大することが重要と考えております。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(56/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
34-1 続き	会社を作る場合でも、隣、近所、地域、経ヶ峰を眺めて暮らす人々に迷惑をかけるとなると、私は少し責任を感じました。風力発電施設建設反対と叫ばざるおえません。60 くらいまでの勤め人現役世代には意見をいう余裕はないでしょう。まだ自立できていません。 私は、電気がなくても生活していける明治 20 年ころに建ててもらった家を改修して住んでいます。電気がないと生活できない家を造ると、私には電力会社の人質を取られているように感じられます。人質を取ったら勝ちでしょう。北朝鮮は日本の言うお願いに聞く耳をもちません。アメリカは、沖縄とか国内の軍事基地と軍隊でもって、日本の主権を人質にしているのかもしれない。 発電施設を作ることで大きな経済効果が発生します。できた施設からは毎年固定資産税が市に払われることでしょう。市と住民は発電会社の人質を取られたかたちになると思います。自立した立場でいるために建設反対と発言します。	
No. 35		
35-1	1. 人と自然との触れ合いの活動の場 ハイキングルートは配慮書と同じで、配慮書で出された意見がまったく反映されていない。事業区域内には経ヶ峰山頂から長野峠に至る尾根上のルート、山頂から嘉嶺の頭を経て笹子林道に至る尾根上のルートが存在し、発電機設置候補範囲と完全に重なっている。現地踏査を入念に行い、登山関係者の情報も入手し、正確なデータに基づき評価されたい。	方法書段階までは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものとなっております。そのため、広く一般に公表されている「経ヶ峰ハイキング コース案内と周辺散策マップ」を参照し、同地図に掲載されている登山道を既存の情報として掲載しました。 今後は、いただいた登山道マップを参考に現地調査も実施させていただき、現在の登山道の利用状況等を把握するとともに、それらへの影響を予測します。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。
35-2	2. 眺望点 対象事業実施区域内の主な眺望点として、大洞ノ峰(P785^m)と嘉嶺の頭(P788.8^m)が存在する。大洞ノ峰は近年多くの人が山頂から足をのぼし、休憩する場所となっている。又嘉嶺の頭は伊勢方面がよく見えるポイントである。	いただいたご意見も参考に、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (57/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
35-3	3. 防災上の懸念 平木集落の上流部は土石流危険渓流に、嘉嶺の頭周辺は崩壊土砂流出危険地区に指定されている。この地区内の林道は急峻な地形に加え、地質がもろい(風化火こう岩)ため、落石も多く、道路完成後も法面崩落等が頻発している。発電機設置候補区域も林道と同様の地形・地質であり、嘉嶺の頭、直下の尾根の一部では土砂崩落も発生している。このような区域での土地の改変は大規模土砂崩壊を誘発する恐れがある。 その他の区域も保安林に指定されており、事業実施想定区域がほとんど防災上の考慮すべき区域となっているにもかかわらず、事業を進めていくことに疑問を感じる。まったく理解できない。	ご指摘のとおり、対象事業実施区域及びその周囲には土石流危険渓流や保安林が存在しておりますので、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を極力回避するとともに、土地の改変量が極力小さくなるように計画し、関係機関と協議してまいります。 また、保安林についても、今後事業計画の熟度を高める中で、保安林の指定種の状況を詳細に把握し、その指定目的に応じて、保安林が果たしている機能の担保についても検討し、関係機関と協議してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (58/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 36		
36-1	方法書には十分に配慮書についての意見が反映されているとは言えず事業者の良識を問いたい。ハイキング道の情報が寄せられ、市長意見にも言及されているが方法書に加えられていない。調査方法も各季節平日及び休日 1 回では少ない。2019 年 3 月初旬県外からバスハイクがあった。2018 11 月にも阪神から 2 回ツアーがあった。2018 秋の県山岳会イベントで使ったメインの道(長野から尾根を辿る)が調査対象になっていない。調査地点と方法を再考されたい。登山は静かさを望む趣味であり、早朝から、夕暮れまで、人の少ない時間を好む場合もある。また冬といっても初冬の明るい山樹氷、晩冬芽吹き頃となると人の数も異なる回数をふやされるか、県山岳連盟に調査依頼をされたい。景観の調査地点に頂上東にある大洞の峰、休けい小屋を入れるべきである。双方共にベンチがある広場があり、登山者のいこいの場となっている。 このエリアは布引山地一帯の広げてきた風力発電施設により、環境への影響が蓄積され、用水や水道への影響がすでに発生している。単独の事業ではなく、現状の把握、20 年前との比較、さらなる開発による影響の予測を調査されたい。桂畑側から流入する砂泥は長野川へ流れこむ。長野川の調査を広げ、農業用水路への影響調査も加えられたい。H28 年の津市地域防災計画によると平木地区には急傾斜地崩壊危険箇所や山腹崩壊危険地区が多くみられる。今回方法書には建設機械の稼働搬入による水の濁りを環境影響項目として選定しないとなっているが、当該地区は崩れやすく土砂の流出が起こりやすいことがわかっている。大型機械の搬入や一時的な作業道の設置による土砂の崩壊、流出により水の濁りは発生すると考える、方法書では造成などの施工による雨水配水があるための一時的な影響があるための調査となっているが隣接地域の桂畑では工事完了後も続く土砂の用水への流入がある。一時的な作業道が安定し 細かな泥、砂の流出が起こらなくなるまでの予測調査を行われたい。また笹子川方向の調査点が少なすぎる。笹子谷は県の林道工事が行われているが 20 年以上にわたり台風や大雨に	方法書段階までは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめたものとなっております。そのため、広く一般に公表されている「経ヶ峰ハイキング コース案内と周辺散策マップ」を参照し、同地図に掲載されている登山道を既存の情報として掲載しました。 今後は、いただいた登山道マップを参考に現地調査も実施させていただき、現在の登山道の利用状況等を把握するとともに、それらへの影響を予測します。 景観の調査地点については、いただいたご意見も参考に、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。 また、本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、林地開発許可等の各種許可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (59/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
36-1 続き	よる影響で何度も表層土砂の崩壊が起こっていることはよく知られている。	
36-2	20年以上前の計画時点での目的を失っており、現在の状況に即した林道敷設を三重県にも再考していただきたいがこのような状況の林道を利用するにあたって土地造成による一時的な影響のみではなく大型機械の搬入、通行による影響も調べられたい。土質調査地点は笹子谷林道上、土質調査地点②に平行に北向きに並ぶ尾根上、経ヶ峰から北北西に延びる尾根の土質調査地点①南東側急傾斜地の近づく①の南東地点が徐々に尾根がやせてきているので調査の必要があると思う。ここは工事中、また設置後も崩れると急な角度で平木の人家のあるエリアへと土砂が流れ込む角度にあるため慎重に調査されたい。中ノ畑川と松が久保川の間谷についても大雨の後崩れているのを見かける。水質調査点を増やすとともにその上の谷の地質調査も行われたい。	計画地の地質に関する情報をご提供いただきありがとうございます。 地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (60/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
36-3	動物への影響もこの事業単独ではなく既存の風力発電施設からの影響の蓄積が大きい。隣接するウィンドパーク笠取では調査によりクマタカの営巣が確認されたので当初の計画を変更している。「半径 1.5km が高利用域内に位置する好適採食地及び潜在的な好適採食地である。雛に与える獲物は主にこの環境で捕らえられると考えられることから、各種開発行為により採食に好適な場所の面積が小さくなると、繁殖活動に悪影響がでる可能性が高い。特に高木林は一度失われると再生に非常に長い時間がかかることから、広範囲かつ長期にわたって影響が及びうる環境改変は極力行うべきではない。森林施業の場においては、林内の鬱閉した人工林の除伐・間伐を行うと林内空間が確保され、クマタカにとって利用可能な環境となる(飯田ほか 2007)。なお、獲物が生息しやすい環境を維持することも大切である」となっている。環境省の猛禽類保護の進め方(改訂版 H24)による。営巣地だけを守るのではウィンドパーク笠取の変更が意味を持たなくなる。また同書によると「クマタカは、主要な生息地では繁殖ペアの行動圏が隣接し、連続して分布している場合が多い。このような地域では事業の影響を完全に回避することは困難」であるとなっている。現在三重県内では増加傾向と言われるが環境が保全されているからの結果であり、失われてからでは何もない。十分に考慮し当該地域の開発は撤退を求める。猛禽類のいる環境は自然の豊かさの指標ともいえる。拙速な開発は慎まれない。また、同時に行われる平木阿波の開発の影響は服部川へのオオサンショウウオの影響がこの計画と合わさって大きくなると考えられる。長野峠が作業道に使われ、西の服部川の調査地点は 3 か所のみとなっているが工事エリアが上流にあることを考えると影響はさらに大きいと思われる。2018 年 12 月発刊のみえ生物誌によるとオオサンショウウオは近年減ってきているようであり、県をあげて保護活動を行っているので上流域の開発はできるだけ避けてほしい。阿波地区ではヒダサンショウウオや関西や北陸の溪流のみで見られるナガレヒキガエルが観測されている。このような地域の限定される生物は今では希少でなくても開発が進むと生息地が減っていく。現在の生息	ご指摘の希少な生物も含め、現地調査結果を踏まえた影響の予測を実施することで、自然環境に重大な影響が生じることを回避又は低減できるよう事業計画の検討を進め、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(61/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
36-3 続き	エリアの調査と生息数を確認し影響を予測されたい。	
36-4	旧長野隧道についてもコウモリの生息地として有名である。EUROBATS2015 というコウモリへの風力発電のガイドラインによると半径 5km 県内を調査すべきとなっている。伊賀側が崩れている不安定な状態の隧道だが重要な生息地点であるため近隣道路の大型トラックの通過の増加による振動や騒音による生息への影響を調査してほしい。国土省、国土技術政策総合研究所によると生息圧迫要因が生じると急激な現象が生じ、回復が不可能になり、絶滅に追いやられやすい可能性をひめている、とされる。方法書にある個体数の記録のみでなく、隧道内の環境の調査が不可欠と思われる。	ご指摘の隧道については、コウモリ類の専門家の指導の下、適切に調査を実施してまいります。
36-5	経ヶ峰は 2000 年以上この地域住民が崇めてきた山です。安濃町、美里町、芸濃町、旧津市内一円の校歌に歌われる山です。美里町内からは多くの史跡が残り 石仏も発見されます。北長野の山中には室町時代足利将軍が立ち寄った寺院跡があります。まだすべてが調査が終わったわけではありません。地域に誇りが持てる重要な資産を発電施設開発によって損なう可能性があります。工事期間中でも史跡が見つかった場合は十分な調査を行うと約束してください。	対象事業実施区域内については、環境影響評価方法書 164～166 頁に示した通り、既知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。
36-6	また眺望に関しては青山高原の 1.5 倍の風車が建つことを知らせ その景観によって感じる意識調査を津市街地の市民に行ってほしい。多くの住民が農耕のためや翌日の天気を知るため、また精神の癒しを求めて見上げてきた山です。まだ計画の存在が十分に知られていません。地域住民は津市内に広く存在し、将来にわたって経ヶ峰に風車が建つことを良しとするかどうかの調査をしてほしい。景観は環境資源です。そこに住む人の生きる活力にもなり得、また美しい津市に住むための動機付けにもなります。津市内にはもう十分に風力発電施設、太陽光発電施設があります。さらに事業として発電施設を豊かな自然環境や美しい景観を削ってまで作らなければならないのでしょうか。事業者を経ヶ峰の価値を認め、事業から撤退することを求めます。	景観については、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第 1 段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(62/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 37		
37-1	1. 風力発電は自給自足のエネルギーと言われるが、今回の事業者の主な出資者はアメリカ企業である。ゆえに地元で作られたエネルギーといえども私たちが支払う料金は最終的に海外の出資者のもとに配当されてしまう。使用される風車もアメリカ製である。これでは海外からエネルギーを購入しているのと、大差ない。支払った電気の使用料が地元そのまま還元されるのであれば、循環型経済であり環境にも優しいという理屈はある程度成り立つが、今回ように地元のお金が海外に流れてしまうような形での再エネ促進であれば、電気を買う続けるために経済を拡大しなければならないというプレッシャーを地域は受け続けることになり、大きな視点で見て環境への負荷を増大させることになる。	再生可能エネルギーは、持続的な供給が可能で発電時には二酸化炭素の増加に寄与しない国産のエネルギー源であり、国のエネルギー政策の中でも「エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源」として、最大限の導入拡大を図るものとされています。 弊社は自然エネルギーを少しでも普及していくことで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現に向けて、事業を展開させていただいております。 また、地域で再生可能エネルギー事業に取り組む姿勢として、発電によって電力を生み出すことだけが目的ではなく、地域の資源を活用させていただく以上、地域振興にもつながる取り組みを地域の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。本事業については計画段階であり、具体的にどのような取り組みができるかは、事業計画の熟度を高めていく中で、地域の方々と協議しながら検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(63/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
37-2	2. 風力発電による発電は不安定であるため、大型の蓄積システムや送電網の整備を必要とすることは周知の事実である。が、現時点で安価で大容量の蓄積システムは存在せず、また、欧州のように大規模な電気の融通をするシステムもない。このような状況で、これ以上風車を乱立することは電力供給を無用に不安定にするだけで、原発や火力発電を減少させる役に立つと思われない。実際に、風力発電所の設置と引き換えに、浜岡原発の廃炉の話など具体的なプランは提示されていない。風車は環境にやさしいと言われるが、木を切り倒し、たくさんの資源を使って作られる風車も環境に大きな負荷をかけるものであることは間違いない。原発や火力よりも負荷が少ないということが、強調されるが、どれだけの風力発電の設置に伴い、具体的にどの原発や火力発電所を廃止するのか明確にされなければ、風車が環境保全に役立っているというのはまやかashiである。原発・火力の廃止とセットでない、風力は、原発・火力で自然を痛めつけ、さらに風力でも追加で自然を痛めつけるというだけだ。事業者の、説明会で配られた資料では風力は環境に優しいと書かれていたが、これは間違ったイメージを市民に与える。地域の原発や火力の具体的な廃止計画とセットにできて初めて、環境への負荷をなくすと書くべきであり、そのような具体的な計画がもしあるのであれば、明示してもらいたい。逆に、今回の風力発電計画に伴う具体的な原発等の廃炉計画がないのであれば、今回の風力発電計画は環境破壊の上積みであることを明記すべきである。	固定価格買取制度に基づいた再生可能エネルギー発電事業では、発電した電気は電力会社が買い取ることが約束されます。本事業によってつくられた電気については、中部電力（株）の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられます。 電気は基本的に貯めることができないので、需要と供給のバランスを保つ必要があります。もし需要以上に発電され電気が余る場合には、あらかじめ決められた順に、電源を確実に制御するという「優先給電ルール」が設けられています。再生可能エネルギーが制御される順番は、火力発電の制御や他のエリアへの融通などよりも後ろに位置付けられており、優先して利用することが担保されています。送電ネットワークは多数の発電所や需要家から構成される複雑なものであり、本事業によって発電した分、どの火力発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(64/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
37-3	3. 現在、津市民にとって経ヶ峰は、一番身近な登山スポットといえる。にもかかわらず、山頂からものの 500M のところが風車建設予定地に含まれている。せっかく山頂についたのに、山側の景観は崩れているし、低周波が気になるから早々に下山しなければならないというのでは、登山者が減るのは目に見えている。登山のために、風車のない山を求めて、車や電車を乗り継いで遠くにまで出向くという、環境負荷の高い生活を市民が送るようなことにならないために、騒音や低周波を心配せずに安心して親しめる山として経ヶ峰を残すべきである。環境に優しい地域循環型社会においては、レジャー先をきちんと地元で確保することもエコである。この点、布引山系に更なる風車を建設することは、エコとは言えない。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
37-4	4. 低周波については、全世界、全国で被害を訴える人達がいるが、正面からその問題に取り組む姿勢が、事業者からはうかがえない。説明会では低周波は聞こえないから騒音被害の対象にはならないという立場をとっていた。しかし、人間が感知できないから、健康被害の原因にならないというのであれば、放射能でさえ健康被害の原因にはならないことになる。アレルギーや、低用量の放射能は、同量を浴びたすべての人が同じ病状を訴えるわけではない。また、発症するまでの期間もまちまちである。いずれも、発症するまでは、浴びているという感覚はない。この様な、現象からも、低周波は人間が感知できないから、その被害も想定しないという政府やそれに従った事業者の態度は受け入れられない。感知できなくとも、人体に影響を与える事象は存在しており、実際に被害を訴えている人が多数いる以上、人体に悪影響があるという前提で調査し、対応策を考えるのが誠実な対応だが、そのような姿勢が説明会では全くなかった。この様な、無責任な姿勢の事業者がこの計画を実行させた場合、事後に何か問題が起きても、「因果関係が証明できていないので、対応する義務はない」の一言で門前払いされるのは目に見えており、計画を支持できない。	超低周波音を含む低周波音については、今後、現地調査を実施して、予測及び評価を行います。その結果、重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(65/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
37-5	5. 低周波は、老人、幼児に影響が出やすいともいわれている。近辺に住む住民には高齢化しており、影響の出る人が多くなる可能性がある。また、過疎化する集落に低周波のリスクをとってまで移住したいという子育て中の家族は、多いとはおもえず、益々過疎化に拍車をかけられると思われる。	騒音（低周波音を含む）については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ（アノイアンス）を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 26 日環境省）も参考といたします。 なお、今後も低周波音に関する最新の知見の把握に努めます。
37-6	6. 低周波は動物にも影響を与えられている。人間は多少は我慢してとどまるだろうが、動物は、低周波を不快に思えば当然山から里に下りてくると考えられる。これによる被害について、低周波の被害を認めない事業者が責任を取るとは思えないため、計画を支持できない。	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。 今後、現地調査を実施し、各種動物の生息状況を把握する予定です。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。
37-7	7. 昨今の異常気象で、集中豪雨の頻度も強度も、予想できなくなっている。このような状況で、山林の開発は非常に慎重であるべきであり、特に山の尾根は繊細なものであるから、手を付けるべきではないと考える。20 年の固定買取期間終了し、風車の寿命も尽きた場合に、事業主が撤退する可能性も十分に考えられる。その場合に原状回復するためにかかる資金を、事前に預託することが求められる。また、現在は、植林してもシカなどによって苗が食べられてしまい、簡単に森は再生しない。ゆえに、原状回復には、単に更地に戻して木を植えるだけではなく、苗がきちんと森に戻るまで、最低でも 20 年ぐらいは責任をもって管理する費用も預託することが求められるが、そのような、契約にはなっていないようである。	山の地形や集水域等から山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に計画してまいります。 資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT 法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として 20 年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積立ておく計画です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (66/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
37-8	8. 山を大きく切り崩すわけであるから、周辺での土砂災害が増えることも当然予想される。当該風車が立つ場所以外のところに影響が出ることも十分考えられる。しかし、その因果関係を証明することは難しい。事前に、本計画以後に起こる経ガ峰付近の土砂崩れ等の災害について、当該風車との因果関係の証明は事業者側にあるという取り決めにするべきである。さもなければ、計画後に土砂崩れ等が頻発した場合、市や県の税金で賄わなければならない危険がある。 この様な理由から、本計画を白紙撤回することを求める。	万が一、工事中や運転開始後に土砂災害が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。
No. 38		
38-1	市民説明会の再度開催を要求する。 ・経ヶ峯は、津市のシンボルの山であり、「心の山」である。説明会を津市中心部でも必ず開き、市民の声を聴く姿勢をまず示すようにすること。 ・より多くの市民の参加ができるように、説明会開催場所、開催時間を設定するようにすること。 ・説明会については、十分な周知期間を設けること、そして十分な時間をとり、意見を聞くこと。 芸濃町・安濃町・美里町で実施された説明会は、形式的にこなそうとする姿勢に思えた。 ・会社側の責任ある役職者が、市民の声を直に聴く姿勢をもつようにすること。 質問に回答できない者では、何度説明会を開いても期日ばかり経過する。もっと誠意ある態度を示すように願う。	今後、計画の熟度を高めていく過程において、より丁寧に地域の方々とコミュニケーションを取れるよう、説明会の開催方法についても検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(67/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
38-2	経ヶ峯は勿論、津市周辺にはもう風力発電はこれ以上いらない。 P115 の県知事意見には、「布引山地に残された豊かな自然環境である広大な山林を開発」するため、「自然環境を犠牲にしてまでなお事業を実施する必要があることを明確に」するべきと書いてある。 布引山地にはすでに 92 基もの風車が設置されている。このこと自体がすでに自然環境を犠牲にしている状況といえる。 さらに 24 基のほかに、布引北にも 40 基以上が計画されていることは、自然環境を明らかに破壊し、津市は勿論、三重県の景観をないがしろにする行為に思える。 全国の都道府県別風力発電導入量(2018 年 3 月現在)をみると、三重県は 5 位の 106 基になっており、既にその内 96 基が布引山系周辺にある。さらに津芸濃、平木阿波・布引北が増えれば、周辺は風車乱立状態となり、想定外の悪影響が出ると思う。 三重県の風車は、2000kW を越える風車が 80 基以上あり、これで全国トップクラスである。これ以上の大型風車(3000kW24 基)は絶対に不必要である。是非、計画を撤回されるよう要求する。 もうこれ以上、津には、三重県には必要ない。特に津市に集中する布引山から経ヶ峯付近の建設は絶対に許されない行為である。	風況及び地形等の自然条件の他、道路や送電線といった社会インフラの整備状況、関連する法規制の状況等を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られており、限られた候補地の中で再生可能エネルギーの導入を進めることは公益にも資するものと考えております。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
38-3	風車は観光資源にはならない。景観破壊の何物でもない。 経ヶ峯は市内 20 校以上の小・中・高等学校校歌に歌われている。また、町民歌にも歌われている。幼い頃からのシンボルの山であり、また、現市民にとっても「心の山」であり、「ふるさとの山」である。 登山道と計画予定地は重なっており、設置されれば、経ヶ峯の 360 度展望は大きく損なわれる。また、頂上部での低周波や騒音影響で、経ヶ峯登山する人が激減することは必至である。 これまで私たちの祖先が守り続けてきた大切な自然・歴史ある景観である。気持ちを十分理解できていない他者や企業に、台無しにされたくない。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第 1 段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(68/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
38-4	平木・北長野地区住民などの健康被害・騒音が心配。住民が可哀そう。 風力発電施設と平木集落までの距離は 1.5 キロ以内である。この距離は明らかに被害発生区域内である。700kW でも 2.5 キロは離す必要があると聞く。青山高原付近では「眠れない」と訴えている住民がいる。ましてや大型の 3000kW 設置となれば、影響被害は甚大になること間違いなしである。 平木地域などは高所にあるが、静かで美しい景観であり、素晴らしい集落である。真近くに設置されれば、騒音はより大きく感じる事は間違いない。低周波影響も計り知れないものが予想される。途切れることなく続き、やがて集落民の心身をむしばむようになることを心配している。 集落の若者は一層村離れとなり、廃村になる心配がある。 「借地料が入る、地区の収入になる」などと説得するのは、余りに軽薄である。20 年後にどうなるかも不明確であるというから、極めて心配である。 原発代替やエネルギー不足を巧みに取り上げた「うわべ説明」であれば、それは住民を騙していることになるのではないか。 大切なのは、住民にとって本当に大切なことは何かを考えて計画することである。	騒音（低周波音も含む）については、環境影響評価方法書 290～293 頁に示したとおり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年 5 月）、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び「低周波音の測定方法に係るマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に基づき、調査を実施します。 予測結果の評価にあたっては、基本的に日本の環境基準や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）も参考といたします。
38-5	土砂崩れが多発すること必至。 芸濃町の谷間や、長野峠北西付近では、砂壤土であるためか、現在でも大雨で土砂が安濃ダムに流れ込んだり、道路への流出土が多くみられる。そのためにその除去作業や費用が大変な負担となっている。 大型風車 1 基設置には 70～100m 四方の平坦地が必要とされる。多数の設置に伴う取付道路工事や風車基底部工事などで、尾根や山肌が大きく削土されるだろう。 さらに、近年増大している予測できない集中豪雨等による想定外災害の多発する危険性が一層高くなる。	地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。 また、山の地形や集水域等から山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に計画してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (69/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
38-6	地盤は軟弱である。被害は誰が負担するのか？ この地域の地盤は軟弱である。大風車の建設工事や大型機材搬入による作業道路ははるかに大工事が必要である。大工事などが開始されれば、今でさえ崩落や流失が出ている場所がある。どうなるかは予測し難い。 地崩れ被害などが出ても、その被害は地主負担にされると聞いている。貴社は、これらのことを地区民に充分説明されているのだろうか。 これら被害に対して、貴社は設置者としてどう対応するのか明らかにしておくことは最低の責任であると思う。 予想される被害責任をどうもつのか、文書で明らかにされたい。	万が一、工事中や運転開始後に土砂災害が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。
38-7	安濃ダムや水源への影響が十分に出る 計画エリアには水源涵養保安林や県の特定水源地域に指定された森林が含まれている。津市の大切な水源の森もある。 布引山系の既設置の風力発電によって、土砂流失が多数報告されている。 安濃ダム周辺への土砂流出もこれまで何度もある。新たに設置されればダム周辺への土砂流入は膨大な量となり、大被害をもたらすことが想定される。 P122の津市長意見にも「農業用水としての利水もあり、営農への影響が懸念される」とある。貴社はどのように考え、どのように対処するのか見えてこない。	本事業の実施により土砂流出による重大な影響等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。 万が一、工事中や運転開始後に、斜面の崩落や河川への土砂の流入等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。
38-8	生態系への影響は必ず出る この地域には、クマタカ・オオサンショウウオ・ニホンヒキガエル・ネコギギ・ヤマネ・モリアオガエル・ドジョウなどの希少動物がいるが、これらへの影響をどのように考えるのか、またその調査は十分に行われうるのか。 説明会での話では、調査を実施するとはいうものの、その計画等をみると、極めて簡略化していて、具体的な姿がみえてこない。内容が希薄で、実施したことのみを根拠に残すだけの「ポーズ報告書」のように思えてならない。 調査実施には、専門分野の人びとにも協力を呼び掛けて実施公表すべきと考える。	ご指摘の希少な生物も含め、現地調査結果を踏まえた影響の予測を実施することで、自然環境に重大な影響が生じることを回避又は低減できるよう事業計画の検討を進め、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(70/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
38-9	風力発電はもう不必要 「原発の代エネルギー、温暖化防止につながる、地域発展につながる」との宣伝で設置を進めているが、専門家の諸研究によれば、もう電力は充足していて、温暖化に風力発電はそう貢献していないという。 また、地域発展した例がないとされる。日本は人口減少であり、電力必要量も減少傾向にあり、何故、必要なか理解できない。 風力発電は供給不安定で、出力分がそのまま火力発電に置き換えられないと聞く。還って不安定な電力供給をバックアップする電源として常時火力発電を稼働する必要があるとも聞く。また、大停電の際には風力発電は使えずに、災害時には役に立たない。 また、近年の猛暑時でも電力は充足している。外国では、風力発電は様々な問題が発生して、現在は、中止または減産の傾向がある。貴社は、国内に駆け込み設置を考え売ろうとしているようであるが、どうだろうか？ 「役立たず、ただ環境破壊するだけ」とも風力発電は批評されている。全国で、採算性や環境への悪影響を顧みず無理やり受入れを設置した失敗例が多く出ている。環境破壊を伴う開発を、目先の利益や楽観的な予測で実施しないでほしい。	風力発電は出力が変動する電源ですので、需要と供給を一致させるためには、揚水や火力等を用いた調整が必要になりますが、電力会社の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられますので、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながり、二酸化炭素の排出削減にも貢献できるものです。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
38-10	故障や倒壊の跡片付けをしないのでは？ 風車が壊れたまま放置されている所が全国で増加している。残土処理の問題も発生している。また、撤去費用や土地の修繕などは地元負担になるとも聞く。 貴社の対応はどのようになっているのか。責任を持ち跡片付けをするのか。書面で確約するのか。	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積立しておく計画です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(71/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 39		
39-1	経ヶ峯の風力発電計画に異議あり！ 聖なる信仰の山、経ヶ峯を守ろう！ 安濃平野の西方にそびえる 819m の経ヶ峯は、古くは「安濃嶽」と呼ばれました。津安芸地域での最高峯であり、その山容は実に秀麗で素晴らしいです。県下の山々の中でも最も美しい山容をみせてくれる山です。また、県庁所在地である津市のシンボルの山であり、津の市民は朝な夕なに眺め、その姿に心を落ち着かせて生活しています。そして、芸濃町への連山もまた八ヶ岳のように美しいです。 経ヶ峯は、私たちの祖先がここに居住して以来、2000 年以上崇めてきた山です。津藩の儒学者で全国に知られた斎藤拙堂も経ヶ峰に登山して絶頂の景観を絶賛しています。そして、現在も津市内の小・中学校、高等学校のほとんどの校歌に歌われている象徴の山であり、その崇高な姿に、山のように成長していこうとの希望・理想が込められているのです。 ここに風力発電施設が建設されたならば、その美しい姿・景観が損なわれてしまいます。それは、津市民への精神的なショックに終わらず、未来の津市の発展や、津のイメージダウンになるものです。 私は郷土の歴史を愛する者です。市民には機会ある毎に講演をしたり、講座や歴史探訪で郷土のすばらしい歴史を語り続けたりしている者です。特に、経ヶ峰については、「信仰の山」であり、「聖なる山」であり、今も市民にとって「心の山」であることから、計画に異議を唱え、反対するものです。 聖なる山・信仰の山・霊山であった。 経ヶ峰には山頂から中腹・山麓に至るまで、縄文時代からの遺跡や遺物が多数確認されています。特に頂部付近や標高 200～300m の中腹には、下記の主要遺跡が経ヶ峯を取り囲み、まるで守護するかのように位置しています。祖先からの「歴史の山」であり、「信仰の山」であったのです。 ・頂上付近には、古墳が造られ経塚があります。経塚は長野氏一族が大般若経を埋納した聖なる地で、「現世安穩・極楽浄土・子孫繁栄」を願っ	経ヶ峰の眺めへの影響については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。 対象事業区域内については、環境影響評価方法書 164～166 頁に示したとおり、既知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。 なお、今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(72/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
39-1 続き	た祈りの地です。附近には城跡を示唆する地名も残り、中世城跡の存在も考えられます。 ・中世は、中勢の雄・長野氏が築造した長野城(国史跡)の鬼門にあたる大切な守護の地でした。 ・旧常明寺跡は、草生平尾の標高 240m の地にある平安時代の真言密教からの寺跡。遺構が残り、市内最古級の平安時代の大日如来像などが地区で祀られています。 ・旧龍泉寺跡は、草生山出からの登山道を登った標高 350m 付近の緩斜面にあり、段状地が残り、遺物などから平安時代からの大寺があった地です。仲之郷には現在の龍泉寺があります。 ・旧安養寺跡は、野口から急山道を登った標高 280m の尾根上の字「長峰」に残る寺跡。平安期まで遡る寺院跡で、多くの段状地・石垣・土塁・参道・区画などが良好に残っています。附近は金鶏伝説地でもあります。古くは尾張・三河からも参詣したとの伝承が残る寺跡です。 ・旧船山社・船山寺跡は、標高 200m 付近の美里町船山集落の上部にあります。神島が望める絶景の地にあり、神仏習合の寺社跡です。段状地や古石垣が残り、鎌倉時代の鉄仏は近畿・中部地方で数少ない歴史的価値が高いものです。附近にはまだ知られていない寺社跡が想定されます。 ・「草庵」の地は、美里町高座原にあります。集落の北西方に地名が残り、平安・鎌倉時代まで遡る寺跡です。高座原の高福寺本尊は、旧草庵の本尊で、薬師如来像は平安末期の文化財です。 ・穴倉は、鎌倉時代にあった村落です。別所の金剛寺は古刹であったと考えられ、周辺からは多数の室町期の石仏が出土し、穴倉石の石材産地でした。 ・雨乞山は、金剛寺の裏の急峻な山上にあり、巨石群がみられ、昭和初期まで雨乞いが行われた霊山です。古くからの磐座の可能性もあり、遅くとも中世からの祭祀遺跡です。 ・梅林寺は、美里町柳谷にある寺院。古刹で石仏が多数出土しています。虚空蔵菩薩は寺伝では日本三虚空蔵として信仰されています。 ・宝寿寺跡は、北長野集落付近にあった寺院。南北朝時代に存在した寺院で、室町時代の足利将軍が立ち寄った由緒ある寺院でした。寺跡比定地には多数の石仏が埋まっています。	

住民等の意見の概要及び事業者の見解(73/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
39-1 続き	・伝安濃国造社跡は、北長野集落の北方の山中にあります。標高 300m ほどの高所で、経ヶ峰頂上れ、背後の経ヶ峯を「神体山」として崇拝している南方直下にあります。この社跡は、現長野神社の旧地と考えられ、古石垣や平坦地が今も残さたと考えられます。附近には「目無地藏尊」もあり、今も多くの方が訪れています。 ・平木の鎮守・三船明神には舟形石が残り、安養寺も中世まで遡る古寺院。平木集落の民は、仰ぎ見る霊峰経ヶ峯を崇拝していたにちがいありません。 ・廃仙幢寺跡は、芸濃町小野平の千度坊にあります。集落の西方にあり、長野氏の重臣雲林院氏の菩提寺であった寺で磨崖仏があります。摺鉢山も雨乞いの霊山でした。 民俗学にみる聖なる山 経ヶ峰には、長い間、伝承されてきた貴重な伝説があります。主なものをあげます。 ・若狭八百比丘尼伝説 草生神子谷には禁断の人魚を食した娘が、若い姿で 800 歳まで長寿を保ったという全国的にも珍しい伝説が残っています。付近には「金鶏伝説地」があります。 ・舟が石 草生の比佐豆知神社からの経ヶ峰登山道を登ると、標高 370m 付近に小駐車場があり、さらに上った付近に、長さ 10m 以上の軍艦のような巨岩があります。舟形で「舟が石」と呼ばれています。古くからの水源祭祀場で、磐座信仰も考えられます。 ・目無地藏尊 美里町細野の標高 360m の深い山中にあり、近隣だけでなく県外からの厚い信仰が見られる地藏尊です。長野氏の時代まで遡る信仰の地で、修験道との関連も考えられます。 ・経ヶ峰には、芸濃町から美里町まで山を取り囲むように、古代・中世の寺社跡や遺跡などがあり、朝日に輝き夕日沈む経ヶ峰山容は、古代から崇められたと思われます。寺社は神仏習合地であり、ほぼ同じ時期に存在したと考えられ、三重県中勢の山岳仏教文化の中心地でもあったのです。 ・その他、草生野口の火防神・愛宕さん、山出の枇杷谷地藏磨崖仏、平尾の赤地藏信仰、穴倉の馬頭観音碑などが中腹にあり、まさに民俗学の宝庫でもあるのです。	

住民等の意見の概要及び事業者の見解(74/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
39-1 続き	・経ヶ峰の精査は、まだ未着手の状況です。総合的な調査が求められます。 経ヶ峰は「心の山」 ・津市のほとんどの校歌に歌われているように、津市のシンボルであり、子どもたちが逞しく成長しようとする姿を象徴する、まさに「心の山」が経ヶ峰です。 ・津市街地や安濃平野から見る、津市役所や三重県庁から見る経ヶ峰の雄姿は特に秀麗です。津の広域景観でも代表する山であり、津が誇りうる景観といえます。 ・朝日に輝く経ヶ峰、真っ赤な夕日と黒影の山容のシルエットは、実に素晴らしく、人々を魅了します。私たちの先祖も 2000 年以上、同じように感動し、崇めてきたにちがいありません。 ・頂部や尾根上に、高さ 140m、ローター直径 110m もの計 24 基の巨大風車が林立する姿を想像すると、「聖なる山・経ヶ峰」の景観がないがしろにされること間違いなしです。 ・布引山周辺に設置されてきた風車群は、今、美しい自然景観を抹殺してきているように思います。津にはもうこれ以上の風車はいりません。もっと私たちの「心の山」を大切にしてください。 以上のようなことから、経ヶ峰における風力発電計画には異議をとなえ、反対するものです。また、津市中心部での説明会開催などを開き、より多くの市民の意見を聞くように要求します。	
No. 40		
40-1	環境に悪いため反対です。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(75/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 41		
41-1	教科書などで、自然や環境に良いと書かれている風車が自然破壊、生活に害が及ぶと知り自分なりに色々考えてみましたが、どうしても風車を建てるのが良いことだとは思えません。私は反対です。 ほぼ毎日、学校から見る景色が変わってしまうのは悲しいです。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 42		
42-1	・近年、ミツバチの数が激減しています。その理由に農薬の散布や、電磁波、低周波など人間の都合に依るものが最も疑わしい。今回の風力発電施設の出す低周波によって、ミツバチをはじめ、さまざまな動物、昆虫たちが危機にさらされる。御社はこれ程の環境破壊を計画しているからには何らかの方策を練っているはず。それを具体的に示して欲しい。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(76/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
42-2	・御社は低周波と健康被害についての因果関係を認めていないようだが、もし施設稼働後、科学的に証明された場合、健康被害を受けた我々に対してどのような補償を考えているのか具体的に示して欲しい。	低周波音については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。 稼働後に問題が発生した場合には、まず、どのような状況か調査し、必要に応じて専門家等からも意見聴取を行った上で、当該状況に応じて対応策を検討し実施させていただきます。
42-3	・計画地から学校施設までおよそ 5km。他国の基準からすれば完全に危険区域内。子供たちが安心して通える環境なのかとても心配です!!	国の指針や他国の情報も収集しながら、環境影響評価の中で適切に調査を実施してまいります。
No. 43		
43-1	経ヶ峰は私達が毎日目にしている空気のような、生活の一部になっている山です。その山には、どんな生き物達が暮らしているのだろう。普段の生活では、めったにお目にかかれませんが、キツネ、タヌキ、イタチ、てん、サル、シカ、イノシシ、空には、何の種かは分かりませんが大型の鳥を見かけたり、夜のフクロウ？の鳴き声かなあと家族で話したりと、身近に山の中でひっそり生きている動物達を感じることができます。 そんな時間を持ちたくて、心にゆとりのある生活子供達としたくて、この里山に引っ越してきたのに…。その自然が破壊されそうな状況が目前にあるとは…。この話を聞いて、風力発電がどんなものなのか、私なりに勉強しましたが、やはりこの事業がこの美里に必要なだとは思えません。三重県にも、もうこれ以上、未来の子供達に産業廃棄物の山を押しつけるのはやめて下さい。市町様、知事、心から風車は必要だと思えますか？20 年後、誰が山を元通りにしてくれるのですか？住民の誰にも被害を及ぼさないと言えますか？県や、市は、まず市民のことを第一に考え、市や県で条例を作るべきだと思います。	本事業へのご理解を賜れるよう、環境に配慮した事業計画の検討を行ってまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(77/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 44		
44-1	風車の位置から 2.3km の津市美里町穴倉、別所で通常の風はその位地(経ヶ峰方面)より北西の風です 風に乗って低周波がくる事が一番心配です 過去にその低周波により耳への音で入院していた事が有ります。 一生の事です何とかならないか今なやんでいます どうか設置を止めて下さい	環境アセスメントの手続きを通して、騒音、低周波音、風車の影といった生活環境に影響を及ぼす可能性のある要素について調査・予測・評価を行い、健康被害を生じさせない事業とするべく、事業計画の熟度を高めてまいります。また、地域の皆様のご心配を減らすことができるよう、調査結果や計画内容についてはしっかりとご説明させて頂きたいと存じます。
No. 45		
45-1	4 年前にここに引っ越しました。獣害はたいへんだけどのどかでいいところです。心配事といえば経ヶ峰の噴火か池の欠壊ぐらいで、ほぼ起こらないだろうと思っていました。2 月の美里の説明会に行った時はどちらかといえば賛成でした。希少動植物も大事だけど、その地に普通に居る、シカ、イノシシ、ヤマドリ等も大事だと思うし、それらが下方の里へ降りてくると困ります。 現在既設のウインドパーク美里の高良城林道も崩壊で通行止め、大曲がりも崩落。どんどん土砂流出している。これより大きい風車立てたらどうなるかとても心配 また、音の問題も心配だ。健康被害が出てからでは遅いし、問題はない。として片付けるのだろうか。せっかく移り住んだ土地からまた出ていかななくてはならない事は避けたいので今は建設反対である。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
No. 46		
46-1	経ヶ峰の自然環境への負荷が大き過ぎると思います。風力発電の建設に反対します。	風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(78/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 47		
47-1	もし風力発電の影響により何か身体に悪影響が出るがあった場合の保障はありますか？ 過去にそのような事例はありましたか？	稼働後に問題が発生した場合には、まず、どのような状況か調査し、必要に応じて専門家等からも意見聴取を行った上で、当該状況に応じて対応策を検討し実施させていただきます。
47-2	20年後の風車はどうなりますか？ 他県では発電が上手いかず止めたところがありますが、そのような場合はどうなりますか？風車のてっきょ費用はだれがもつのですか？	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積み立ておく計画です。
47-3	生物がいなくなったらどうするのですか？ 「対象事業実施区域内に動物の注目すべき生息地は存在していない」とはどういうことですか？	現地調査結果を踏まえた影響の予測を実施することで、自然環境に重大な影響が生じることを回避又は低減できるよう事業計画を検討し、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 方法書段階では文献調査に基づく調査結果のみをお示ししており、文献においては、定義した「動物の注目すべき生息地」は確認できなかったことを示しております。 なお、現地調査では、注目すべき生息地の有無も含め適切に調査を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(79/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 48		
48-1	私達は、この地で生まれ、経ヶ峰に降った雨の恵みの伏流水でご飯を頂き、お風呂に入り、川遊び山歩きなどで育った恩恵を忘れる訳にはいきません。この度、風車建設計画が持ち上がり、驚きを隠せません。これまでも、青山高原に沢山の風車が建設され近隣地区住民には悪影響しか聞かされていないからです。環境問題でCO₂削減の為とかで、自然エネルギーが注目されがちですが、その事が新たな環境破壊が起こった事例をたくさん見てきました。山を削り取り、土盛り場所の土砂崩れ、砂防ダムの決壊や、住み家を追われた希少動物、害獣の人里侵入など自然に人の手が入ると必ず人にしっぺ返しがある事を知るべきだ。環境破壊だけではなく、健康被害も問題で、低周波による体調不良等、もっと、時間をかけてすべての調査を住民目線で行うべきだと思います。	風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
No. 49		
49-1	・風力発電について調べれば調べるほど信用できないので、建設に反対します。 ・経ヶ峰に現在、ある自然環境を守りたいので建設して欲しくない。 このまま大切にしていきたい。 そっとしておいてほしい。	子供たちやその先の世代にどのような環境を引き継いでいきたいかということを考えると、化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に今以上に向き合う必要があり、再生可能エネルギーを少しでも普及拡大することが重要と考えております。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の皆様のご理解を得られるように努めて参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(80/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 50		
50-1	津市にはすでに青山高原周辺に多数の風力発電施設がありますが、景観はもとより、土砂が崩れるなどの被害も出ています。また、自然の形態も壊され、ヨタカが絶滅したのではないかという報告もあります。施設側の環境配慮措置として植えられた草類を夏場に鹿が食べ繁殖し、草のない時期に里に降りてきている様です。土砂の流出により山すその田用の水に土がたまったりと損害は多々あります。羽根の音も不快感を与えるものでした。環境影響評価の結果で設置が行われこの現状を招いているのでしたら、何の意味もない形だけの評価と思われます。この上経ヶ峰を壊すなどあってはならないので、建設には反対を唱えます。	風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(81/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 51		
51-1	この度の経ヶ峰山頂付近への風力発電施設の建設に反対しています。風車設置によるメリットはほぼ無いどころか、環境の悪化や健康被害などのデメリットばかりです。また、国内では例のない規模で大きさという事で、これまでのデータは役に立たず、風車の設置には慎重にするべきでしょう。 まず、一般市民を巻き込まず、グリーンパワーインベストメントの方々が風車の近くで実際に生活をして下さい。そして御社の家族の方々の健康状態などを観察して下さい。クリーンなエネルギーで利益をもたらすのであれば、それを行うことは難しくないでしょう。そのような正当な手順を踏まず、地元住民に対する周知もそこそこに設置を急ぐのは何故でしょうか？何か良からぬ思惑があるように見えます。 例えば、親会社である GE 社の尻拭いによる一部の者だけの利潤追求(海外で需要のなくなった風車を日本で売りさばく等)が目的なのでは？と思っている方も少なくありません。このように御社にとって不名誉なうわさを打ち消すためにも、現行のいい加減な環境影響評価ではなく、一般市民を巻き込まない形で、御社の方々や、その地域を対象にモニターしたデータを基にした環境影響評価にして下さい。環境にも人にも優しいものであれば、たやすい事でしょう。それらは私たち市民も納得する。説得力のあるものとなるでしょう。	自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。 本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。 なお、GE 社が弊社の親会社という事実はなく、海外では日本以上に風力発電の導入拡大が進んでおります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(82/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 52		
52-1	美しく保たれている山に人工物が入り、景観が壊される、それに加え、騒音など懸念点も多い。地盤を崩すことにもなるし、何ひとつ良いと思う事がない。やめてほしい。	風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
No. 53		
53-1	不安定な風力発電が、電力の供給に役立っていないことが分かりつつある今、自然破壊をして、津市民に親しまれた経ヶ峰を開発し風車を建てることは到底許せるものではありません。 さらに、現状布引山系にはたくさんの風車が立っており、景観の破壊、騒音、取付道路崩壊の懸念、動植物の生態系破壊など、これ以上決して増やしてはなりません。 風車建設には、断固反対します。	風力発電は出力が変動する電源ですので、需要と供給を一致させるためには、揚水や火力等を用いた調整が必要になりますが、電力会社の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられますので、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。電力供給にも貢献でき、二酸化炭素の排出削減にも貢献できるものです。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(83/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 54		
54-1	風車を作ってもなんのメリットもないと思う。作るために動物の住み家を破壊し、作動する時には低周波が出る。さらに、それだけのことをしても発電量は不確定。どうして作ろうと思うのか意味が分からない。 もっと将来の世代のことを考えてほしい。	風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
No. 55		
55-1	計画されている風車の出力は 3,000KW 級ということですが、同様の風車は国内に 8 基程度しかないと知りました。今までに無い大きさのもので、想定以上の何かが起こる可能性は考えられると思います。同様に大きいが為に建設する山頂付近への影響も、より大きくなるのではと心配です。 騒音についても然りです。シーテック運営のものよりも近い位置に集落があり、その事を集落住民は知っているのでしょうか。 近年、青山の下に住んでおりますと、豪雨の際に川が異状に増水することが多くなりました。山頂付近だけでなく山の下にも影響が出るものと思います。 経ヶ峰は、津市民にとって信仰の山です。山頂付近が大きくえぐり取られる光景は、見るに堪えられるものではないでしょう。しかも一度削られた地形は永久に元に戻ることはありません。一度でも山頂の 360° のパノラマを見た人であれば大きな風車が視界に入り、削られた山、広くつけられた作業道や、その法面の光景が周辺に広がることは望まないと思います。経ヶ峰に思い出のある人の心は深く傷つけられることと思います。	風力発電事業も人の手による開発行為ですので、生活環境や自然環境への影響が想定されます。それらの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (84／120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 56		
56-1	ぼくは、きょうがみねがすきなので、ふう車を立てないで下さい。	子供たちやその先の世代にどのような環境を引き継いでいきたいかということを考えると、化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に今以上に向き合う必要があり、再生可能エネルギーを少しでも普及拡大することが重要と考えております。 景観への影響や登山への影響等の経ヶ峰に対する影響についても環境影響評価の中で予測・評価し、それを踏まえて環境に配慮した事業になるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(85/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 57		
57-1	別紙1(環境影響評価実施団体に関する意見) 本事業において環境影響評価を実施する団体である三重県環境保全事業団は、産業廃棄物処理事業者であり、産業廃棄物最終処分場を保有する団体である。 風力発電事業は建設時に産業廃棄物が発生すると思われる。つまり、当該事業団は潜在的ステークホルダーといえる。 今回の風力発電事業における産業廃棄物を引き受けることのできる可能性があれば、環境影響評価に手心を加えることはないのか。あるいは事業者から密約をもらって、事業に有利なように調査を進めることはないのか。絶対にそのようなことがないと言い切れるのであろうか。 そもそも、そのような疑いのない、完全な中立性・公平性を担保した業者を事業者は選定すべきである。 事業者においては県内外を問わず、中立性・公平性を確保できる業者を改めて選定し、環境影響評価を実施すべきである。 さらに三重県環境保全事業団は平成29年3月16日に三重県より行政処分を受けている。内容としては産廃処理の再委託である。産廃処理の再委託が禁止されていることは産廃事業者であれば常識の範囲内である。それを「法令の認識について、県と相違があった。今後は法令遵守を徹底したい」とコメントしたとのことである(平成29年3月17日伊勢新聞記事より)。このようなコンプライアンスに欠けた業者が行う環境影響評価をどのように信じればよいのか。コンプライアンスの面からも、三重県環境保全事業団は今回の環境影響評価を行う業者として不適切である。業者の見直し・再選定を行うべきである。 また、住民説明会の会場においては、事業者2名の出席に対して司会を含めて説明側に5名、会場内にはなお2名以上のスタッフが当該事業団から派遣されていた。事業者の担当者も名前呼び捨てにし、完全に身内扱いであった。このようにすでにして癒着が顕著にみられる当該事業団は環境影響評価を行う資格がないと思われる。重ねて業者の見直し、再選定を強く求める。	三重県環境保全事業団は、環境影響調査並びにその関連手続きに関し十分な経験と実績を有しております。 また、現在実施中の手続きは、日本の環境影響評価法に基づくものであり、その法律の建付け上、環境アセスメントは環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討するもので、ご指摘の中立性・公平性については、事業を実施する当事者以外の第三者機関として国や県等の行政機関の環境影響評価の委員会に諮り、調査方法や調査結果が妥当なものか審査されることで担保されることとなっております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (86／120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-2	別紙 2(希少コウモリへの対策に関する意見) 旧長野隧道の希少なコウモリに関して、環境影響評価には旧長野隧道内のコウモリの生息状況の調査を行い、希少かつ多様なコウモリの棲み処となっている当隧道の耐久性の調査を行うべきである。 また、バットストライクの問題と並行して、風車後方の広範囲における乱気流の発生によってコウモリの肺や心臓が破裂して多数死亡する例がカナダやアメリカでも報告されている。今回の3,000kwクラスの風力発電機によってそのような事例がどのように起きるのか、当該事業者がすでに稼働させている大洞山ウインドファームにて詳細なデータを取り、検証すべきである。実際に稼働している設備での検証なくして新たな風力発電設備の設置はありえない。これを行うことができれば事業者は今回の計画を撤回すべきである。また、コウモリへの多大な影響が出ているのであれば、その時も計画を撤回すべきである。	本事業の対象事業実施区域としては、ご指摘の旧隧道は含まれておりません。そのため、直上に風車が設置されたり、工事関係車両等が走行するといった可能性はなく、隧道の耐久性に影響を及ぼす可能性は想定しておりません。 なお、生息状況については、今後現地調査を実施し把握する予定です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(87/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-3	別紙3(景観保全に関する意見) 経ヶ峰は津市民の心のよりどころともなっている。いわゆる“霊峰”である。 地元である美里町は一昨年に小学校3校が廃校になり、新たにみさとの丘学園が設立された。経ヶ峰は旧小学校やみさとの丘学園の校歌にも歌われ、長幼を問わず非常になじみの深い山である。 また、津市の市街地からもその姿が一望でき、津市のたくさんの小学校の校歌にも歌われている。 山頂に立てば、360度の眺望が楽しめ、市外はおろか、県外からもハイキング客が訪れる貴重な観光資源でもある。 風力発電に意義があるとしてもあえてこの360度の眺望が楽しめる貴重な観光資源で、我々の心のよりどころともなっている経ヶ峰の近辺に当たる地域に設置する必要がないと思われる。 当事業の巨大な風車は経ヶ峰山頂からの眺望を著しく阻害し、また峰を望む津市内からの眺望も大きく損じる。毎日拝む山々の景観が巨大な風車により害せられるのである。 富士山を望むことのできる地域の方々が、富士山に風車が林立したとしたらどう思うであろうか？身近さで言えば津市民にとっては富士山以上の存在である経ヶ峰の価値を理解していただき、山頂や平地から仰ぎ見る景観を著しく損なう当事業の見直しを強く迫るものである。 眺望に関して、この地域に巨大風車を建設する以上、「極力回避」することや「十分に配慮」することは事実上不可能である。このような文言を使わず、ご回答願う。 ただし、経ヶ峰山頂の展望台から風車が全く見えない計画であればその限りではない。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(88/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-4	別紙 4(水源涵養に関する意見) 計画区域を流れる長野川は津市の上水道の取水口ともなっている。 ウインドパーク笠取の設置以後、土砂の堆積が著しく、三重県が稲場町内で土砂を必死に取り除いているところである。 これに関しては津市長も意見を発しているところであるが、当事業により土砂の堆積が加速することは明白である。 いったい、事業者はどのようにして土砂の流出を完全になくす予定なのか。具体的な対策を聞きたいのと、土砂の流出が生じた場合の損害や経費の補償を求める。 三重県が行っている土砂の除去も我々の税負担の上に成り立っている。 この件に関して「配慮する」や「検討する」ならびに「回避する」などの文言は使用することなくご回答いただきたい。	本事業の実施により土砂災害等が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。
57-5	別紙 5(事業者に対する不信感) 今回、事業者は住民説明会を開催したが、その周知が非常に不徹底であった。 美里町の自治会連合会会長には全く通達がなかった他、長野地域を除く全美里町に対して一切の通達がなかった。新聞に掲載したということだが、この世の中、新聞をとっていない家庭が多く存在することは明白である。もし、そのことに事業者が気づいていなかったとしたら、そのような事業者を信ずるには足らない。気づいていて周知を怠ったのであれば、そのような事業者も信じるができない。	先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載や、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りました。今後は皆様から頂いたご意見を踏まえ、左記の方法以外にも、例えば広報誌への掲載のお願いや、より広い地域で回覧をお願いするといった他の周知方法も含めて検討してまいります。
57-6	住民説明会での回答も、回答をはぐらかし、回避するよう努める、検討するなど、非常に心のこもっていないものであった。不十分な回答内容と誠実さのない対応に不信感を抱いた。住民説明会へも事業者は2名の派遣に留まり、環境影響評価担当事業者の三分の一以下の人数であり、しかも、肝心の質問には回答権を持たない下っ端の人間であった。住民説明会を開けばいいという意図が見え見えで、しかもそれを隠そうとしないところに不信感が増大している。	説明会に出席した社員は、本事業の担当として責任のある立場として参加したものです。計画段階であるため、現時点ではすぐにお答えすることが不可能なご質問もございますが、引き続き事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(89/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-7	さらに、2月8日の安濃町の説明会では業者側に、周知徹底を行ったさらなる住民説明会の開催と縦覧期間及び意見書提出期限の延長を申し出た方がみえました。それに関して週明けの回答を確約していたところ、意見書の提出期限間近の未だに回答が無い状況です。このような、回答すらない業者を信頼することはできません(2月24日時点)。また、とってつけたように2月25日に業者から回答があり、3月4日以降に懇談する予定とのこと。それも環境評価法に基づく説明会を行わないという。はっきり言って意見書対策とは思われない。誠意というものをどこに置き忘れているのであろうか。 また、住民説明会では高知県の施設では全く被害などは出ていない、としていたが、当該事業者による大洞山ウインドファームにおいては健康被害を訴える住民がいるという(2018年6月18日長周新聞)。稼働中の施設の実態を知りもしない、もしくはあえて無視している事業者を私は信じることはできません。	回答までにお時間を頂戴してしまいましたが、ご指摘のご質問については、今すぐに説明会を行うということではなく、皆様から頂くご意見を踏まえ、弊社の見解を整理した上で、改めてご理解を頂く機会を設けるように検討している。という趣旨で回答させていただきました。 弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け2018年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (90/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-8	また、すでに環境影響評価の調査を行っているが、地元自治体や自治会、住民へのあいさつ、許可の申請などもなかったとのことである。調査に入っていることに気づいた地域住民に指摘されて初めて自治会に了承を求めたという。先祖から引き継いでいる山勝手に立ち入られ、住民はどのように感じるであろうか。まだ見ぬ子孫を思って手入れをし、先人が未来へと託してきた山である。 このような事業者が潜在的ステークホルダーであり、コンプライアンスに関して多大な不安を抱かせる三重県環境保全事業団に行わせる環境影響評価をどのようにして信じればよいのか。 また、当該事業者は自社のホームページに「地域への貢献」として、次の分を載せている。「当社は、プロジェクトの実現を通じて、地域へ貢献いたします。プロジェクト計画段階からの十分なコミュニケーションを通じて、地権者、地元住民、地方自治体、地域との間に強力な信頼関係を構築します。(後略)」ここでの「プロジェクト計画段階」とはいつのことであろうか？環境省の作成されたフロー図では。方法書の前段に「計画策定」とある。少なくともそれ以前であるはずであるが、「地元住民」は未だに計画自体を知らないものが多数である。「地権者」である平木、北長野、細野、中野へはある程度のコミュニケーションをとっているようだが、特に景観面で著しい影響を受けるその他の周辺地域の「地元住民」へは全くコミュニケーションをとっていないのである。 「地権者」以外の「地元住民」といつ、どのように「十分なコミュニケーション」をとったのか、事業者は明らかにすべきである。そうでなければ事業者はホームページより早急に「地元住民」及び「地域」の文言を削除すべきである。また、「地元住民」や「地域」へのコミュニケーションを取らなかったことを全国に公開し、地元へは一戸一戸を回って謝罪すべきである。	事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(91/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-9	このような事業者が行う事業そのものにも大いなる不信感を抱くため、当該事業者による環境影響評価及び事業を中止することを切望する。 これは今後いかようにしても払拭できないものである。事業者が今後改めることを誓ったとしても、それ自体を信用することはできないものである。	今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々の信頼を得られるよう努めてまいります。
57-10	別紙 6(低周波による健康被害に関する意見) 当該事業者による大洞山ウインドファームでは、低周波による健康被害が発生しているという(2018 年 6 月 18 日長周新聞)。このことをあえて無視したのか、本当に知らないのか、事業者は住民説明会で高知県の施設では全く被害が出ていないという。 記事を見ると、地響きが鳴り、音がひどくて眠れないということである。隣家の住民は体調を崩して亡くなったともいう。死亡した方との因果関係はわからないが、実際に地響きに悩む住民がいるのは、地元に住むものとして非常に不安である。この事業での風車からの距離は長周新聞の記事より 2 倍弱離れているようであるが、敏感な人にはこの程度の距離では感じ取られてしまうのではないかと。地盤の状況によってはより強く響くのではないかなど、不安要素が大きい。 大洞山ウインドファームも同じ 3000kw 級の風車である。距離や現地の地盤を調査し、実際の状況(大洞山ウインドファームの状況)も反映させ、科学的に地元の民家等へ絶対に振動が伝わらないことを証明することを求める。 それがなされない限り、この地に風力発電施設を建設することを認めない。 また、当該事業団が開発し、実際に稼働中の風力発電施設が近隣の住民が健康被害を訴えているのであるから、ガイドラインなどの引用は不要である。当事業における調査をどのように行うかお答えいただきたい。	弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け 2018 年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。 本事業によって想定される騒音(低周波音を含む)の影響については、今後現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日 環境省)も参考といたします。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (92/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
57-11	また、フィンランドの環境医学協会による研究報告には風車より 15km 圏内では被害は低減しないという。15km 以上離れて初めて被害の低減が見られるとのことである。さらに、症状の多くは睡眠障害、疲労、さまざまな痛みであり、それを風車の影響と考える住民は少ないという。そして、それは風車が建つ以前と以後を比較しなければ、はっきりと風車の影響であるか否かがわからない問題である。 このことから、今回計画する風車から 15km 以内の住民への建設前の健康調査を行い、建設後も継続的に健康調査を行わなければならない。実際の検証なくして、国内でほとんど稼働実績のない巨大な風力発電設備を稼働することは認められない。当該事業者が誠意のある事業者で、太洞山ウインドファームですでに 15km 圏内の住民の健康事前調査を行っているのであれば、これに関しては不要である。ただし、その詳細なデータを公開する必要がある。	低周波音の影響については、専門家の意見等の情報収集や関係行政機関とも協議を行いつつ、環境影響評価の中で検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(93/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 58		
58-1	1. 事業の進め方について 事業に係る工事及び風車稼働の後に影響を受けるのは地元民である、場合によっては生活環境の安全、安心が奪われる事業と思われる。現在までの進捗状況から以下の通り地元及び地権者・津市・伊賀市民(以下 市民)の意向を無視した事業の進め方と思う。 ①(株)グリーンパワーインベストメント社(以下事業者)は平成 30 年 2 月頃から行政へ働きかけを行ったと聞きました。地元が事業計画を知ったのは 12 月 8 日、自治会が知ったのは平成 31 年 1 月 3 日です、縦覧を行っていることを知ったのは 1 月 20 日頃です。重要案件の周知は自治会回覧方式が適当と思う、今回の事業者の配慮は足りないと思う。説明会までに事業者は大きな山林所有者へは個別に説明を行い賃貸証明書の受領を行っていた。 ②賃貸証明書について、①何年契約なのか、②発電事業を止めた時の補償及び現場はどうするのか。③生活環境への安全、安心について。④隣地の迷惑補償はどうか等、直接関係する事業計画を含む地元説明会は無く事業者ペースで進めている、地元への安全、安心を担保して進めているようには到底思えない。 ③平成 31 年 2 月 6 日から 3 日間の説明会の事を知ったのは、説明会の 10 日程前です。 説明会の参加延べ人数は、200 人程と思いますが、会場の立地は適切でなく、地元を含む市民への周知は到底出来ていなかった。津市内及び伊賀市内でも行うべく事業者に申し入れたようだが聞き入れず、説明会は形式的に終了している。 説明会参加者の意見は、①風車の設置は環境への影響が大きく環境破壊が大きい。②集落に近く安全でない。③市民(三重県を故郷で離れているものも含む)のシンボルが無くなる等で反対意見が大きかった。 ④2 月 26 日三重県環境事業団責任者と[黒塗り]による現場でのバード調査に 8 人が入山していた、業者は大きな望遠カメラを持って集会所駐車場に車を止めていた、①駐車目的、②会社名及び指名を聞いた、名刺を求めても言えない渡し無いとの返事なので、役場及び自治会長に入	今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

※個人情報等に係る事項については、情報保護の観点から黒塗りとした。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(94/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
58-1 続き	山届が出ているか聞いたが提出されていないとの事、地権者への入山許可手続きは行っていない、説明会には当面の事業計画の説明は無かった。 ⑤環境について、騒音及び低周波音の件(四国大月町では稼働後に音のクレーム調査を行っている)。風車の影(気分が悪くなる者も居るようです)。全国的には風車事故は多発している事から、水環境(地元及び津市の水源地である)。動植物(クマタカは数10羽飛来する、3月からは鶯の声、メジロの飛来)、高原つつじ、自然わさび等が生育、美濃加茂市の禅寺正眼寺の自然発芽の松の木は、触れるな、肥料も水も与えず育てている。景観(風車計画地は信仰の山。津市及び伊賀市の健康増進及び憩いの山。校歌にもある故郷の山。文化財の山。地元は数百年の歴史がある民家が存在する。)今の環境を求めている移住者も多くあります。 *布引山系の風車は当初の稼働から16～17年程になるが、この間の環境変化の追跡は行っていない、工事による環境破壊は、現在現場では崩落箇所があり長野川は土砂で埋まり、農家及び津市、三重県等の行政は長野川の土砂撤去に随分コストをかけている。土砂の堆積状況は安濃ダムも同様で脆弱な地層の為に現在対策を考えているとの事。	
58-2	2.シーテック社の笠取ウィンドファームは営業運転後に居住者からの騒音クレームで、住居の防音対策を行った地区がある。 (株)グリーンパワーインベストメント社は、高知市大月町のウィンドファームでは①地元住民に周知なく建設が進められ、平成30年3月から営業運転(経が峰計画と同機種)、稼働後に住民から騒音苦情が出て、昨年夏に検査、9月に説明及びデータの縦覧を行い、現在対策中との事です。そのように、騒音については全国的に苦情があり裁判歴もあり、身体への影響が出ているようです、業者は自然界からも低周波音は出ていると言っているが、自然界の音は別物で異質であり身体に良いと聞いている。	騒音(低周波音も含む)については、環境影響評価方法書290～293頁に示したとおり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年5月)、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「低周波音の測定方法に係るマニュアル」(環境庁、平成12年)に基づき、調査を実施します。 予測結果の評価にあたっては、環境基準や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日 環境省)も参考といたします。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(95/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 59		
59-1	環境影響評価を行うにあたって、肝心の風車の詳細が公表されていないので、対応に困る。 風車の大きさ(ブレード直径、タワーの高さ)だけでなく、タワーの幹の直径や重さ、基礎等に至るまで、きちんと公表すべき。3,000kw級の風力発電は日本では例がないサイズ。何が起こるか分からないので、極めて慎重に、そして丁寧に調査に取りくむべき。 地主の方々には特に細かく説明を行って欲しい。地域の年配の“えらいさん”だけでなく、将来を担う若い方々を含め、地域全員が理解賛同した上で計画を進めて欲しい。というか、するべき!!	本事業における風力発電機の基数及び配置は現在検討中であり、詳細は風況・地形等の条件や、土地の所有者様、風車メーカーとの協議等を踏まえて決定してまいります。 本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
59-2	なぜ隣接というより、並び、むしろ同一の風力発電帯になるにもかかわらず、平木阿波・津芸濃の2地域に事業を分けたのですか。分ける意図は何ですか。経ヶ峰における風力発電の影響を過小評価させようとする意図に取れます。 例えば、土石流危険渓流の図。1事業ずつ見ると、工事区域の端に思えますが、2事業合わせると、ちょうど2事業の間に土石流危険渓流が挟まれる形になり、実際はより危険度が増しています。砂防指定地も同じように挟んでおり、同じことが言えます。 また、騒音・低周波音の図では、平木阿波では最寄りの平木まで距離が1.7kmと出ていますが、津芸濃では距離が表示されていません。 大気質調査の図では、津芸濃では平木までの最短距離を1.5kmと表示していますが、何故騒音低周波の図では表示しなかったのですか。平木阿波の事業より、津芸濃の事業の方が平木により近にも関わらず、表示しないのは印象を悪くしないためですか。 平木はちょうど2事業の風車から近距離で、しかも挟まれる形で影響を受けることになります。かなりの影響になると思われます。これはきちんと表示すべきで、調査も合わせて行うべきです。	全国的に送電線の空容量がひっ迫しており、当該地域においても、周辺の送電線に十分な空容量がなかったことから、(仮称)平木阿波ウィンドファーム事業および(仮称)ウィンドファーム津芸濃事業はそれぞれ別の地点で送電線に連系する計画です。したがって、中部電力株式会社との契約や経済産業省への申請が別々になり、工期や工事時期も異なる可能性があるため、2事業として計画しております。 ご指摘の通り、環境影響については、2事業を実施した場合の累積的な影響について、調査・予測・評価を実施する予定です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(96/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
59-3	同じく騒音・震動・低周波調査表で、平木だけでなく他の最寄りの建物までの距離を示していないのは何故ですか。平木阿波では掲載したのに、津芸濃では示さない意図は何ですか。 また、騒音・震動・低周波調査は美里町に限っていえば、平木だけでなく別所や高座原、船山での調査もすべきではありませんか。平木ほど近くはありませんが、2km 圏内です。 5km 圏内でいえば、みさと幼稚園、みさとの丘学園、美里支所等地域の大事な施設が入っています。海外では 5km 圏内でも調査をしていると言います。ただでさえ日本で類を見ない 3,000kW 級の風車です。最大限の安全対策として、5km 圏内の重要施設も調査点に加えるべきです。	方法書の 123 頁では直近の住居と環境上保全すべき施設までの距離を示しております。また、432 頁では、近傍集落 3 箇所までの距離をお示ししています。 騒音（低周波音を含む）、振動の調査地点等の調査方法については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
59-4	水環境の環境影響調査において、造成等の施行による一時的な影響時しか調査しないのは問題です。経ヶ峰は三重県の水源涵養保安林であり、津市・伊賀市の水源地です。 また、美里には美里水源の森があり、みえ森と緑の県民税を使った事業であり、一般財団法人セブン・イレブン記念財団が、美里水源の森内の三重セブンの森で、企業の森活動を行い、TOTO はどんぐりの森活動を行うなど、県・企業・地元で取り組む大事な事業を行っています。 以上のことから、工事時だけでなく、建設機械の稼働時、施設の稼働時も合わせて調査・予測が必要です。	方法書の 271 頁に記載の通り、しゅんせつ工事等、河川水域における直接改変を行わず、水底の底質のかく乱による水の濁りの発生が想定されないことから、建設機械の稼働による水環境への影響は環境影響評価の項目として選定しておりません。 水源林や水源への影響に対しては、有識者や関係行政機関とも協議を行ない、慎重に検討を行います。 美里水源の森事業について、情報提供いただきありがとうございます。美里水源の森自体は本事業の事業実施区域の流域外のため、本事業の実施による影響は想定しておりません。地元・行政・民間企業の連携によって、地域の資源を活かして環境教育等に取り組まれている事例として、参考にさせていただきます。
59-5	水質の調査・予測において、風力発電機の基礎・土台の情報が公表されていません。 3,000kW 級の巨大風車の土台・基礎の工事は大きく、建材もまた巨大なものになると考えます。 支えるための杭を打つなら、それは何 m の直径の物で、深さは何 m になるか、また使われる素材も公表し、その上で水質汚染を十分調査・公表するべきだと考えます。	基礎の形状や仕様は今後の地質調査などの結果を基に検討してまいります。 「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成 29 年 経済産業省）において、陸域の風力発電事業における水質への主な影響は、造成裸地の出現による濁水の発生と想定されております。本事業は、その考え方にに基づき調査内容を設定したものです。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(97/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
59-6	そして水質調査において、水の濁り状況の調査が、平水時4季各1回、降雨時調査期間内各1回というのは、あまりにも少なすぎます。 近年、豪雨はじめ異常気象が続いています。降雨の状態(降水量)ごと、また降雨時から何時間後かで、全く調査結果は違うものになることから、降雨時の調査を、降水量ごと、降雨後の何日・何時間ごとで、細かく調査すべきと考えます。	水質調査では、工事中の降雨時に裸地等から流出する濁水が沈砂池を通過し、放流される濁りの程度を予測・評価します。工事中の影響の程度を評価するためには、まず現況(工事前)の降雨時における濁りの程度を把握しておくことが必要であり、この値を基準として、それより大きくなるのかどうかを評価することとなります。 また、降雨時調査においては、降り始めから、調査地点で複数回の採水を行い、濁りのピークの把握に努め、その濁水の程度を越えないように、保全措置を検討します。 なお、水質を含め、各調査項目の調査頻度等の調査内容については、今後、国や県の環境影響評価の委員会の専門家に諮り、適切に調査内容を設定した後、現地調査を実施いたします。
59-7	津市・伊賀市の水源に手を加えるというのなら、水源の森の保全と、安全な水の供給への補償について、耐用年数を終え撤去するその日まで、必ず保証・補償することを約束・明言して下さい。	万が一、工事中や運転開始後に、河川への土砂の流入等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、責任をもって対応を検討してまいります。
59-8	公表されていないといえ、風車について大きさ以外に情報がありません。メーカーはおろか(すでに日本のメーカーで風車を作っているところはありますが。)風車、基礎含めた部品、部品ごとの重さ、またそれを運ぶために必要な道幅、道の頑丈さ、風車1基あたりに必要な土台部分の広さ、深さ。捨てる土砂の量。そしてその土砂の廃棄方法、廃棄場所。 さらに地震や異常気象に対応するための風車の強度。台風時など暴風に風速どのぐらい耐えるものか。雷についての耐性や対策も合わせて情報が必要です。 以上の点が分からなければ、どれぐらい環境に影響を与えるのか分かりません。早急な公表を望みます。	現時点では、風車の機種及び製造メーカーは未定のため、部品等についての仕様も決まっておりません。今後事業計画の熟度を高める中で、検討を進めてまいります。 風力発電施設の設計を行う際の補足説明になりますが、現地特有の強風や地震、落雷に関する事項も含んだ、国(経済産業省、国土交通省)の技術基準に従って行います。そして、同設計に対して、第三者機関から法令適合性の認証を受けます。さらに、その認証を受けた設計に対して、国の審査を受けることになります。その後、審査をクリアした設計で風力発電施設を建設していきます。 今後事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
59-9	想定される影響要因として、工事の実施による影響・土地又は工作物の存在及び供用による影響において、上記でも述べた問題と共に、それ以外の問題点として、造成して作った道の維持管理は、風力発電事業が続く限り、そして撤去が全て終わるその時まで、事業主によって維持保全されるものなのか、公表して下さい。	関係機関とも協議の上、管理用道路の維持管理体制を構築し、風力発電事業が続く限り維持管理していくことになります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(98/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
59-10	また、造成を行った際に、のり面に外来植物を植えることで、野生動物の餌を増やすことになり、頭数を増やすことになった事例がある。環境保全の意味でも、安易な外来植物での法面緑化には反対します。	造成後の法面の緑化に用いる植物種については、現地調査により把握した当該地域の植物相・植生を考慮したものを検討いたします。
59-11	地形及び地質(土地の安定性)の調査方法において、地すべり防止技術指針(国交省)山地災害危険地区調査要領(林野庁)等に記載されている基本的な手法または解析、事例の引用を基に予測を行うとあるが、どちらも項目が多く、最終的にどの手法を用いたのかきちんと表記すべき。 それに調査内容に、文献と空中写真情報を元の現地踏査だけでなく、地盤の固さ・地質を調べるボーリング調査も合わせて行うべき。風車を建てる場所だけでなく、道路も然り。	ご指摘の内容については、準備書において、実施した調査及び予測における調査手法及び解析手法等についてお示しいたします。 なお、地形・地質については、土地の安定性を含めた調査、予測及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて工事計画の見直し等適切な保全措置を検討し、影響の軽減に努めます。ボーリング調査等については、事業の進捗状況に応じて適宜実施し、事業計画に反映いたします。
59-12	風車の影による影響において、景観の観点も踏まえて、まずフォトモンタージュの作成公表を早急に願う。その際は、季節ごと・時間ごとの影およびブレードの反射光のイメージ画像の公表。同じく季節・時間ごとのストロボ現象のイメージ動画、夜間の赤色灯点滅のイメージ動画の公表を合わせて出していただきたい。 その際は、近隣の平木地区・阿波地区の観測点だけでなく、景観調査を行う地点に加え、美里町内の経ヶ峰が見える地区数地点(みさとの丘学園、辰水地区の県道沿い等)、津市街の地点も合わせて公表を望む。 そもそも景観調査で、美里町の高宮地区・辰水地区に一つも観察地点が設けられないのはおかしい。県道沿いなど、経ヶ峰がとても良く見える。地点の追加を希望する。 あわせて、景観調査においては、三重県景観色彩ガイドラインに必ず照らし合わせて欲しい。	景観の予測においてフォトモンタージュを作成するにあたっては、地域住民の皆様からのご理解が得られるよう、眺望点の選定や季節、時間、見え方等を詳細に検討した上で実施することとします。また、予測手法については、最新の技術・知見を踏まえて検討することといたします。 なお、設置する構造物に関しては、三重県景観色彩ガイドラインを参照して選定することといたします。
59-13	動物における影響調査で、全般的に4季(あるいは3季)各1回だけというのは、どう考えても少なすぎる。何年も続けるというのならまだしも、4季としているからにはたった1年という区切りでしかない。統計学を用いないのか。たまたま調査に行った日に、その動物の痕跡が運よく見つけられるとは考えられない。かなりの低確率であるといえる。 特にヤマネの巣箱利用調査など、お粗末なものである。	現地調査の頻度については、全国の他事例と同様の水準となっており、当該地域の動物相(対象とする分類群の全種)を把握できるよう、複数の調査地点、調査日、調査人員、調査手法等を設けております。これらの手法や結果については専門家・学識経験者に助言を仰ぐことで、客観性のある調査を担保するよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(99／120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
59-14	騒音・振動・低周波音の調査において、風力発電機から発生する騒音・低周波音の影響は、建設前にどのように調査または予測を行うのか。詳しい手法を公表されたい。もし建設してから調べるというのであれば、言語道断である。 また、低周波・超低周波は、音として認識するかどうかは別として、どのヘルツの音が、どれぐらい出るのか、距離ごと、風速ごと(風車の回転数ごと)に、事細かく公表して欲しい。 最寄りの平木集落・阿波集落だけでなく、主要施設とされているみさとの丘学園等への影響も合わせて調査して欲しい。	騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日環境省)も参考いたします。 なお、予測は最寄りの住居を対象としますが、計算は対象事業実施区域の周囲について実施し、平面図でお示しいたします。
59-15	耐用年数がすぎた後は、風力発電機の本体だけでなく、基礎・土台もすべて撤去し、植生を復活させ“もとの環境”に必ず戻すと明言して下さい。 あわせて道の整備・保全はどうなるのか、心配。移譲するなら、移譲先と事前に念入り・綿密な計画をし、ずさんな工事・管理で、後の地権者が苦労することがないように、細心の注意を払っていただきたい。	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(風力発電)では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了し風車を撤去する場合、風力発電機は現場で解体し、全て撤去いたします。基礎については斜面の安定等も考慮しながら撤去し、土の埋戻し等の処理を行うことを想定しておりますが、具体的には地権者様や関係機関と協議の上、方法を検討いたします。 道路については、関係機関と協議の上、原状回復する場合には、周辺植生に配慮した緑化や樹木の植栽等を行います。
59-16	工事や造成、風車の稼働音を嫌がって野生動物が里に降りることが増えると聞いている。実際美里ウインドファーム建設の際、住民が体感している。 他所で風力発電開発を準備中と言うなら、開発前・後のデータがとれるはずなので、ぜひそのデータをこの事業の調査予測に反映するべき。	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、生息状況を把握します。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (100/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
59-17	最後に、公表されてない問題のひとつで、経ヶ峰を風力発電の場所として選んだ理由のひとつに良い風が吹く、とのことだったが、風況調査はもうされたのか。季節、日時単位での細かい調査、しかも数年単位での調査が必要と考えるが、その方法・回数を公表して下さい。 特に最近台風は予想外の進路や巨大化が問題になっている。そこもしっかり考えて、風況調査を行い、場所の選出をお願いしたい。そして選んだ科学的根拠と共に、設置場所の公表をお願いする。 自然環境、生態系の破壊、住民の健康を踏みにじってもここに建てる大いなる意味があるのだと、全ての人を納得させて下さい。 せめて、地主さん方には、正しい情報と丁寧な説明、絶対の補償を行って下さい。以上	現在、風況調査を実施しております。ご指摘の通り、風況は季節を通して変化しますので、一定期間継続して観測し、その結果を基に風力発電機の配置の詳細を検討する予定です。 今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(101/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 60		
60-1	事業社のビジョン(事業社 HP) 地域の皆さまへ 地域と共存・共栄するプロジェクトの実現を目指します 地域の皆さまからのご賛同およびご協力を得ながらプロジェクトを推進いたします。過去に実現したプロジェクトの経験を通じて得た様々な経験を生かして、地権者の皆さま、地域社会、その他の開発パートナーとの間に、相互に有益となる関係を構築いたします。 H31年2月6日から3日間の事業社主催の環境アセス方法書の住民説明会について (仮称)平木阿波ウィンドファーム事業(津市側から稜線を見て西) (仮称)ウィンドファーム津芸濃事業(津市側から稜線を見て東) *上記事業場所は隣接地につき同時説明とすると事業者の説明から始まる。 経産省エネルギー庁 事業計画策定ガイドライン(風力発電2018年4月版) (1)第1節 企業立案 再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、<u>「発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である。」</u>再生可能エネルギー発電事業者が発電設備を設置するに当たり、<u>関係法令及び条例を遵守することは、地域と共生する上での前提である。</u>しかしながら、<u>関係法令及び条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もある。</u>このため、再生可能エネルギー発電事業者においては、事業実施予定の地域の個別の状況を踏まえた上で事業を進めることが求められる。また、事業の実施について自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められる。	事前に行行政窓口や一部の自治会の役員の方々にはご説明させていただいておりましたが、地域住民の皆様を広く対象とした説明会は先般の2019年2月に初めて開催させていただきました。 引き続き、事業計画の熟度を高めていく過程において、地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。 また、地域住民の皆様への周知方法につきましても、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討して参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (102/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-1 続き	上記の点を踏まえ、本節では、発電設備を設置する土地及びその周辺環境の調査・整備を行う事業の企画立案段階における遵守事項等を示す。 (2)環境アセス手続きについて ①2事業のウィンドファームの事業計画場所は津市側から稜線を見て西・東の位置につき手続き時期は事業社の都合でずれてはいるが、方法書手続き以降は説明会含めて同一進行と思われる。 配慮書手続き 事業社が②(仮称)平木阿波ウィンドファーム事業。説明等に津市美里総合支所に初めての挨拶来庁はH30年2月初め、 ③同2月末に配慮書の説明に来庁、同3月8日に配慮書が美里庁舎に届く。 H30年3月9日～4月9日まで配慮書の縦覧。市民に周知は日刊紙に1度掲載だけでお粗末な周知、他の方法の回覧版での周知は行っていない。 (問題提起#1) *この時期に、上記「<u>エネルギー庁のガイドライン</u>」及び事業社のビジョンの「<u>地域と共に</u>」、にある「<u>地域と共生</u>」が重要であるは地権者及び地域に挨拶及び説明は行って無いので配慮書の目的を遵守したとは言えません。 H31年2月6日～の方法書手続きでの説明会は一般市民対象であり、直接生活利害が伴う地権者及び地元説明と内容は分ける必要がある。会場は小学校単位とし挨拶を兼ねて行うべきです。私は地元自治会役員の一人ですが、この2事業を知ったのはH30年12月8日自治会長から自治会役員会の事です。既に2事業の配慮書の縦覧時期、意見書提出の期限は①平木阿波事業は4月9日、②津芸濃事業は11月に終了ですから両事業とも縦覧の周知は一度の日刊紙に掲載しただけです。<u>プロスポーツ競技で問題のアメフトで後ろタックル</u>の様で、日刊紙広報のチャンスは1日です、見逃したら意見が言えるわけはありません。 配慮書手続きの意見書数は①平木阿波は3件で終了です。津市の人工換算をすると3/280,000人です、配慮書手続きは終了した、地権者及び住民に配慮を行うための手続きを行ったと言えますか。	

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (103/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-1 続き	*官公庁は事業社に、立案から配慮書手続きは時間配慮を考えた上で実施するように言っています、事業社は地権者及び地域に十分配慮を行い実施するように言っていますが。説明会参加者は周知できていない不満を多く聞かれました。これでは方法書の縦覧に対して意見書、意見は庁舎には届くわけはありません。過去に行ったウィンドファーム事業社は環境アセスに入る前、調査に伴う承諾書の徴求を行った。 ④事業社が（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業。説明等に津市美里総合支所に2回目挨拶に来庁はH30年8月22日、同9月7日に配慮書は美里庁舎に届く。 H30年9月10日～10月9日まで配慮書の縦覧。 （問題提起#1-2） *この期間に、ビジョンの「地域と共生」が重要であるは地権者及び地域に挨拶及び説明は行って無いので配慮書手続きの目的を遵守したとは言えない。 事業の初期説明会は挨拶を目的として行うべきです。地権者及び地元説明と市民への説明内容は異なるので分けて小学校単位で行うべきです。 私は地元自治会役員の一人ですが、この2事業を知ったのはH30年12月8日自治会長からは自治会役員会の事です。既に2事業の配慮書の縦覧時期、意見書提出の期限は①平木阿波事業は4月9日、②津芸濃事業は11月に終了ですから両事業とも縦覧期間が終了してからの事になります。縦覧日は日刊紙に掲載しただけです。日刊紙確認のチャンスは1年で1日ですから見逃したら意見が言えるわけありません。 <u>配慮書手続きの意見書数は②津芸濃は18件で終了です。津市の人口換算すると18/280,000人です、配慮書手続きは終了、地権者及び住民に配慮を行った手続きを行ったと言えますか。</u> <u>*個人的には、配慮書手続きは規定通り行ったとは思えません。経産省資源エネルギー庁の地域と共生及び事業社ビジョンの「地域と共に」で言っている事と事業展開とは随分距離があると思われます。</u> 事業社ビジョンのWeb内容は経産省のガイドラインWeb内容を取りあえずコピーして書いていただけと思えません。	

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (104/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-1 続き	(3)時系列 ①H30 年 11 月末、事業社は自治会長に説明、説明の資料は無し、この時点で、自治会所有地の賃貸証明書を徴求(1 月 3 日自治会の総集会新年の顔合わせで、出席者は全戸の半分でスッキリしない雰囲気であった)地元民に伝わった内容は、風車事業のために自治会の山林を賃貸を行いたいことだけだと思います。方法書説明会への参加はなかったです。 ②H31 年 1 月 29 日方法書手続きの説明会の回覧の配布。 ③2 月 6 日～ 方法書手続きの津市住民への説明会 4 か所 ④2 月 26 日三重県環境事業団の下請け業者が鳥調査(京都市)地権者、行政、地元に断りなく展開 ⑤3 月 11 日三重県環境評価委員会準備の現地視察	

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (105/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-2	(4)環境 ①地形 *風車設置土地全域は脆弱です。砂防指定地でもあります。H5年9月には集中豪雨 100mm～120mm/hがあり、昔ながらの自然河川は流木・流石で崩壊、激甚災害指定を受け現在の河川は 3 面塗りの人工河川、生物は生息の状態ではありません。対策として流域に 100m 堰堤の設置、その付近に堰堤は 2 か所あります。谷川 3 本の内 2 本はスリットダムを 10 年以上かけて設置ようやく完成しました。集中豪雨前は体長 50 cm 以上あるヤマメが生息していたが流されました。 *方法書説明会での発言に、稼働中のウィンドファームの地質も脆弱です。長野川は水田の水、生活用水、津市浄水場の引込みに利用しています。既設のウィンドファーム内の工事跡は地肌処置は行っていないので削った地肌はむき出しです。現在施設管理道路は崩落中です。流れ出た土砂は長野川へ流れ込みます。長野側下流では、農家の方、津市河川課、三重県河川課は市民からの苦情対応に追われて土砂の取除きは追い付いていない、待ちが出ているとの事です。随分土砂取除きにコストがかかっているようです。この事を理由に説明会参加者は風車建設反対の手が挙がりました。 又、津市芸濃町の安濃ダムについてです。ダムは泥の堆積物の放流等で逃がす機能は備わってなく、当初の計画では泥の堆積期間は 8 年以上と予測していたようですが、現実には半分以下の 3 年程で現在泥の除去対策を計画中との事です。 ダムから経が峰に通じている筐子林道については、長野峠から建設中の経が峰林道と連結予定で建設中です。これも同じ地層ですので脆弱です。道路が出来た後から崩落するので工事は難航しており、予定通りの工事は進んでいないようです。遅れているようです。事業社は風車機材運搬に長野峠側から経が峰林道使用を考えているようです。長野峠側京峰林道も完成後に道路に数か所割れが入り通行は危険と思われます。	事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計を行い、安全面に配慮してまいります。 また、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めて参ります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (106/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-3	②動物・生物 *鹿について、営業運転中の風車施設では、植物を持ち込んで周りに植えています、低木を持ち込んで植えてあります。鹿の餌場になっています。 *鳥類について、クマタカは数十羽程飛び回ります。特に繁殖時には鳴きながら飛び回ります。場合によってはカラスとの戯れる場合があります。ウグイスは早朝から歌います。メジロは群れで果樹の蜜を餌にしています。以前はフクロウがいて夕方鳴いていましたが、今は鳴きません、フクロウはバードストライクには弱いようです。 *布引山系のウィンドファーム施設が出来てから20年弱になります。計画の風車事業を知ってから全身全霊で50日程問い合わせも含めて調べました。環境アセス事業は事業実施の基本だと思います。環境アセスは計画の本事業も含めて形だけの調査、デスク上だけで進めている、チェック機能が曖昧で、統一されていない、例えば鳥の調査です、2年の調査と聞いています、サンショウウオは水採取の調査を行うようです。地元の聞き取りは無く、過去からの状況確認機能は働いていない。などボトムアップは行っていない。地元を尊重していない何度も書きますが官公庁及び行政の意見書は地元との共生が重要と言っているが守られていないです。三重県知事は3.11防災、減災では「命、安心、安全を大切にする三重づくり」を言っています。環境アセスの基本を忘れ、形だけの環境アセスでは将来に自然からのしっぺ返しがあります。環境は地元生活者の話は現実だと思います。自然を知る守ることは計算、文献では限界があります。稼働の風車設置後の環境の変化、生物調査の追っかけ調査(気象協会、三重県環境事業団)は布引山系風車設置後約20年間の現場状況の変化調査は行っていないようです。その様では、官公庁ガイドラインは、既設風車があるのであれば企画立案に取り入れるように言っています。 *河川には、ウナギの遡上、ヤマメ、ハヤ、モクズガニ等釣りが出来ました。現在は土砂の堆積です。 *貴重植物もあります、天然わさび、特別なつつじ類、他の物もあると思います。 岐阜県美濃加茂市の禅寺、<u>正眼寺の松の木は岩の</u>	ご指摘の希少な生物も含め、現地調査結果を踏まえた影響の予測を実施することで、自然環境に重大な影響が生じることを回避又は低減できるよう事業計画の検討を進め、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、必要に応じて、工事中や施設供用中における事後調査も実施し、その結果を公表してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (107/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-3 続き	真ん中、少しの割れ目に生えています、松の木の生育には厳しい状況と思います。成長は遅いようです、その松の木はその場が好きなので、成長は続けているようです。住職は雲水及び来客には触らず見るだけ、水・肥料は与えないで見守っているようです。 環境アセスの説明会では貴重植物は移植を行うと言っています。これからすると植物はその場所を選んだのに移植移転するのは知らない者、無謀をとしか言えません。 *<u>鳥類</u>レッドリストに該当する<u>イスワシ</u>、<u>クマタカ</u>、<u>オオタカ</u>、<u>フクロウ</u>、<u>ノスリ</u>などの希少<u>猛禽類</u>の幼鳥が、風力発電のブレード(回転羽根)に衝突(<u>バードストライク</u>)して死亡するケースがある。Web 資料から。	

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (108/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-4	③人の健康及び生活環境への影響 *風力発電の課題のひとつに騒音対策・低周波音対策がある、人家に近接して設置された場合に、近隣住民がめまい・動悸・耳鳴りなどの違和感を訴える例が出てきた。日本各地で建設反対運動が起き、ドイツでは建設済みの発電所の撤去を命じる判決も出た。 *騒音以外にはシャドーフリッカーもしくはストロボ効果といわれる回転する羽によって断続的に横切る影が問題視され、これは生態系にも影響を与えると考えられている。 *風力発電装置は民家からできるだけ離れた所に設置することが望ましいとされており、計画段階からそれに注意すべきであるとされる。<u>イギリスでは民家から 5km の距離を取る様に定められている。</u>『ウィキペディア(Wikipedia)』 *計画事業の説明会では工事用の騒音(測定器写真入りで)は力説していたが、風車設置稼働後の騒音、音、超低周波音、低周波音問題の重要な説明は薄かったように思う。 前段に書きましたが上記は、三重県知事の鈴木英敬氏は、防災・減災で言っていますが、「命・安心・安全を大切にする三重健康作り」と言っています。地権者、地元民には既設稼働後の騒音、音、超低周波音、低周波音騒音について安心、安全の担保することは事業社及び環境アセス資料作成を行う関係者は重要です。 事業社及び環境アセス資料作成関係者は企業責任として「音の安心・安全」払拭、担保、説明対応を行う義務があります。事業社の、昨年稼働開始の高知県大月町の大洞山では音問題が発生中です、対策対応中です。騒音問題を津市、計画の本事業で起こさないためにもこれは必要です。事業社は津市美杉町に同様の事業を企画立案を行った様です、計画の一環として美杉町民を大月町へ案内した、風車建設には至らなかったようです。理由確認はしていませんが。 企画立案を行った様です、計画の一環として美杉町民を大月町へ案内した、風車建設には至らなかったようです。理由確認はしていませんが。	低周波音の影響については、専門家の意見等の情報収集や関係行政機関とも協議を行いつつ、環境影響評価の中で検討してまいります。 なお、弊社が津市美杉町にて企画立案を行い、大月町に案内したという事実はございません。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(109/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-5	④景観 ①校歌に歌われている津市民のシンボルの山。 ②文化財が存在している山 ③信仰の山。 ④健康増進等市民が気軽に登れる山なので現状が好きです。 ⑤景観が悪くなる。山頂から見下ろすと解放され心身の健康につながる。 ⑥地元の山林は植林から約 80 年程です、防災、減災の取り組みから山林役割である保安強化としての事業 H31 年度から津市では森林経営管理制度事業が始まります。計画風車の発電機は 3,000Kw 級、発電機の高さは約 150m、2,000kw 級(本体重量は 140 トン)笠取ウィンドファームと比較すると、音(大きさに比例すると言われていいます)、電磁、威圧感、影圧等、設置後の風車その下での森林作業は考えられません。設置すると山林価値は下がります。農地法は隣接を重んじています。農地の権利移動、転用時は農地法にあるが隣接及び委員会の承認が必要です、事業社は隣接地補償等考慮しているのか説明はない。	ご心配されている、景観、人と自然との触れ合い活動の場、騒音、風車の影などの環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 なお、事業実施区域内は基本的に山林であり、農地は含んでおりません。
60-6	2. 官公庁、行政、事業社等関係各位への要望(総論) ①事業社の選定について、本社は米国である。トラブル等事業上の調整が生じた場合、本店は本社(米国)伺いになると思われる。事故、発電運行上のトラブル、会社の事業撤退、その他法令上の事についての対応責任者の明確化はどうか。	弊社の本社は東京であり、稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。万が一事故等の問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。
60-7	②(株)グリーンパワーインベストメント社が三重県行政に挨拶、説明等今までの経過状況は地元を無視なので今後の展開に不安を感じるので再度の企画立案を要望します。	今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
60-8	③音の問題は不安です 3,000kw 級は大月町に行かないと体感できない。 ④約 150m の巨大な施設の柱は事故無く使用が出来るとしたら半世紀使用できると言っています。山林は無くなり風車柱の山林になります。現在の山林は死にます。低周波音等音問題についての影響は今後どのように立証されるかは未知数です。従いまして、騒音、耳ではとらえる事が出来ない低周波音等については、十分考慮し、十分な安全率の考慮を要望します。	騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日 環境省)も参考といたします。なお、引き続き最新の知見の収集に努め、適切な調査・予測・評価を実施してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(110/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
60-9	⑤上記に書きましたように、事業社は企画立案及び配慮書手続きで、十分な時間をかけて十分な配慮を行って進めている、進めたとは言えません。手抜き立案で見切り発車としか言えません。現在三重県で行動している事業社社員は入社後 1 年に満たない社員で、事務所を名古屋に置き三重県へは通いです。名古屋事務所は1人で連絡はすべて東京の本店、朝夕は毎日名古屋からの通いです。(三重県に事務所を置くと地元関係者の訪問で困るのか)事業社として本店及び事業所は大きな仕事を行うには能力不足、無理と思います。今後三重県が設置の審査委員会を起こすまでもないと思います。故郷の地を任す事業社としてはふさわしくない、事業社レベルは低いと思います。行政も迎えるにあたっては十分な調査を行って頂き行政実力の発揮を望みたいと思います。 ⑥事業社は環境アセスフロー図の通り、昨年2月地元民に挨拶と説明して共生の気持ちで展開しておれば、私の身体への負担は軽減出来たと思いますが約50日で睡眠時間を削って調べ、問合せ致しました。意見書提出は本日で時間切れでの提出になります。見直し時間は無かったですので、審査委員会に託したいと思います。時間上見直しでは出来なく乱筆になりましたが以上とします。	今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
No. 61		
61-1	・周辺地域には既に90機もの風車が存在しており、これ以上の風力発電施設の新設は環境への影響が累積的になる為、不要・危険である。その為、環境影響に重大な影響が懸念される。 ・事業の影響を受けるのは地域住民だけでなく他地域に住む家族や親戚、観光客や移住希望者にも及ぶ、事業の周知方法や範囲について環境影響評価法から逸脱しているものと考えられる。 「2.1 対象事業の目的」に安全かつ安定的なエネルギーの確保とあるが風力発電は定格出力を安定的に出力・発電することはできず、3m/s以下の風力では発電すらしない為目的にそぐわない。 「2.2.7 その他の事項」に“影響の把握が困難である”と記述がある。そのような状況で事業を進めるのは極めて拙速であり、その事自体に重大な影響が懸念される。	まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 また、地域住民の皆様への周知方法につきましても、皆様から頂いたご意見を踏まえ引き続き検討してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (111/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 62		
62-1	「第4章、表4-1(1)」に騒音及び超低周波音について周辺住民への影響を <u>極力低減</u> とあるが完全に回避できないのであれば安心・安全とは言えず環境影響は重大である。特に胎児や子供への影響は明確かつ具体的に検討し、恣意的な判断は認められない。	低周波音の影響については、専門家の意見等の情報収集や関係行政機関とも協議を行いつつ、環境影響評価の中で検討してまいります。
No. 63		
63-1	人体への悪影響がある、またはあるとは断言できなくてもその不安がるモノは、これ以上増やさないでほしい。不安を感じるという気持ちに寄り添ってほしいです。電気を生みだすものを新たにつくるよりも、電気を使う量について考え直す方向にシフトすべきではないでしょうか。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (112/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 64		
64-1	・ 自然破壊のかん点から反対	自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。 本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。
64-2	・ 建設による事故も心配	本事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計・施工を行い、安全面に十分配慮した上で建設にあたります。
64-3	・ 撤退後の廃棄・残された風車がどうなるのか、そのままにされるのではないかと反対	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT 法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として 20 年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積み立ておく計画です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (113/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 65		
65-1	①再生可能エネルギーに反対するものではありませんが、今でさえこの地域には多くの風力発電が乱立しているのに、さらに…というのはどう考えても賛成しかねます。H25 年 4 月におきた(株)シーテックの「ナセル脱落事故」あの事故の教訓より、“事故がおきないという保証”は絶対はないということです。 全国で設置されている風力発電の事故の実態をとらえその分析と改善等について報告頂きたい。	ご指摘の事故は他事業者の風力発電所のものですが、ご指摘の事故を含め他の風力発電所の事故についても、国（経済産業省）の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。 本事業の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。
65-2	②風力発電のメーカーの保障期間は、20 年とのことでしたが、その後の方向はどう考えるのか	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT 法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として 20 年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積立しておく計画です。

住民等の意見の概要及び事業者の見解(114/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
65-3	③何より美しい経ヶ峰の景観は、次世代への“おくりもの”です。 風力発電の設置にともないズタズタにされる。工事期間の事故なども心配されます。	次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。 経ヶ峰の眺めへの影響については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。 また、本事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計・施工を行い、安全面に十分配慮した上で建設にあたります。
No. 66		
66-1	・経ヶ峰は、津市で多くの方が登山する山です。頂上にのぼって景色(360℃)をみた時に、風車が目の前に何本もみえるなんて、とても許せません。 ・建設用の道路や風車そのものを作るのにも、土砂災害や河川への流出が心配です。 ・低周波の被害（別の所での風力発電）ねむれないという方がみえました。イライラしてどうしようもなく困る方もいました。 ・絶対に、この集落が、いくつもあり、みんなが近くの山へ登る、その山に、風力発電は、中止していただきたい。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (115/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 67		
67-1	風車から出る、超音波や、電磁波が何 km 先まで、どのくらいの影響があるのか、もう一度住民の方達にちゃんと、説明をする事が、建てる側の責任だと思います。他県の例で、風車からの騒音や電磁波などから、頭痛などで、寝むれず毎日、市から出されるバスで、その町中の住人が、違う場所に寝に行くという実例があるので、その不安を、説明会で納得させて頂き不安をとってもらいたいと思っています 又、そういう被害が出てしまった時の、保証は、誰がどのように、されるのか、お教えて下さい。 とにかく、賛成したい、と思わせる、納得できる質問できる説明会を開いて頂ければ、一番いいのだと思います	騒音（低周波音を含む）については、現地測定を実施し、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ（アノイアンス）を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）も参考といたします。 なお、今後も低周波に関する最新の知見の把握に努めます。 また、稼働後に問題が発生した場合には、まず、どのような状況か調査し、必要に応じて専門家等からも意見聴取を行った上で、当該状況に応じて対応策を検討し実施させていただきます。 今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
No. 68		
68-1	・何故、この地に決めたのか。これ以上はこの地にいない。	風況及び地形等の自然条件の他、道路や送電線といった社会インフラの整備状況、関連する法規制の状況等を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られており、限られた候補地の中で再生可能エネルギーの導入を進めることは公益にも資するものと考えております。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。
68-2	・生態系に及ぼす影響は。	現地調査では、希少な生物だけではなく一般的な生物も含めて調査を実施し、複数の生物種の関係性について、生態系という視点から当該地域の現況と事業による影響の把握に努めてまいります。また、予測の前提となる影響要因には、直接的な土地の改変のみではなく、想定される間接的な要因も考慮し、それらの影響が及ぶ可能性のある周辺域まで含め予測を実施してまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (116/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
68-3	・用地買収はすでに完了しているのか。	事業を実施する際には、基本的に買収ではなく賃貸契約にて土地をお借りする計画です。具体的な契約の時期は、今後の事業計画の進捗に合わせて土地の所有者様とご相談させていただくことになります。
68-4	・イノシシ・シカなど、人家におりてくるのでは？	鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題と認識しております。猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など、害獣が里に出現する複数の要因があると考えております。今後、現地調査を実施し、生息状況を把握します。その結果を踏まえ、可能な限り周辺の自然環境や生活環境と共存しうる事業の実施に努めます。
68-5	・経ヶ峰の美しい景観をどう守り保障するのか。	景観については、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第1段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。
68-6	・安全性をどう確保するのか。過去の事故の検証を。	国内で過去に発生した風力発電所の事故については、国（経済産業省）の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。 本事業の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (117/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 69		
69-1	経ヶ峰に風力発電が設置されるという記事を目にし地域住民にとっての心の風景が失われる事を一番に愁えております 市内の殆どどの学校の校歌にも必ず歌われるこの山に人工物ができれば自然破壊だけでなく精神的にも情緒的にも大きな打撃をうけることになるでしょう 歴史的にも景観的にも又、地域の生態系へも影響は多大であると考えます 又、他の設置された地域の実情を聞くにつけ水源の汚染、地盤の崩壊が懸念され、見た目と共に農業への悪影響が心配されます 日々ながめ、たびたび登山を楽しんでいる者にとってのこの風景をぜひ残せますように祈っています。	本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。引き続き、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
No. 70		
70-1	経ヶ峰に風力発電は必要ですか 私は、経ヶ峰の美しい山頂からの景観を愛する者として、この問いに否だと思えます。青山高原にも 60 基の風力発電がすでに設置されていて、そのいくつかは壊れていて修理するのに莫大な経費がかかるために放置されていると聞いています。20 年を稼働めやすとして設置し、壊れたら知らん顔。そして御用納めになって廃棄するにも高額な撤去費用がかかるため目をつぶる、あるいは逃げる。こんな無責任な巨大物体を乱開発しながら設置する必要性は全くない。地球に優しいとか自然エネルギーで原発に代わるとかきれいで国民をだまさないでほしい。後世にこんな巨大ゴミを残して押しつけるんですか 目先のわづかな利益のために計画を中止すべきだ。	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT 法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として 20 年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積立ておく計画です。
No. 71		
71-1	・景観の問題について 津市民にとってとりわけ登山愛好家や経が峰に精神的信仰的に寄せる気持ちのある者に対して どのような配慮を行ったのか、それとも人的環境は無視したのか その評価が示されていないのではないのでしょうか？	今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいります。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (118/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
71-2	・自然環境の保全について 青山高原と異なり、経ヶ峰の標高の高い所には林道はありません。予定されている 西～北側の尾根筋に林道を伸ばせば環境破壊は免れません。これまで各地の林道を見ても崩壊が続いています。「完全な」保全は不可能です。	事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計・施工を行い、安全面に配慮したうえで林道を設置してまいります。
71-3	・将来について 固定価格買い取り終了後、完全な現状復帰ができるのか その見通しは全く示されていません。危険極まりありません	資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、「FIT 法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として 20 年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。 一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了する場合、施設を撤去し植栽を行う計画です。 なお、固定価格買取制度では事業期間を通して計画的に撤去費用を積み立てることが求められており、本事業でも撤去費用を積立しておく計画です。
No. 72		
72-1	風力発電は良いものだと思っておりましたが、学んでみて大反対、となりました。 不安定な電力しか得られないため火力の燃料使用が増える、影、低周波による健康被害、建設にあたっての想像以上の自然破壊、20 年後に設備と道路の保持などどうなるのか…。 良いことが一つも無いと思われ、絶対に止めるべき事業と感じます。	風力発電は出力が変動する電源ですので、需要と供給を一致させるためには、揚水や火力等を用いた調整が必要になりますが、電力会社の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられますので、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながり、二酸化炭素の排出削減にも貢献できるものです。 まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (119/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
No. 73		
73-1	・ 水源地への影響をどう考えるのか。 計画地は保安林となっている。主には、水源涵養保安林と思われるが、工事によりどのような影響をもたらすのか、明確にしてほしい。 風車等の搬入は R165 経由で広域林道を活用すると説明されているが、広域林道の使用は許可されているのか。広域林道は建設計画から 20 年以上が経過しても、今なお完成をしていない。真砂土と言われる崩れやすい土質であるがため、台風被害などによる復旧を余儀なくされ、全体として延長が伸びていかない。 そういった道路を搬入路として活用するにあたって、土砂崩れ等が水源異に及ぼす影響がないのか、明確にしてほしい。	保安林については、今後事業計画の熟度を高める中で、保安林の指定種の状況を詳細に把握し、その指定目的に応じて、保安林が果たしている機能の担保についても検討し、関係機関と協議してまいります。 具体的な道路の計画は今後現地調査や関係者との協議を行いながら進めていく予定ですが、林道の使用にあたっては、その目的を損なわないよう、道路管理者と協議する予定です。 水源への影響に対しても、有識者や関係行政機関とも協議を行ない、慎重に検討を行います。
73-2	・ 土砂崩落等の影響をどう考えるのか。 平木側のみならず、河内への土砂崩落、錫杖湖への土砂流入の懸念がある。錫杖湖は農業用水確保のために造られた人造湖であるが、土砂の流入が予想以上に多く、現在、土砂撤去作業が行われている。もともと、水を貯めるための面積も少なく、最近の水不足が続いている。地域の人の話では、広域林道建設や砂防ダムの機能崩壊により、ダムへの土砂流入が止まらないとのこと。これ以上の土砂流入は給水に支障をきたす恐れがある。この影響をどのように考えているのか、明確にしてほしい。	本事業の実施により土砂崩落や土砂流入が発生することのないよう、事業に着手するまでには、本環境影響評価の手続きに加え、森林法等に基づく各種許認可の基準を遵守し、関係行政機関にもご審議いただきながら計画を進めてまいります。
73-3	・ 景観の問題 配慮書において「重大な影響等を回避又は十分に低減できないと考えられた場合には、風力発電施設の配置の見直し等を含む保全措置を検討し、影響の軽減に努めます」と記述があるが、「重大な影響等を回避又は十分に低減できない」は、誰がどんな基準で判断するのか、明確にしてほしい。 津市の景観計画における市民アンケートでは、自然環境への関心が高く、「あなたの好きな景観」に関する自由記述では、津城跡をはじめ経ヶ峰、阿漕浦海岸など津を代表する景観資源が多く挙げられており、景観はもっと良くしたいとする回答が過半数を占めている。 これを踏まえ、景観を壊さない対応を求めたい。	景観につきましては、まずはフォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第 1 段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (120/120)

意見 番号	住民意見	事業者の見解
73-4	・地域振興 安濃町にとっては、経ヶ峰は貴重な地域振興資源でもある。市内外の他地域から誘客するための資源であり、現に、経ヶ峰登山者は草生天神ルートに登る人が多い。経ヶ峰は太古の昔から山岳信仰の対象としても崇められてきた山でもある。 この山の魅力を損なうことなく、地域振興につなげる必要がある。しかし、山頂付近に 145m もの 24 基があり、威圧感を感じるような山にこれまで通りの登山者が訪れるか、おそらく登山者の激減は免れないと危惧するが、地域振興資源を損なう点への見解を求めたい。	経ヶ峰への登山の影響など、人と触れ合いの活動の場を与える影響については、今後環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握に努めるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。 どのように地域振興につなげるかについては、例えば風力発電用に新設した道路の利活用や、それによる森林整備の促進などが考えられますが、具体的には地域の皆様とのコミュニケーションを通じて検討していきたいと考えております。
No. 74		
74-1	経ヶ峰は津市民にとって、毎日ながめるそこにあってあたり前の山です。山の姿形容は、子供の頃からずーと見続けてきました。その山頂付近に大型の風車が建設されると聞き怒り怒りです。 最近では友人と「愛経会メーデル、経ヶ峰を愛する会」を自主継続し、少人数ではありますが月 1 回登り続けています。仲間の 2 人は 300 回をこえました。登山道は台風のたびにくずれ、通行禁止は度々あります。地盤が弱く、水が多い山のため大雨があればくずれしてしまう山です。そこに大型の風車をたてる事は大反対!!です。 経ヶ峰のふもとは集落があり古い伝統文化が残っています。住民への健康被害は当然あるものと思われます。津市民の子供から高令者までが愛している経ヶ峰を今の姿のままで残して下さい。風車建設絶対反対!!	ご心配されている、景観、地形・地質、生活環境への影響などを含めた環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。 今後事業計画の熟度を高めていく過程で、地域の方々への丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。